

愛知県廃棄物処理計画

(平成29年度～33年度)

(素案)

平成29年 月

目 次

第1章 計画の策定.....	1
第2章 廃棄物処理の現況.....	5
1 背景	5
2 一般廃棄物（ごみ）の現況	8
3 産業廃棄物の現況	18
第3章 前計画の進捗状況と課題.....	36
1 前計画の概要.....	36
2 廃棄物の減量化目標の達成状況	37
3 取組の成果と課題	42
第4章 廃棄物処理の目標の設定.....	49
1 一般廃棄物	50
2 産業廃棄物	54
第5章 施策の展開.....	56
1 施策の方針	56
2 具体的施策	57
施策1 3Rの促進	57
施策2 循環ビジネスの振興	60
施策3 適正処理と監視指導の徹底	62
施策4 廃棄物処理施設の整備の促進.....	66
施策5 非常災害時における処理体制の構築.....	68
施策6 施策推進に向けた横断的な取組	70
第6章 廃棄物処理計画の推進.....	71
1 各主体の責務・役割	71
2 計画の進行管理	74
参考資料	
1 廃棄物排出量等の将来予測手法	75

第 1 章 計画の策定

1 策定の趣旨

(1) 現状と課題

本県では、産業廃棄物の適正処理の確保や廃棄物の減量化、資源化の推進を図るため、昭和 48 年から 6 次にわたり「愛知県産業廃棄物処理計画」を策定してきたが、その後、平成 12 年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）の改正を受け、産業廃棄物に加え一般廃棄物を含めた総合的な「愛知県廃棄物処理計画」を 3 次にわたり策定し、施策を推進してきた。

前計画期間（平成 24～28 年度）においては、循環型社会の形成を目指し、3R の促進を始め、ものづくりの県である本県の産業技術の集積を活かした循環ビジネスの促進などの施策を進めた結果、一般廃棄物、産業廃棄物とも、排出量や最終処分量の削減など一定の成果を上げることができた。

とりわけ、産業廃棄物については、排出量に対する再生利用量を含め、すべての目標項目で、目標値を達成しており、特に、再生利用率については、平成 23 年度から 4 年間、全国平均を大きく上回る、70%台の高水準を維持している。

一方、こうした状況の中で、新たな課題も浮上してきている。

一つ目は、一般廃棄物において、一部の指標で減量化の動きに減速傾向が見られた点である。一般廃棄物の再生利用率は、産業廃棄物とは対照的に、平成 22 年度をピークとして減少の傾向を示しており、計画の目標値を下回る見込みである。また、「処理しなければならない一人一日当たりのごみの量」も同様に、23 年度以降、やや下げ止まりの傾向で、ほぼ横ばいの状態であるため、目標達成が困難な状況であり、一般廃棄物の施策のあり方について、見直しを含めた検討が必要である。

二つ目は、適正処理と監視指導の推進体制の見直し・強化対策である。

平成 28 年 1 月、本県の産業廃棄物処理業者が、食品製造業者等から処分委託を受けた食品廃棄物を食品として売却し、県内のスーパー等の店舗で販売されるという、前代未聞の食品廃棄物の不正転売事件が発生した。

この事件は、処理業者が、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の虚偽報告により排出事業者を欺き、処理能力を超える廃棄物の受入を行うとともに、無届の保管場所で廃棄物を大量に保管するなど、悪質極まりない法令違反行為であり、県民の食の安全を揺るがす大きな社会問題となったが、同時に消費者に対し、食品ロス問題の重要性を考えさせるきっかけになった。また、廃棄物処理法の原則に立ち返り、排出事業者責任の重さを痛感させるとともに、行政にとっても、適正処理の徹底と厳正な監視指導のあり方を問い直す教訓となった。

三つ目は、大規模災害に対する備えである。

この地域は、南海トラフを震源とするマグニチュード8以上の地震が、今後30年以内に70%程度の確率で発生すると予測されており、県内の広い範囲で被災することが想定される。また、気候変動に伴う集中豪雨が全国的に頻発する傾向にあり、平成12年の東海豪雨の際には、浸水被害による大量の災害廃棄物の処理を行った。このような大規模な災害が発生した際には、産業活動への影響も懸念される場所であり、ものづくり日本一の本県が災害からいち早く立ち上がり日本全体の復興の要になることが求められている。

こうしたことから、本県では、平成28年10月、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理に資するため、発災前の業務、発災後の応急対応、復旧・復興対策等に必要な事項について、本県及び県内市町村等における対策の基本的な考え方や方向性を定めた「愛知県災害廃棄物処理計画」を策定した。今後、市町村計画の策定や市町村間の連携等を促進するとともに、各種訓練や講習会等を通じて、災害廃棄物処理を担う人材の育成や実効性のある処理体制の整備を進める必要がある。

(2) 策定の趣旨

以上のような本県廃棄物行政を巡る今日的な課題を踏まえつつ、できる限り廃棄物の発生を抑制する、排出された廃棄物については再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行う、最終的に廃棄物となるものは適正に処理する、という基本認識は堅持しながら、循環型社会の構築を目指し、新たな「愛知県廃棄物処理計画」を策定する。

具体的には、一般廃棄物(ごみ)の分野では、県民一人ひとりが取り組みやすい目標を設定することなどにより、県民の自主的な環境配慮行動(エコアクション)を促進する。また、食品リサイクル法における食品廃棄物の発生抑制・資源化など、各種リサイクル法の普及啓発を推進するとともに、低炭素社会や自然共生社会との統合に配慮しつつ、バイオマスなどの未利用資源の活用などにより、新たに「地域循環圏づくり」を推進し、県民、事業者、行政が一体となって3Rを促進する。

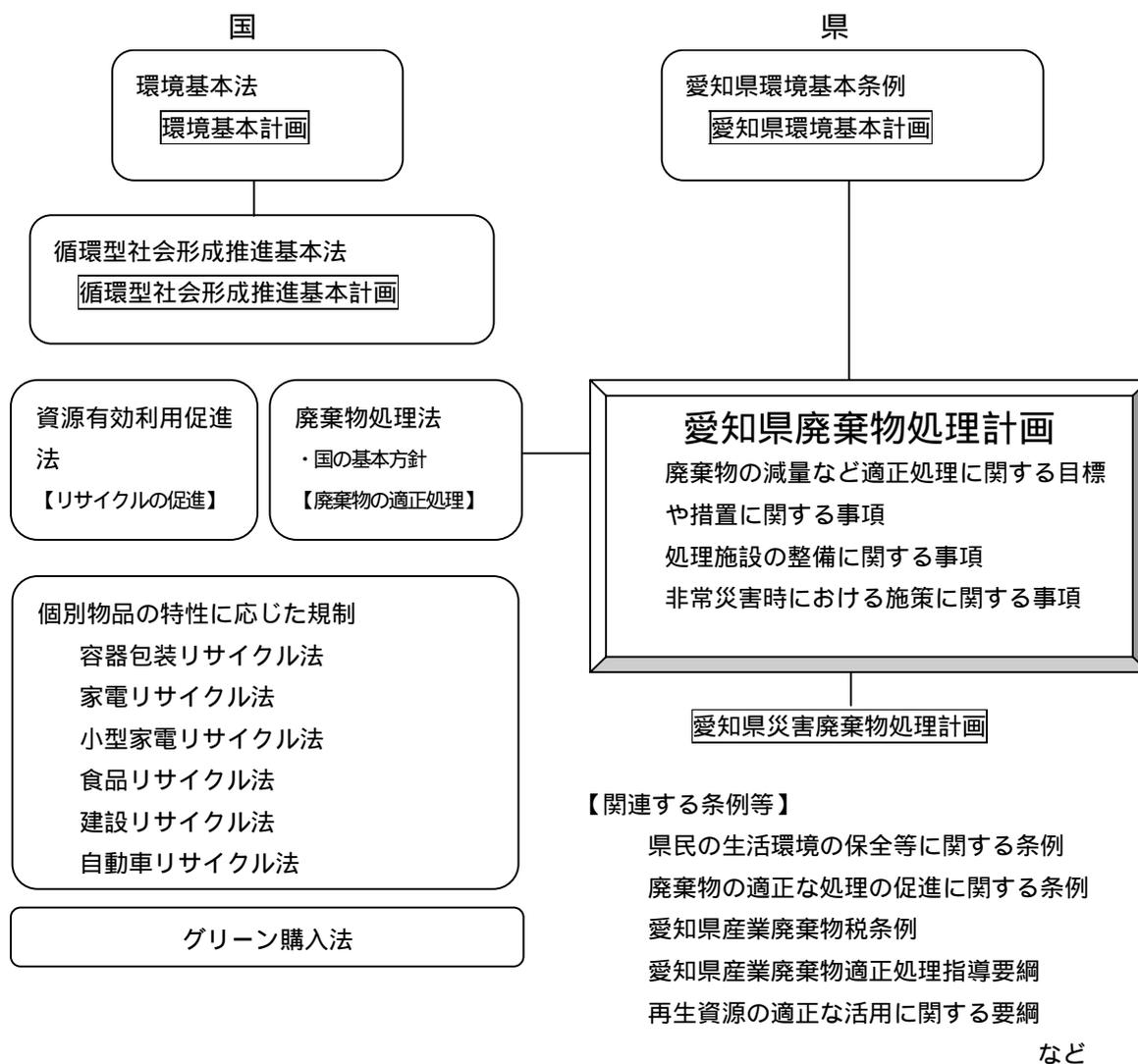
一方、食品廃棄物の不正転売事件を教訓として、法令に基づく排出事業者責任の周知徹底を図るため、事件の再発防止に向けた普及啓発活動などにより、廃棄物の適正処理の指導と不適正処理の未然防止について取組の強化を図る。

さらに、本県は、歴史的に見ても、しばしば大地震に襲われており、大きな被害を受けてきたことから、今回の計画に「非常災害時における処理体制の構築」という取組を位置づけ、災害時における迅速かつ適正な廃棄物処理体制の構築に努める。

2 計画の位置付け

我が国における環境政策の基本的な考え方は環境基本法(平成5年法律第91号)で定められており、また、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みについては、循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号。)で定められている。

本計画は、廃棄物処理法第5条の5に基づき、国の基本方針に即して定めるものであり、本県の環境政策の指針である「愛知県環境基本計画」を上位計画とし、本県における廃棄物対策の基本となる計画である。

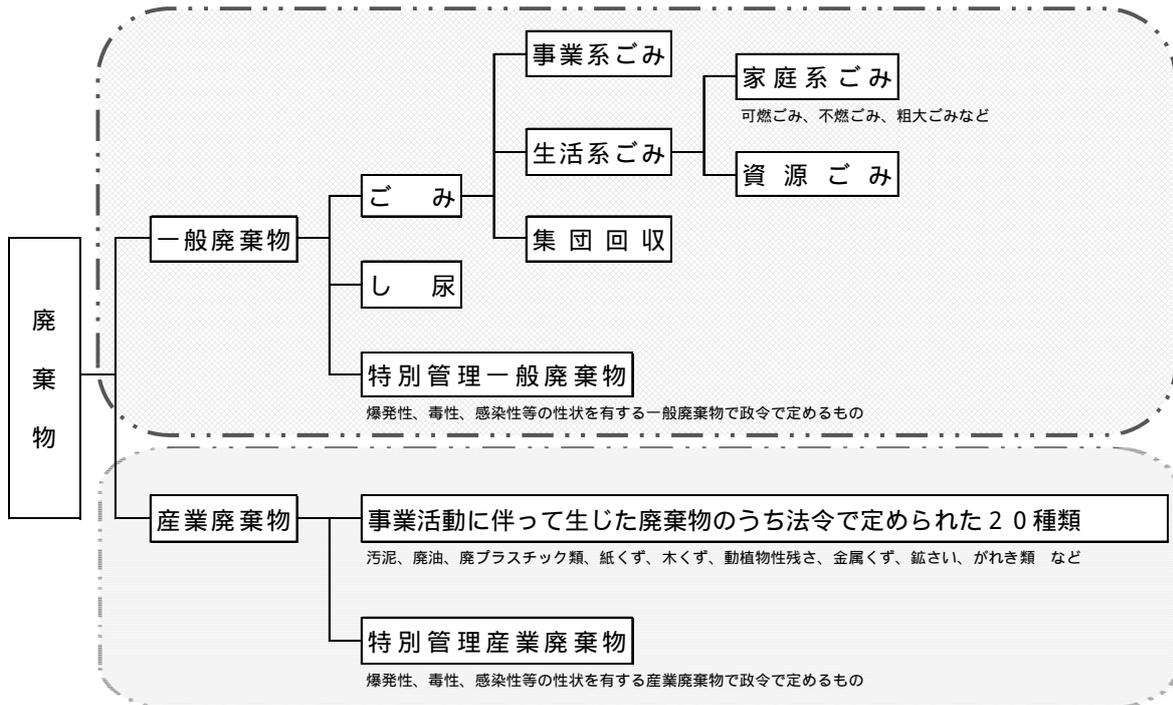


3 計画期間

平成 29 年度から 33 年度までの 5 年間とする。

4 計画の対象

愛知県内の一般廃棄物及び産業廃棄物を対象とする。



第 2 章 廃棄物処理の現況

1 背景

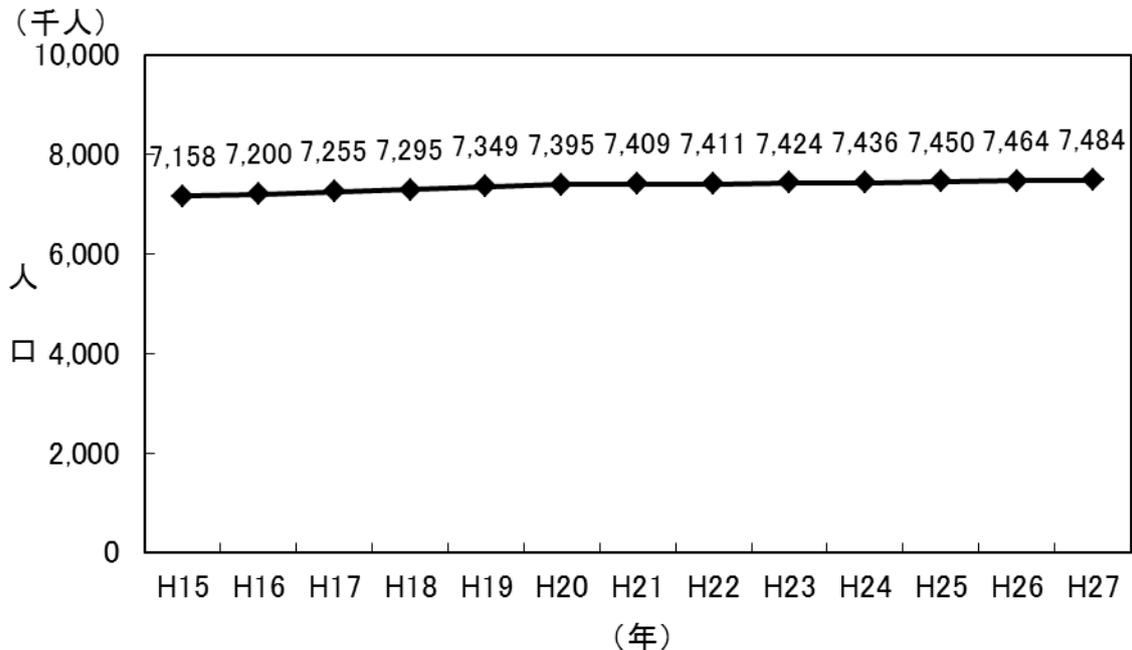
(1) 人口

平成 15 年以降の本県の人口の推移をみると、平成 20 年頃までは毎年 5 万人程度増加していたが、近年は 1 万人から 2 万人程度の微増傾向が続いている。

平成 27 年の本県の人口は 7,484 千人であり、平成 21 年の 7,409 千人に比べ 6 年間で 1.0% 増加している (図 1)。

人口の増加は日常生活を通して、ごみ、し尿等の一般廃棄物、また、様々な経済活動を通じて産業廃棄物の発生量の増加の要因となる。

図 1 人口の推移



出典：「平成 27 年愛知県人口動向調査結果」

(2) 産業構造の特徴

平成 26 年の本県の産業別従業者数をみると、第 2 次産業の従業者数、特に製造業の割合が 24.3% と全国値に比べて高く、これは輸送用機械器具製造業によるものである (表 1、表 2)。

これを製造品出荷額等でみると、平成 26 年において、全国の 14.4% を占める 43 兆 8,313 億円であり、日本を代表する産業県となっている。さらに製造業の中でも自動車関連産業である輸送用機械器具製造業の占める割合が 53.6% と最も高い (表 2)。

表1 従業者数の構成比（平成26年）

産業分類	愛知県		全国	
	人数	構成比	人数	構成比
合計	3,757,267人	100.0%	57,427,704人	100.0%
第1次産業	9,297人	0.2%	354,455人	0.6%
第2次産業	1,133,494人	30.2%	12,999,602人	22.6%
鋳業	425人	0.0%	19,894人	0.0%
建設業	219,620人	5.8%	3,791,583人	6.6%
製造業	913,449人	24.3%	9,188,125人	16.0%
第3次産業	2,614,476人	69.6%	44,073,647人	76.7%

出展：「平成26年経済センサス - 基礎調査」

注：数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

表2 業種別製造品出荷額等の構成比（平成26年）

区分	愛知県	全国
輸送用機械器具製造業	53.6%	19.7%
鉄鋼業	5.8%	6.3%
電気機械器具製造業	4.9%	5.6%
生産用機械器具製造業	4.1%	5.4%
食料品製造業	3.7%	8.5%
プラスチック製品製造業	3.3%	3.8%
金属製品製造業	3.2%	4.6%
その他	21.4%	46.2%
総額 (総額の全国に占める割合)	43兆8,313億円 14.4%	305兆1,400億円

出典：「平成26年度工業統計」

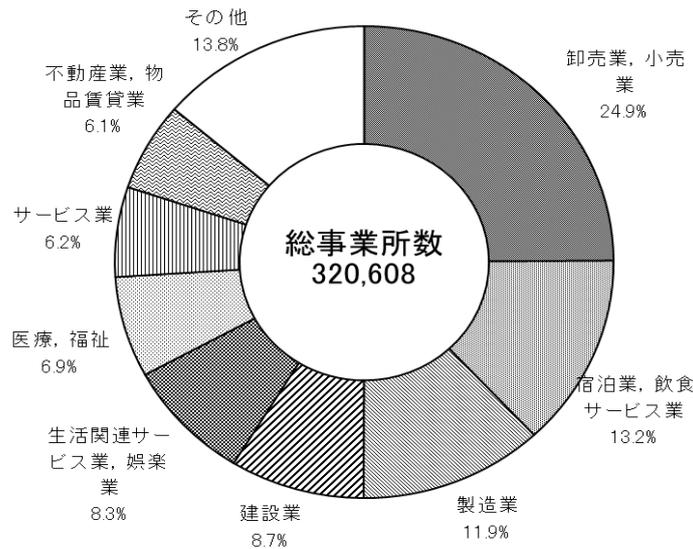
注：数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

(3) 事業所の状況

平成26年の県内の事業所数は320,608事業所、従業者数は3,757,267人である。

業種別に事業所数の割合をみると、卸売業・小売業が全事業所の24.9%で第1位を占め、次いで宿泊業、飲食サービス業が13.2%、製造業が11.9%、建設業が8.7%となっている(図2)。

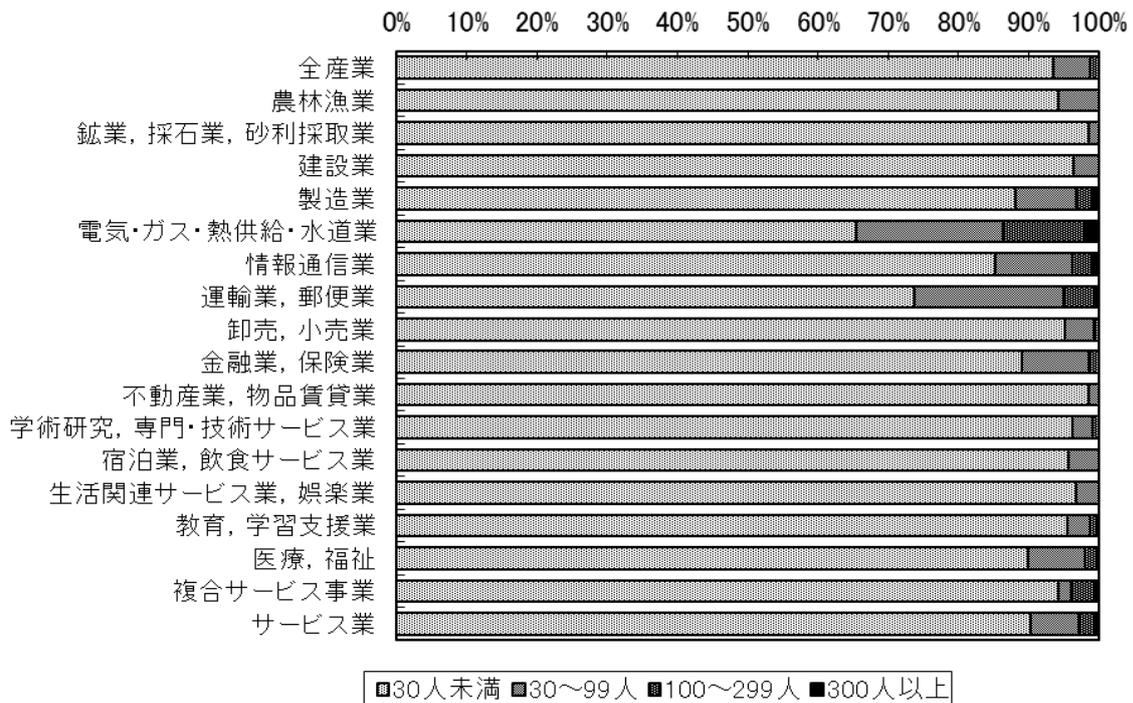
図2 事業所の業種別構成比（平成26年）



出典：「平成26年経済センサス - 基礎調査」

さらに、事業所を従業者規模別にみると、30人未満の第1階層は298,674事業所（全事業所数の93.5%）、30人以上100人未満の第2階層は16,637事業所（同5.2%）、100人以上300人未満の第3階層は3,278事業所（同1.0%）、300人以上の第4階層は839事業所（同0.3%）で、ほとんどの業種で同じ傾向となっているが、電気・ガス・熱供給・水道業と運輸業、郵便業では第2階層以上の構成比が高くなっている（図3）。

図3 従業者規模別業種別事業所数構成比（平成26年）



出典：「平成26年経済センサス - 基礎調査」

2 一般廃棄物（ごみ）の現況

(1) 一般廃棄物（ごみ）の発生及び処理の状況

平成 26 年度のごみの総排出量は 255 万 1 千トンであり、平成 21 年度の 266 万 9 千トンに比べ 4.4%減少している。

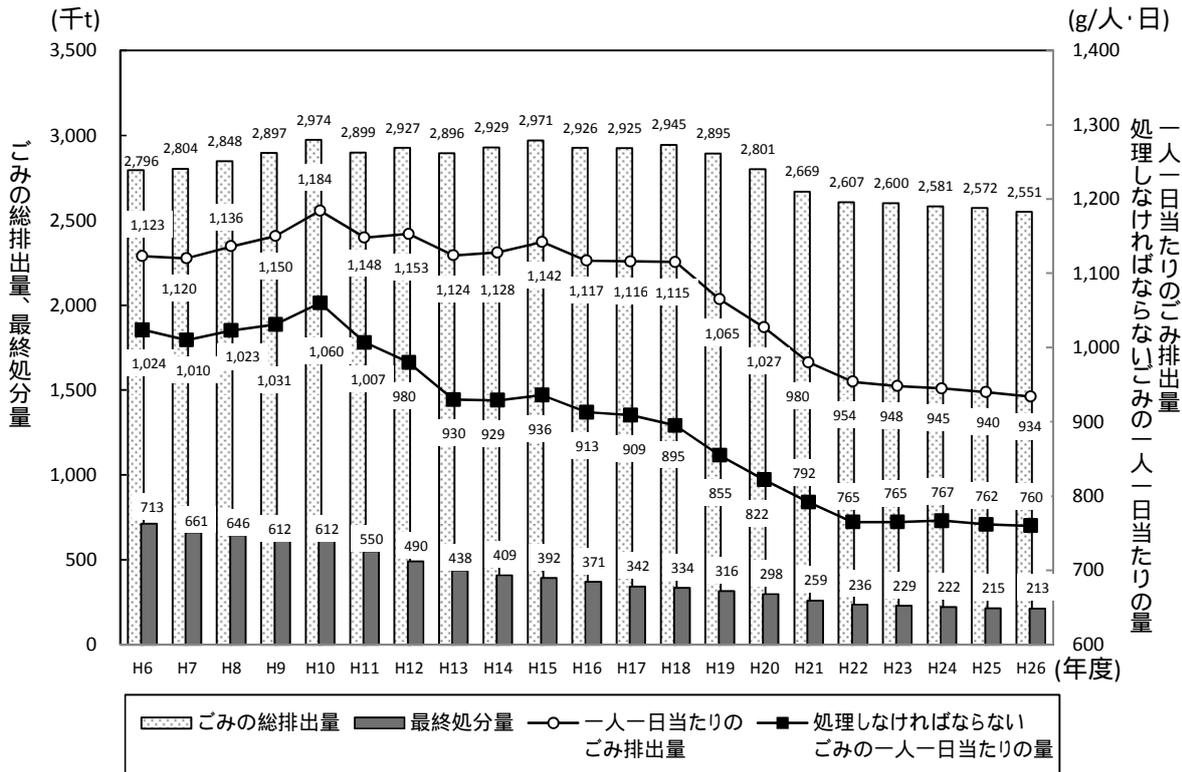
ごみの一年間の総排出量を一人一日あたりに換算（以下「一人一日あたりのごみ排出量」という。）すると、平成 26 年度は 934 g となり、平成 21 年度の 980 g に比べ 4.7%減少している。

また、ごみの総排出量から資源ごみ量と集団回収量を除いた「処理しなければならないごみの量」を一人一日あたりに換算（以下「処理しなければならないごみの一人一日あたりの量」という。）すると、平成 26 年度は 760 g となり、平成 21 年度の 792 g に比べ 4.0%減少している。

ごみの総排出量は平成 19 年度以降、一人一日あたりのごみ排出量及び処理しなければならないごみの一人一日あたりの量は平成 11 年度以降、減少傾向にあったが、近年横ばい傾向にある。

平成 26 年度の最終処分量は 21 万 3 千トンで、平成 21 年度の 25 万 9 千トンに比べ 17.8%減少している（図 4）。

図 4 ごみの排出・処理状況の経年変化



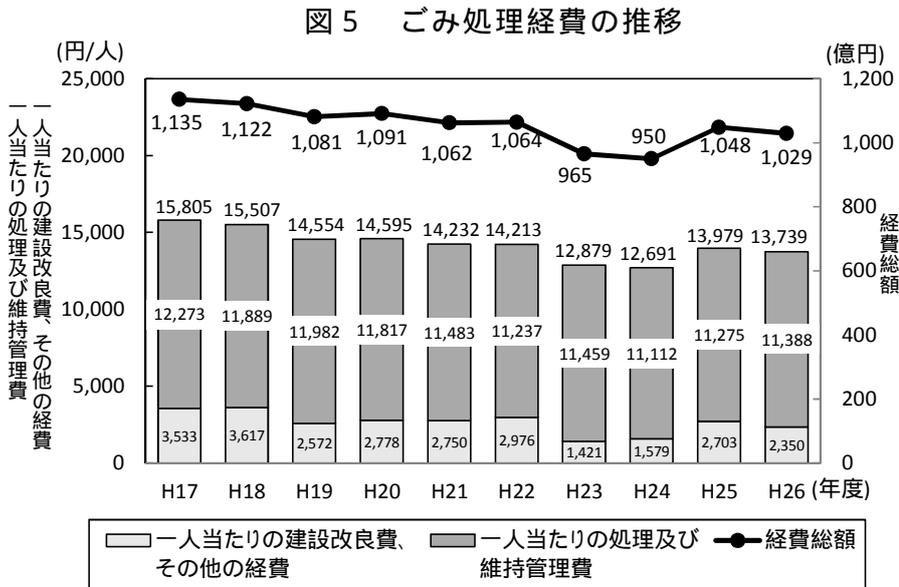
(注 1)「ごみの総排出量」とは、「収集ごみ量」、「直接搬入ごみ量」、「自家処理量」、「集団回収量」の合計値をいう。

(注 2)「人口」の定義について、平成 19 年度から住民基本台帳人口に外国人登録人口を含めている。

(注 3)数値は四捨五入のため、合計値が一致しないことがある。以下、全ての図について同様。

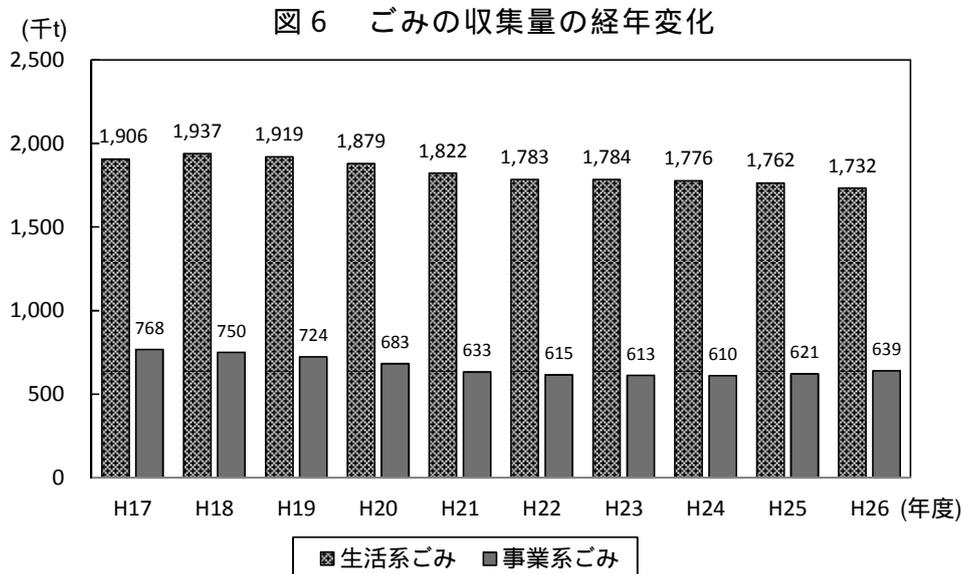
平成 26 年度に市町村においてごみ処理に要した経費の総額は約 1,029 億円であり、これを県民一人当たり換算すると 13,739 円となる。

この内訳としては、処理及び維持管理費が 11,388 円(82.9%)、建設改良費、その他の経費が 2,350 円(17.1%)となっている。ごみ処理に要する経費の総額は、平成 18 年度以降減少傾向にあったが、平成 26 年度は、新規焼却施設等の建設に伴い増加した平成 25 年度とほぼ同額となっている(図 5)。



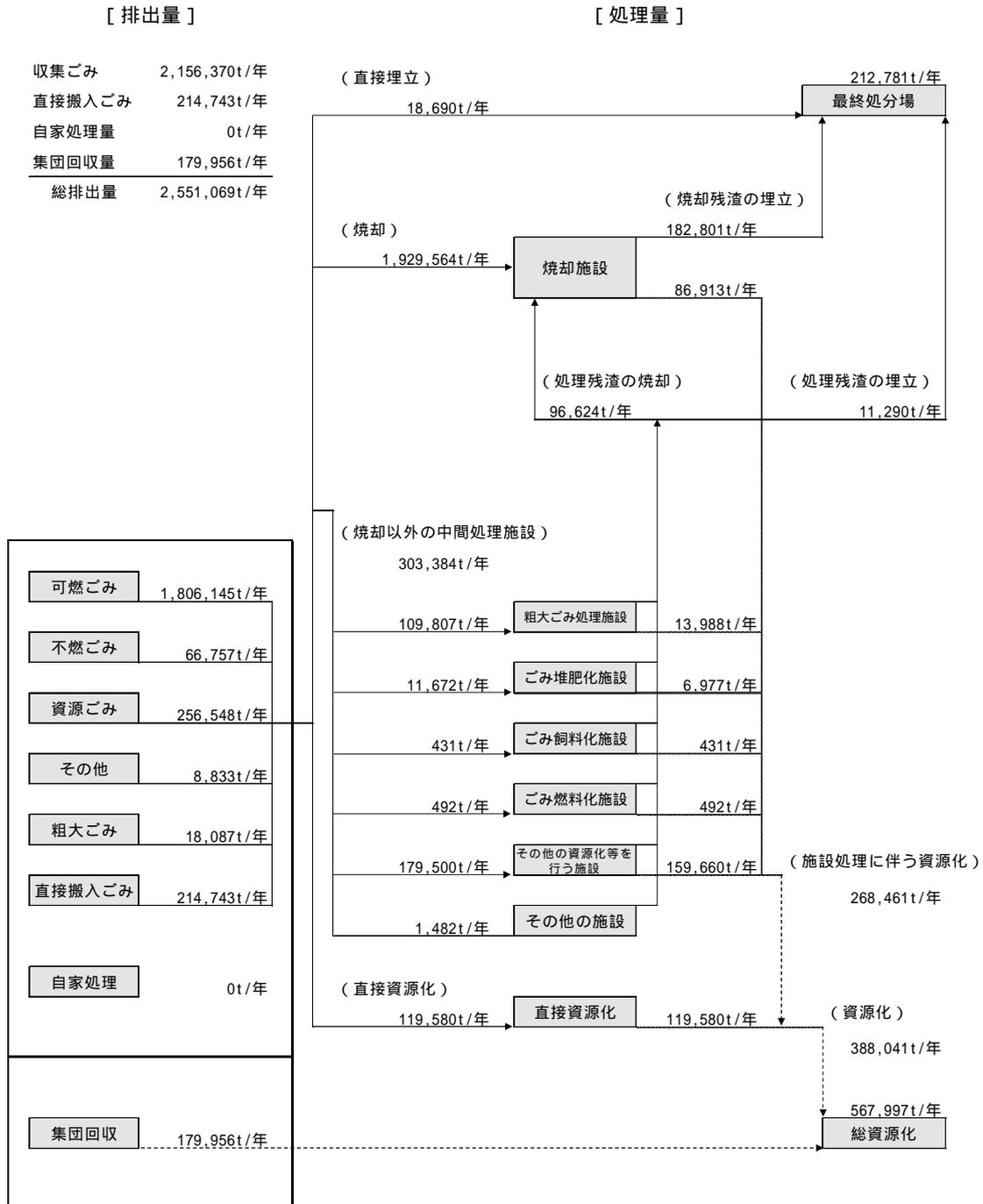
- (注 1) グラフに示した経費は、市町村及び一部事務組合がごみ処理に要した費用の総額であり、市町村の組合分担金は含まない。
- (注 2) 一人当たりの経費を算出するにあたっての人口の定義については、平成 19 年度から住民基本台帳人口に外国人登録人口を含めている。

平成 26 年度における、生活系ごみの収集量は 173 万 2 千トン、事業系ごみの収集量は 63 万 9 千トンであり、収集した総量のうち、生活系のごみが 73.0%を占めた。平成 21 年度と比較すると、生活系ごみは 4.9%減少しているが、事業系ごみは 1%増加している。(図 6)。



ごみ処理の流れは、図7のとおりであり、平成26年度中に収集されたごみ215万6千トンと直接搬入されたごみ21万5千トンの総量237万1千トンが1年間でどのように処理されたかを表したもので、最終的に資源化されたものが56万8千トン、埋立処分されたものが21万3千トンであった。

図7 ごみ処理の流れ（平成26年度）

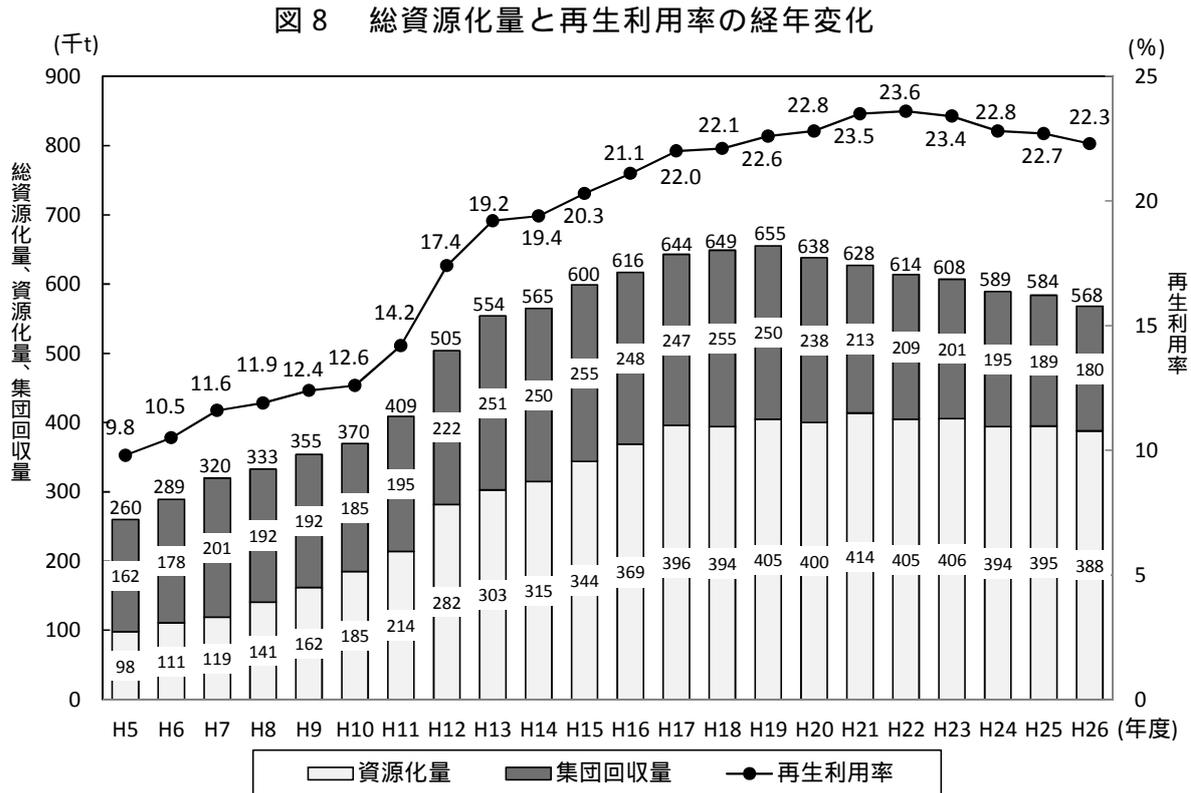


(注1) 「自家処理量」とは、計画収集区域内で、市町村等により計画収集される以外の生活系ごみで、自家肥料として用いるなど自ら処分している、又は直接農家等に依頼して処分されている量
 (注2) 収集ごみの「その他」とは、スプレー缶やライターなどの危険ごみやその他の収集区分以外をいう。
 (注3) 「その他の施設」とは、資源化を目的とせず埋立処分のための破碎・減容化等を行う施設をいう。
 (注4) 収集から処理までのタイムラグにより、「収集ごみ量と直接搬入ごみの合計」と「処理量（直接埋立、焼却、焼却以外の中間処理、直接資源化）」は一致しない。

(2) 一般廃棄物(ごみ)の資源化の状況

集団回収及び中間処理により直接資源化されるものを含めた平成 26 年度の総資源化量は 56 万 8 千トンで、平成 21 年度の 62 万 8 千トンに比べ 9.6%減少している。平成 19 年度以降は、ごみの総排出量減少等に伴い総資源化量も減少している(図 8)。

また、平成 26 年度の再生利用率は 22.3%であり、平成 21 年度の 23.5%と比べ、1.2 ポイント減少している。



(注 1)「資源化量」とは、「施設処理に伴う資源化量」と「直接資源化量」の合計値をいう。

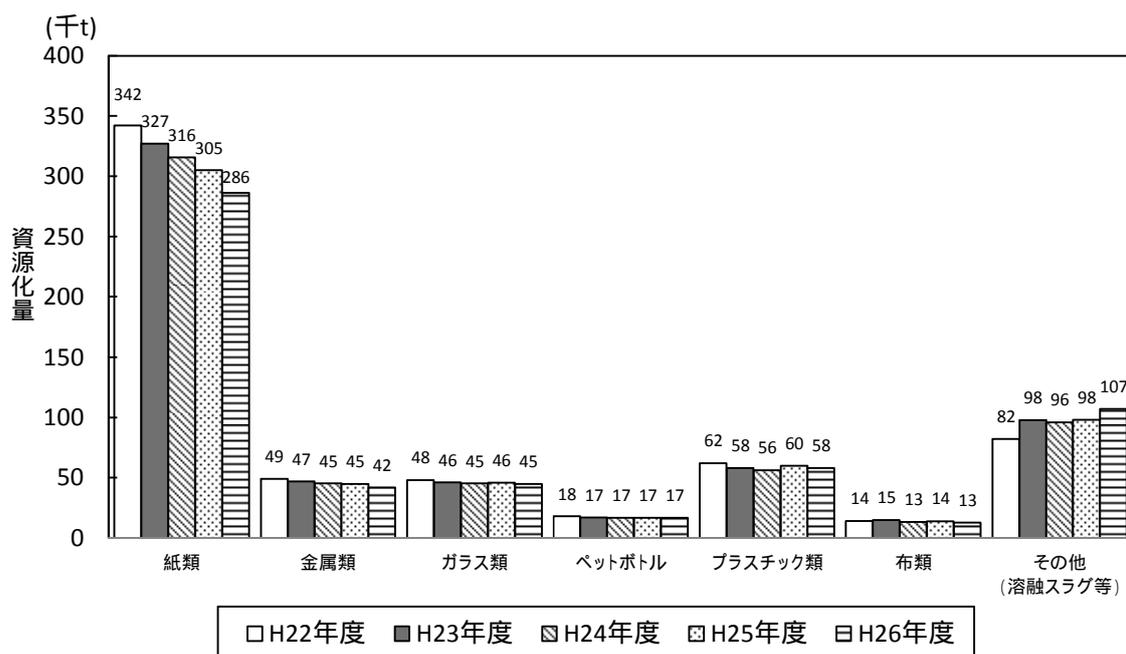
(注 2)「総資源化量」とは、「資源化量」と「集団回収量」の合計値をいう。

(注 3)「再生利用率」= (「総資源化量」/ (「収集ごみ量」+「直接搬入ごみ量」+「集団回収量」)) × 100

消費者の分別排出、市町村の分別収集等による資源化の取組が行われ、平成 26 年度の総資源化量の内訳は、紙類 28 万 6 千トン、金属類 4 万 2 千トン、ガラス類 4 万 5 千トン、ペットボトル 1 万 7 千トン、プラスチック類 5 万 8 千トン、布類 1 万 3 千トン、溶融スラグや肥料等、その他 10 万 7 千トンとなっている(図 9)。

紙類については、新聞や雑誌の発行部数の減少などにより近年減少傾向にある。その一方で、溶融スラグを含むその他については、溶融炉の新設等により増加傾向にある。

図9 資源化の状況



(3) 一般廃棄物処理施設の設置状況

ア 中間処理施設及び資源化施設の状況

平成26年度末の市町村又は一部事務組合が設置し、稼働している中間処理施設及び資源化施設の数 は 97 である。その内訳は焼却施設が 36、ごみ燃料化施設が 2、粗大ごみ処理施設が 20、リサイクルプラザ、資源化センター等の資源化施設が 38 (うち堆肥化施設が 6)、その他 (破碎処理) 施設が 1 となっている (表3)。平成21年度末と比べ、7施設減少している。

表3 中間処理施設及び資源化施設の設置状況 (平成26年度末現在)

区分	施設数	処理能力	備考
焼却施設	36	9,544.5t/日	ほかに5施設休止
ごみ燃料化施設	2	0.2t/日	ほかに1施設休止
粗大ごみ処理施設	20	1,155.4t/日	ほかに1施設休止
資源化施設	38	699.8t/日	38施設のうち6施設が堆肥化施設、ほかに1施設休止
その他施設	1	67.7t/日	
合計 (平成21年度末)	97 (104)	11,467.6t/日 (11,816.9t/日)	

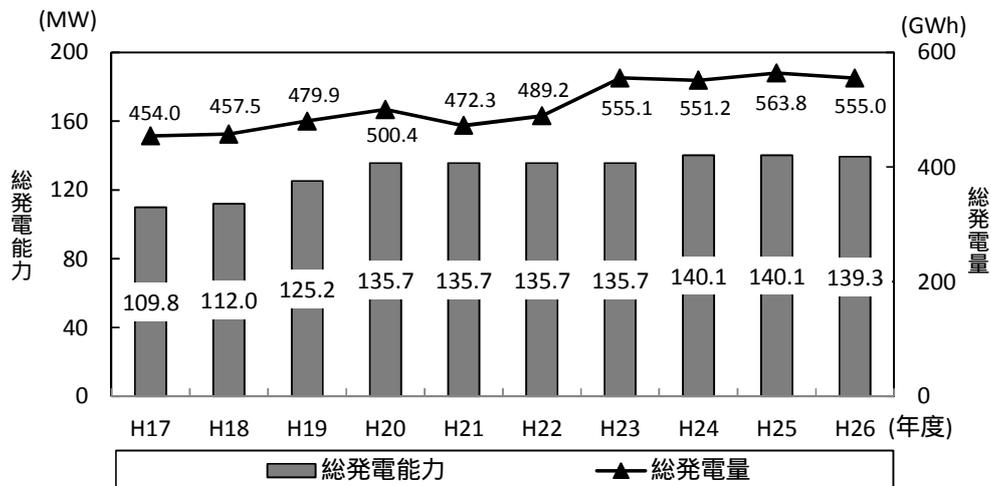
(注)施設数、処理能力は稼働中の数を示す。

イ 焼却施設におけるごみ発電の状況

平成 26 年度末の市町村又は一部事務組合が設置している焼却施設の総発電能力は 139.3MW（発電設備を有する 23 施設の合計）で、総発電量は 555.0GWh（稼働した 22 施設の合計）となっている。総発電能力は、平成 21 年度の 135.7MW に比べ 2.7%増加している。総発電量は、平成 21 年度の 472.3GWh に比べ 17.5%増加しており、上昇傾向にある（図 10）。

総発電能力には休止施設及び当該年度に着工した施設を含み、廃止施設は除いている。そのため、総発電量の数値の傾向とは必ずしも一致しない。

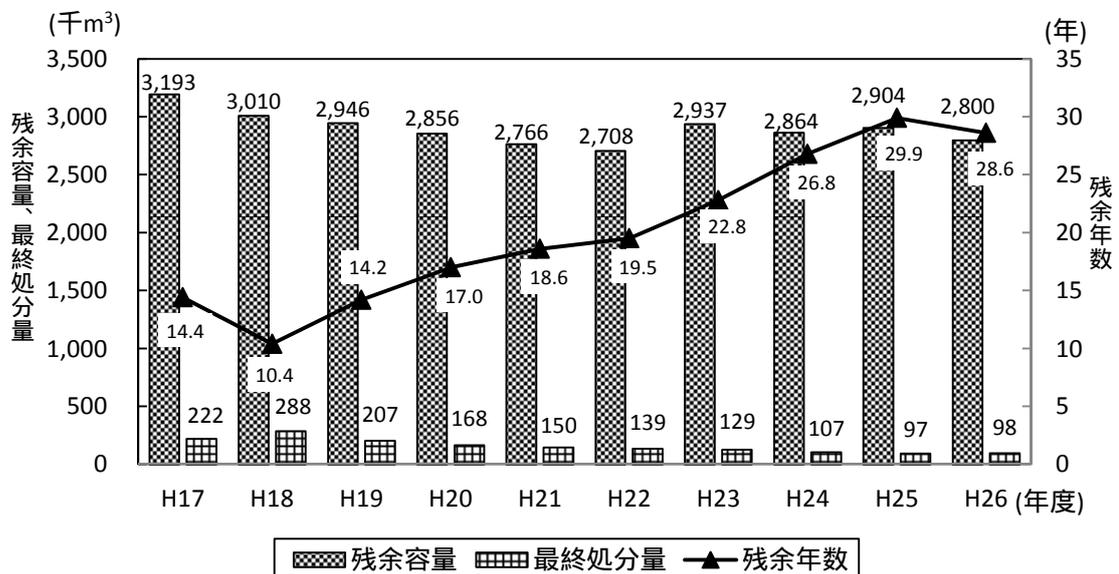
図 10 焼却施設におけるごみ発電の状況



ウ 最終処分場の状況

平成 26 年度末の市町村又は一部事務組合が管理している最終処分場の数は 84（休止、埋立終了を含む。）で、残容量は 280 万 m³ である。これを平成 26 年度の最終処分量 9 万 8 千 m³ で除した値（残余年数）は 28.6 年となり、平成 21 年度に比べ 10 年程度増加した。（図 11）

図 11 最終処分場の残容量、最終処分量、残余年数の経年変化

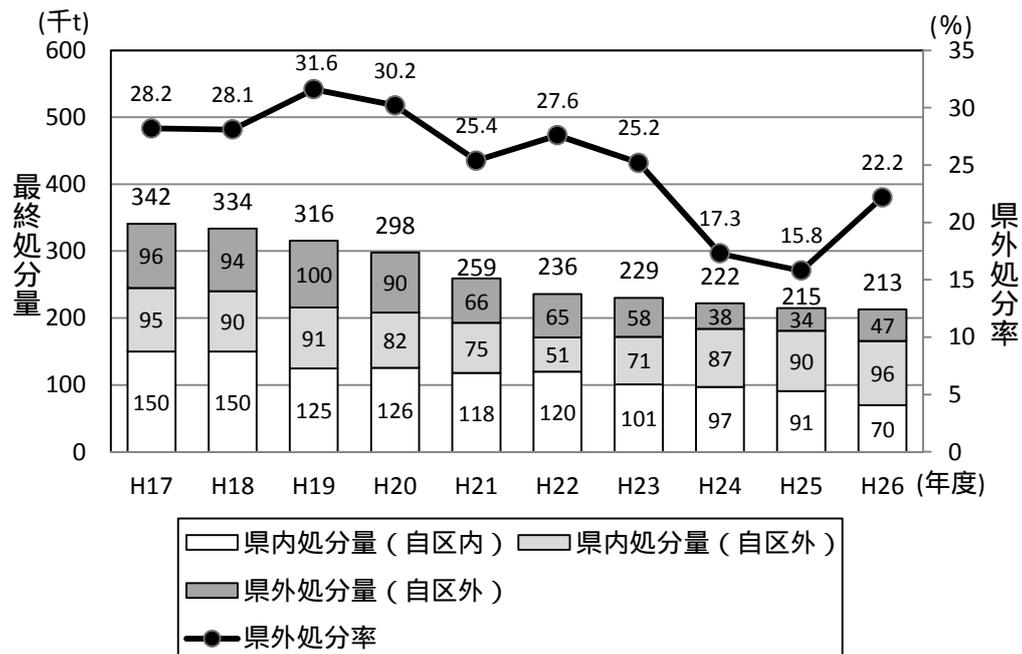


(4) 一般廃棄物(ごみ)の最終処分の状況

中間処理の際に発生した処理残さ、焼却残さの処分を含め、平成26年度の最終処分量は21万3千トンで、平成21年度の25万9千トンに比べ17.8%減少している。最終処分量は、この10年で約4割減少している。

なお、このうち自区外(県外)の処分量は4万7千トンで、平成21年度の6万6千トンに比べ28.8%減少している。県外処分量は、増加・減少を繰り返しているが、長期的にみると減少傾向にある(図12)。

図12 ごみの最終処分量の経年変化



(5) 再生事業者の登録状況

専ら再生利用の目的となる廃棄物である金属くず、古繊維及びペットボトル等の再生を業として行っている場合は、知事の登録を受けることができる。

平成27年12月末現在の登録廃棄物再生事業者数は、金属くず133事業者、古紙89事業者、空きびん48事業者、古繊維22事業者、ペットボトル16事業者である。

平成22年12月末と比べると、金属くず13事業者、古紙5事業者、空きびん4事業者、古繊維1事業者、ペットボトル6事業者増加している。

(6) し尿処理の概況

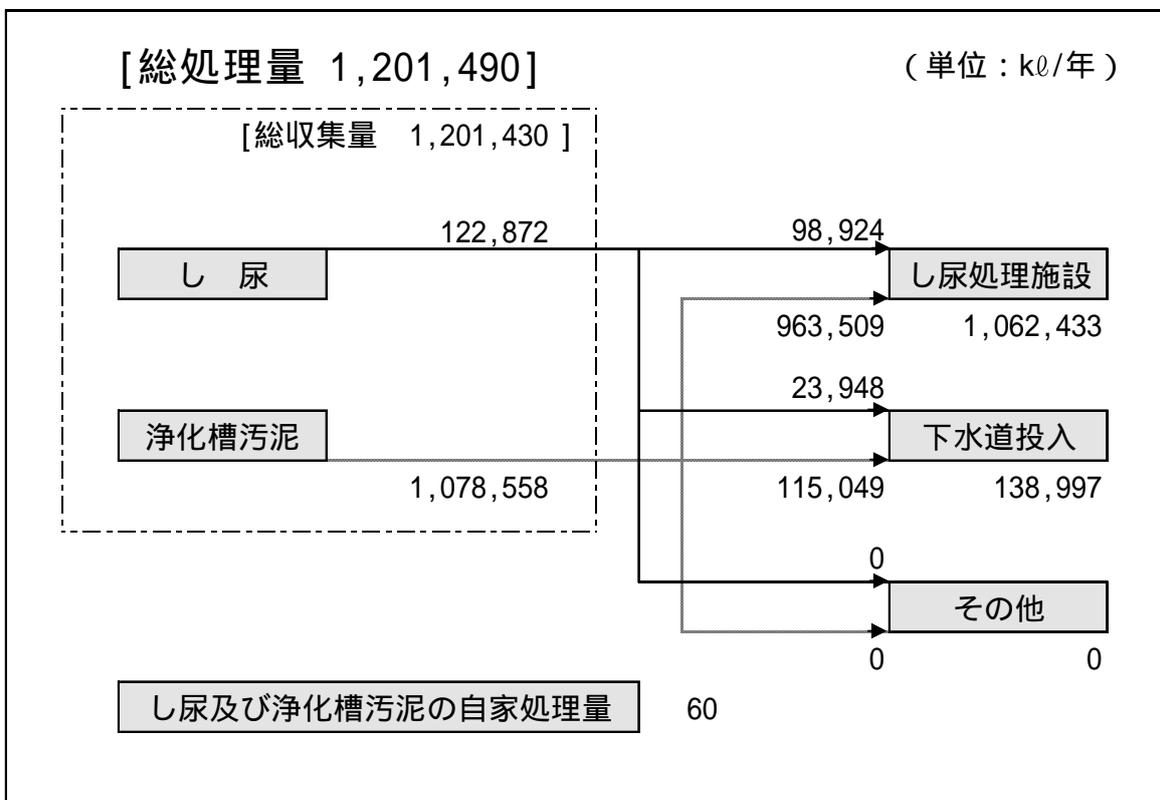
ア し尿処理の状況

平成 26 年度のし尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の総収集量は 120 万 1 千 kℓ であり、そのうち、し尿は 12 万 3 千 kℓ、浄化槽汚泥は 107 万 9 千 kℓ である。

平成 26 年度のし尿等の総処理量は 120 万 1 千 kℓ であり、平成 21 年度の総処理量 132 万 9 千 kℓ に比べ 9.6% 減少している。

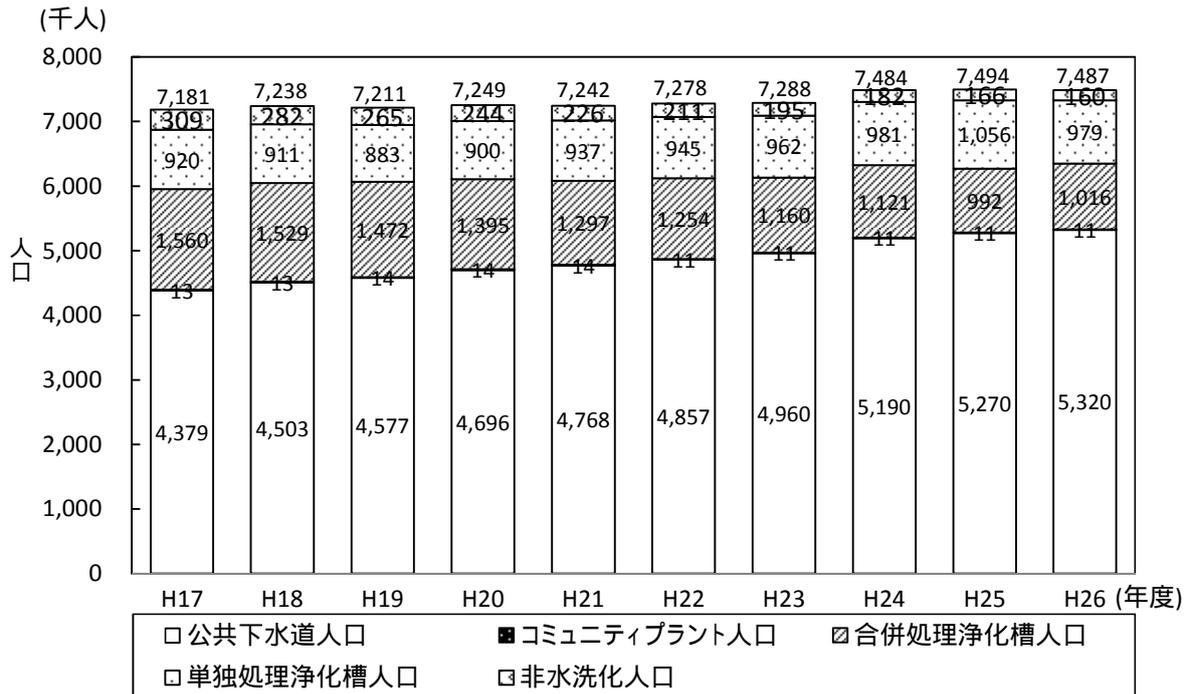
収集されたし尿等のうち、し尿処理施設により 106 万 2 千 kℓ、下水道投入により 13 万 9 千 kℓ、それぞれ処理されている（図 13）。

図 13 し尿等の処理の流れ（平成 26 年度）



し尿処理形態については、水洗化人口（公共下水道人口、コミュニティプラント人口、合併浄化槽人口及び単独浄化槽人口の和）は増加傾向に、非水洗化人口は減少傾向にあり、水洗化が進行している（図 14）。

図 14 し尿処理形態の推移



(注) 平成 24 年度からは、住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成 21 年法律第 77 号)の施行に合わせ、外国人人口を含めている。

過去からの推移をみると、し尿等の収集量及び処理量は減少傾向にある(図 15 及び図 16)。

図 15 し尿等の収集量の推移

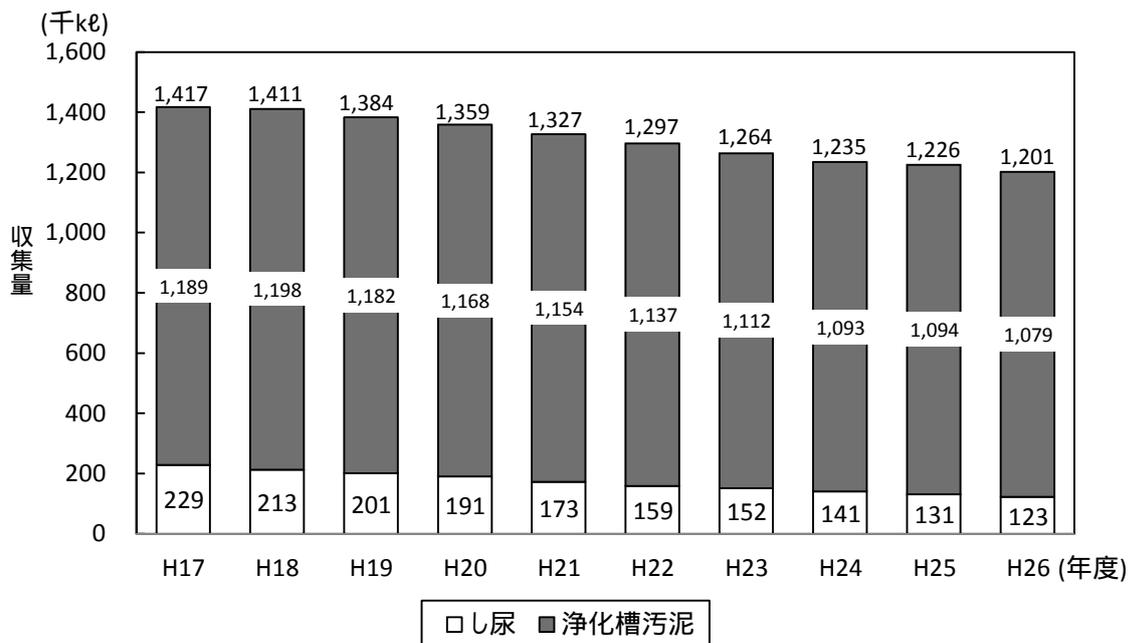
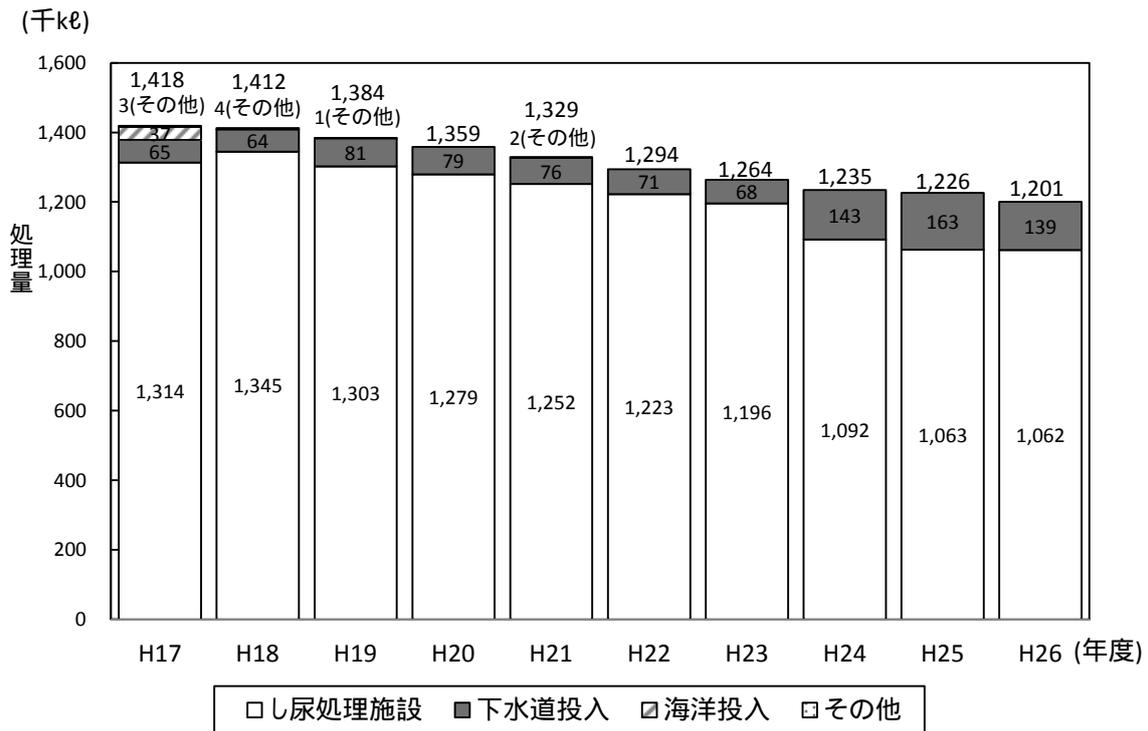


図 16 し尿等の処理量の推移



(7) し尿処理施設の設置状況

平成 26 年度末現在設置されている稼働中のし尿処理施設の数 は 33 (処理能力 4,558kℓ/日) であり、休止中のし尿処理施設の数 は 1 (処理能力 80kℓ/日) である。平成 21 年度末と比べると、2 施設 (処理能力 131 kℓ/日) 減少している。

平成 17 年度末時点でし尿処理施設の未整備市町村がなくなったことから、平成 18 年 4 月以降し尿はすべて陸上処理され、海洋投棄はされていない(図 16)。

3 産業廃棄物の現況

(1) 産業廃棄物の発生の状況

平成27年度に本県が実施した産業廃棄物処理状況調査によると、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）の平成26年度の発生量は1,976万1千トンであり、平成21年度の発生量1,780万1千トンに比べ11.0%増加している（図17）。

以前から増加傾向にあった発生量が平成21年度で大きく減少した原因は、その前年に発生した世界的な経済状況の悪化による生産活動の縮小と考えられ、その後も東日本大震災による影響等もあり、平成17年度以前の低い水準で推移しているが、増加傾向にある。

なお、本県の平成21及び23年度における製造品出荷額等は、平成20及び平成22年度と比べ少なく、同様な傾向が廃棄物発生量にも表れていると言える（図17、図18）。

図17 産業廃棄物の発生量等の推移

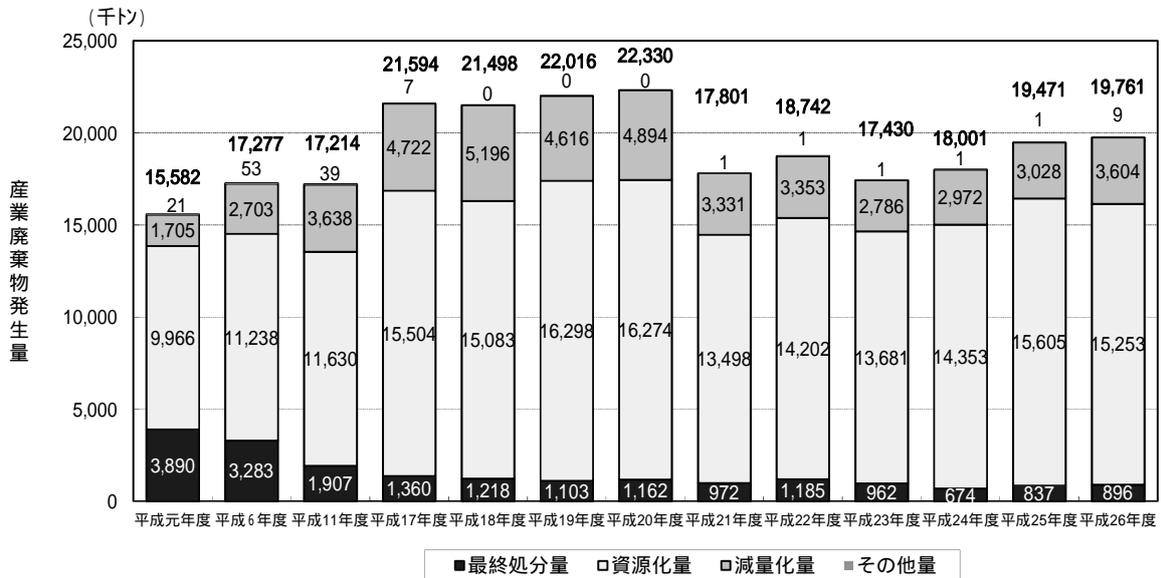
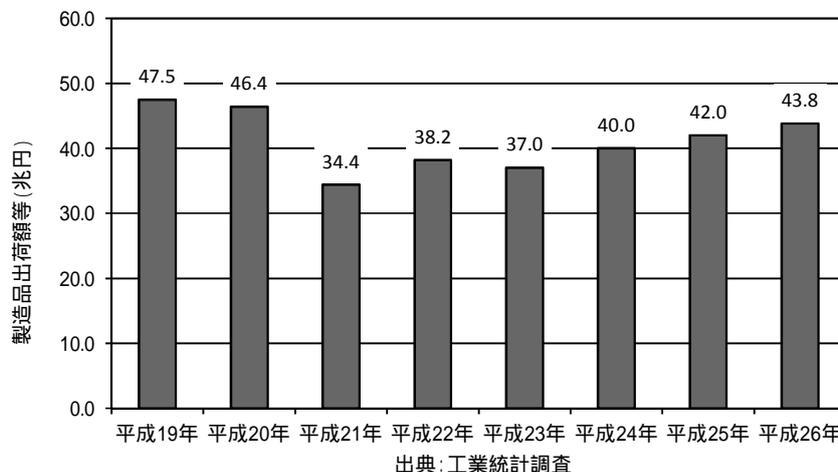
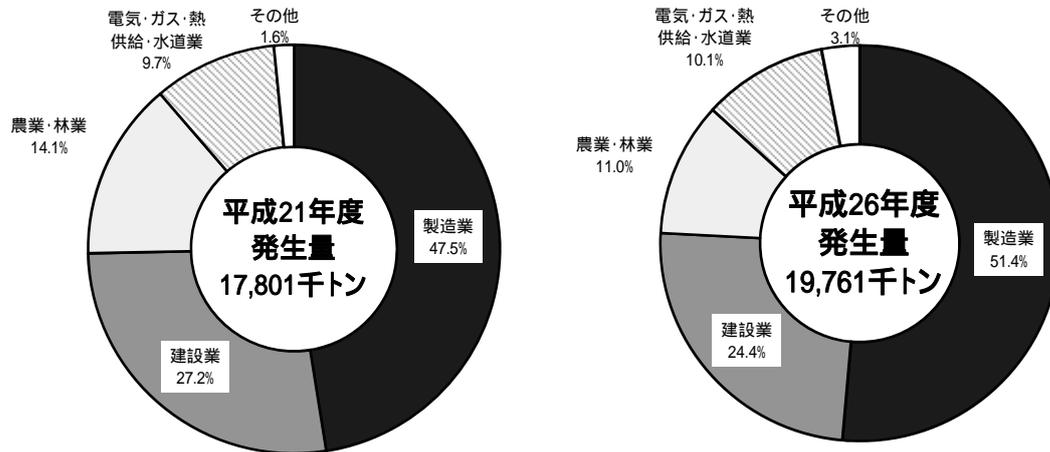


図18 製造品出荷額等の推移



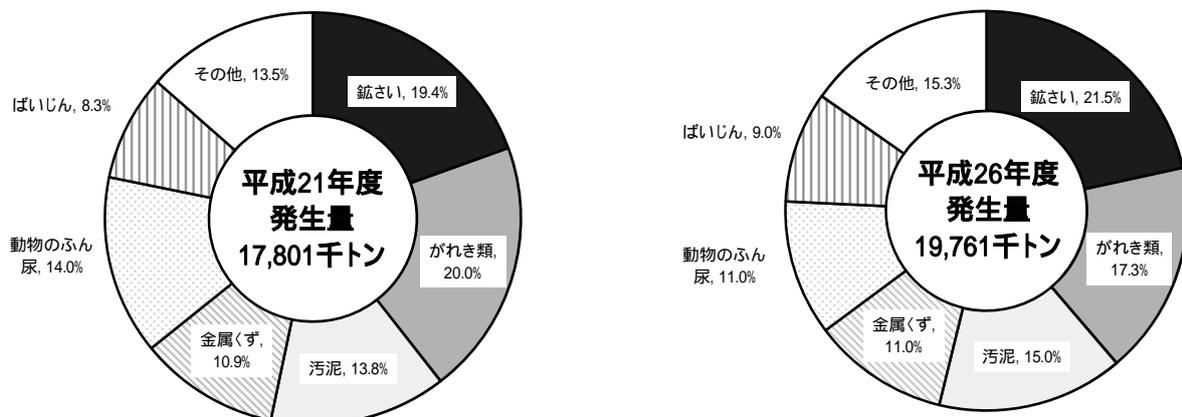
平成 26 年度の産業廃棄物の発生量を業種別にみると、製造業が 51.4%、建設業が 24.4%、農業・林業が 11.0%、電気・ガス・熱供給・水道業が 10.1% を占めている。業種別の発生割合は、平成 21 年度と比べ大きな変化はない（図 19）。

図 19 業種別発生状況



また、平成 26 年度の産業廃棄物の発生量を種類別にみると、鉱さいの 21.5%、がれき類の 17.3%、汚泥の 15.0%、金属くずの 11.0%、動物のふん尿の 11.0%、ばいじんの 9.0% と 6 種類の産業廃棄物で約 85% を占めており、種類別の発生割合は、平成 21 年度と比べ大きな変化はない（図 20）。

図 20 種類別発生状況



平成26年度の発生量は、この6種類の産業廃棄物のうち、がれき類及び動物のふん尿の2種類は減少しているが、鉱さい、汚泥、金属くず及びばいじんの4種類は増加している（図21、図22）。

図21 種類別発生量

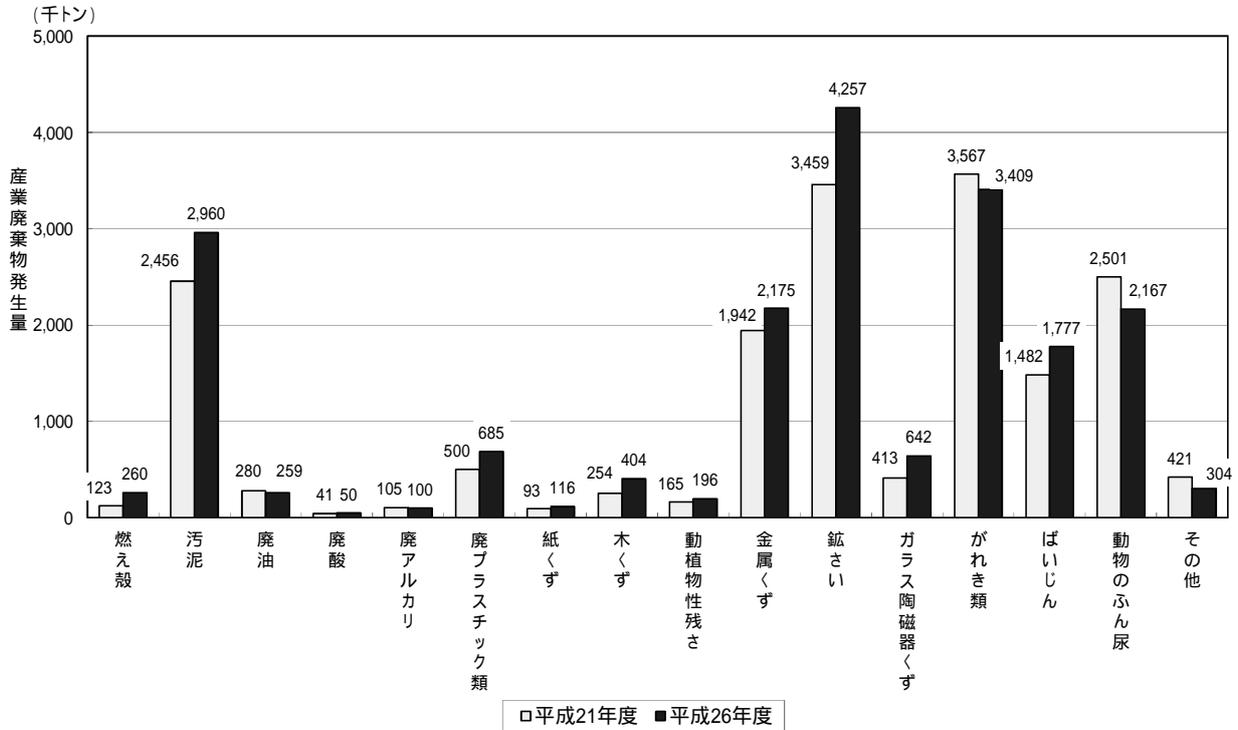
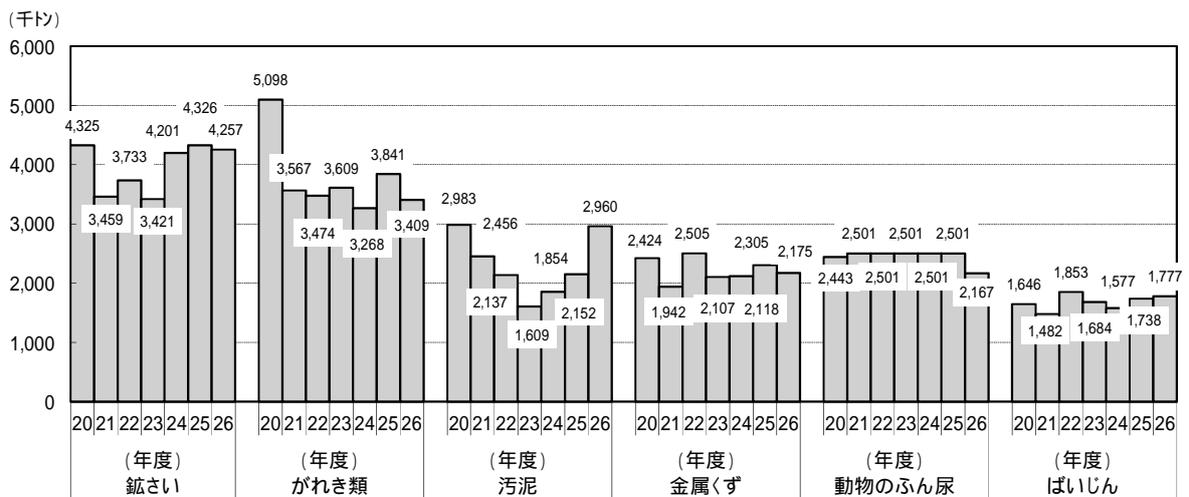
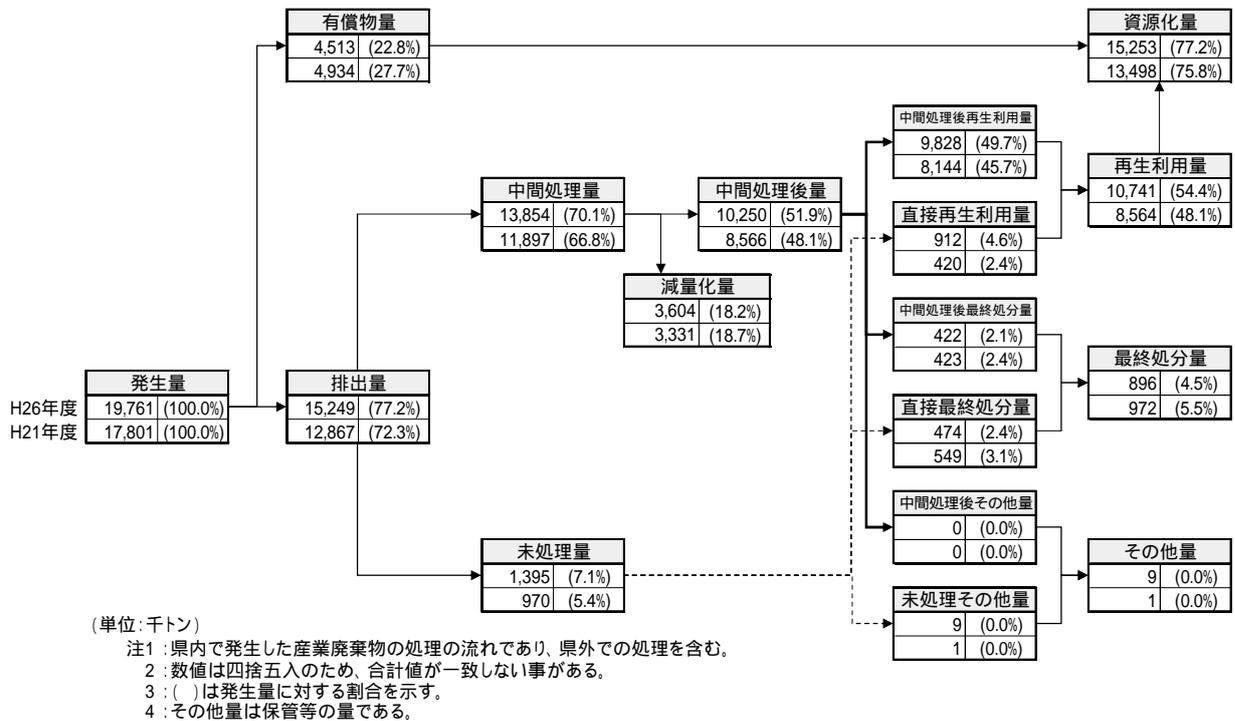


図22 主な種類の産業廃棄物発生量経年変化



また、産業廃棄物の処理の流れ(図 23)より、平成 26 年度の資源化量は 1,525 万 3 千トン、減量化量は 360 万 4 千トン、最終処分量は 89 万 6 千トンとなっている。その最終処分量のうち 47 万 4 千トン(52.9%)が中間処理されることなく直接最終処分されている。

図 23 産業廃棄物の処理の流れ



(2) 産業廃棄物の減量化、資源化等の状況

ア 業種別の減量化、資源化の状況

平成 26 年度の減量化の状況(減量化率)を主な業種別にみると、高いものから農業・林業の 56.0%、電気・ガス・熱供給・水道業の 32.2%、製造業の 12.4%、建設業の 7.4%の順となっている。また、平成 26 年度の資源化の状況(資源化率)を業種別にみると、高いものから建設業の 87.9%、製造業の 84.1%、電気・ガス・熱供給・水道業の 58.0%、農業・林業の 44.0%の順となっている。平成 21 年度と比べ、建設業及び電気・ガス・熱供給・水道業において減量化率が増加している(表 4)。

表 4 主な業種別の産業廃棄物の処理・処分状況

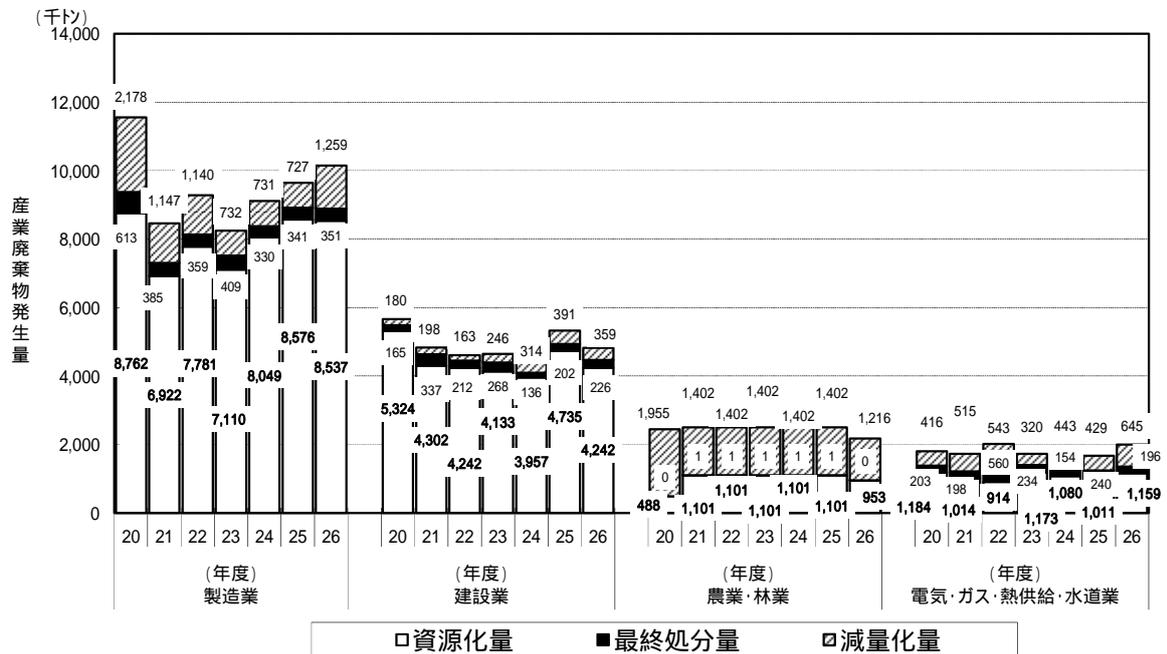
単位:千トン

業種	年度	発生量	減量化量	資源化量		有償物量		再生利用量		最終処分量		その他量	
製造業	H26	10,156	1,259 (12.4%)	8,537 (84.1%)	4,290 (42.2%)	4,247 (41.8%)	351 (3.5%)	8 (0.1%)					
	H21	8,455	1,147 (13.6%)	6,922 (81.9%)	4,737 (56.0%)	2,186 (25.9%)	385 (4.5%)	1 (0.0%)					
建設業	H26	4,827	359 (7.4%)	4,242 (87.9%)	32 (0.7%)	4,210 (87.2%)	226 (4.7%)	1 (0.0%)					
	H21	4,838	198 (4.1%)	4,302 (88.9%)	53 (1.1%)	4,249 (87.8%)	337 (7.0%)	1 (0.0%)					
農業・林業	H26	2,169	1,216 (56.0%)	953 (44.0%)	0 (0.0%)	953 (44.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)					
	H21	2,504	1,402 (56.0%)	1,101 (44.0%)	0 (0.0%)	1,101 (44.0%)	1 (0.0%)	0 (6.2%)					
電気・ガス・熱供給・水道業	H26	2,001	645 (32.2%)	1,159 (58.0%)	112 (5.6%)	1,047 (52.3%)	196 (9.8%)	0 (0.0%)					
	H21	1,727	515 (29.8%)	1,014 (58.7%)	126 (7.3%)	888 (51.4%)	198 (11.5%)	0 (0.0%)					
その他	H26	608	124 (20.4%)	361 (59.3%)	79 (12.9%)	283 (46.4%)	123 (20.2%)	0 (0.0%)					
	H21	278	69 (24.7%)	158 (56.9%)	18 (6.6%)	140 (50.3%)	51 (18.3%)	0 (0.0%)					
合計	H26	19,761	3,604 (18.2%)	15,253 (77.2%)	4,513 (22.8%)	10,741 (54.4%)	896 (4.5%)	9 (0.0%)					
	H21	17,801	3,331 (18.7%)	13,498 (75.8%)	4,934 (27.7%)	8,564 (48.1%)	972 (5.5%)	1 (0.0%)					

注1: 数値は四捨五入のため、合計値が一致しない事がある。
 2: ()は発生量に対する割合を示す。

また、主な業種別の産業廃棄物の処理・処分状況を経年的にみると、減量化率は農業・林業は約60～80%、電気・ガス・熱供給・水道業は約20～30%で推移している。資源化率については、建設業は約90%、製造業は約80～90%となっている(図24)。

図 24 主な業種別の産業廃棄物の処理・処分状況経年変化



イ 種類別の減量化、資源化の状況

平成 26 年度の発生量に対する減量化の状況（減量化率）を産業廃棄物の種類別にみると、高いものから廃アルカリの 73.9%、汚泥の 59.0%、廃酸の 57.3%、動物のふん尿の 56.1%、廃油の 54.5%の順となっている。また、平成 26 年度の資源化の状況（資源化率）を産業廃棄物の種類別にみると、高いものから金属くずの 99.5%、ガラスくず等の 97.6%、紙くずの 95.1%、がれき類の 94.5%、ばいじんの 90.7%となっている。21 年度と比較すると、動植物性残さについて、資源化率が上昇している。その他の種類について、減量化・資源化率は同程度である（図 25）。

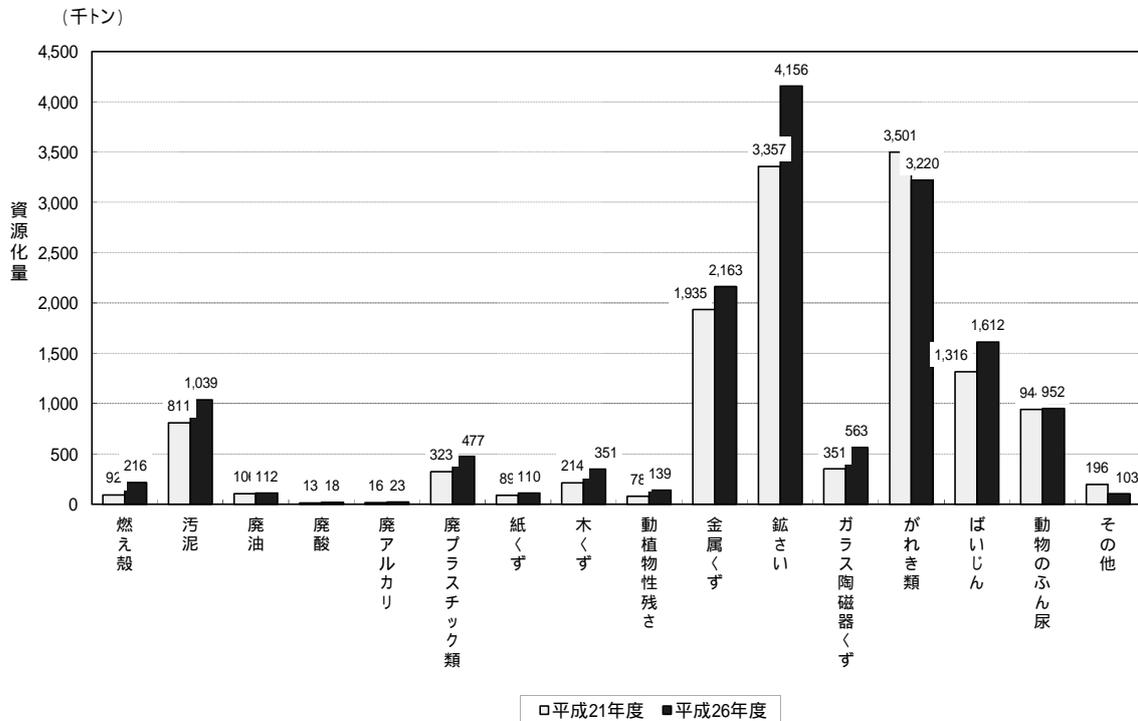
図 25 産業廃棄物の種類別の処理・処分状況



注1：()は各廃棄物の発生量(千トン)を示す。
 2：割合の小さいものは数値の表示を一部省略した。
 3：数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

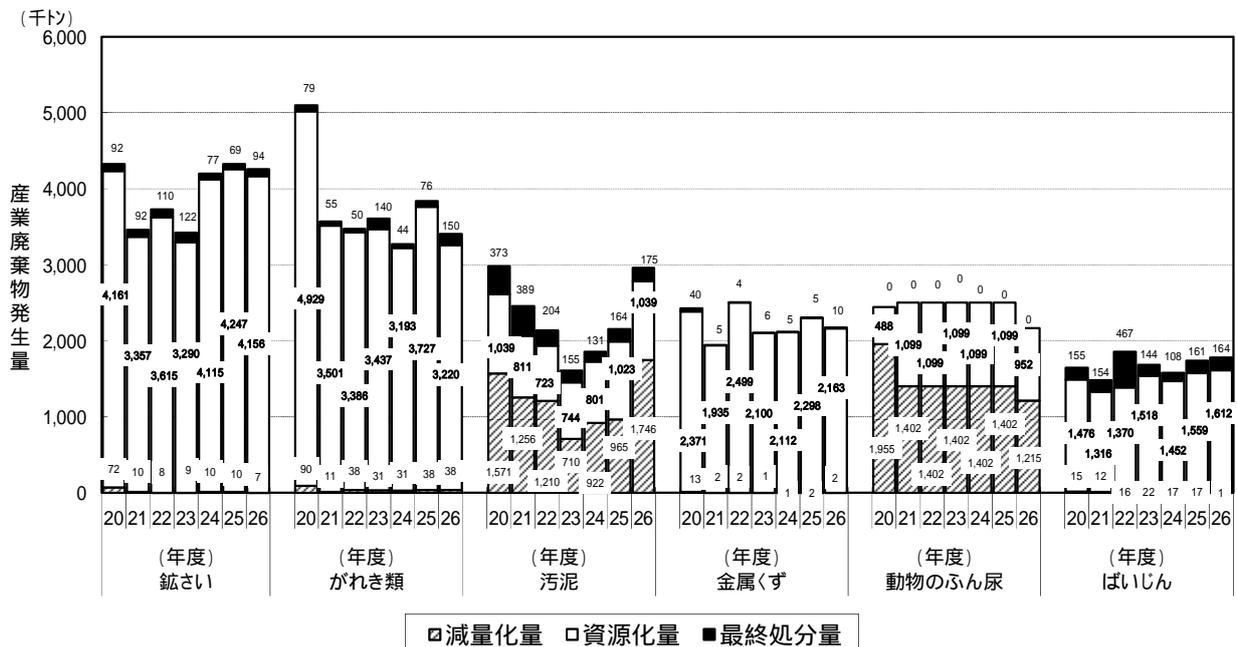
また、平成 26 年度の資源化量を種類別にみると、多いものから鉱さいの 415 万 6 千トン、がれき類の 322 万トン、金属くずの 216 万 3 千トン、ばいじんの 161 万 2 千トンの順となっている（図 26）。

図 26 産業廃棄物の種類別の資源化量



発生量の多い産業廃棄物について減量化・資源化の状況を経年的にみると、鉱さい、がれき類及び金属くずについては、各年度とも資源化率は 90%以上となっており経年的な変化は認められない(図 27)。

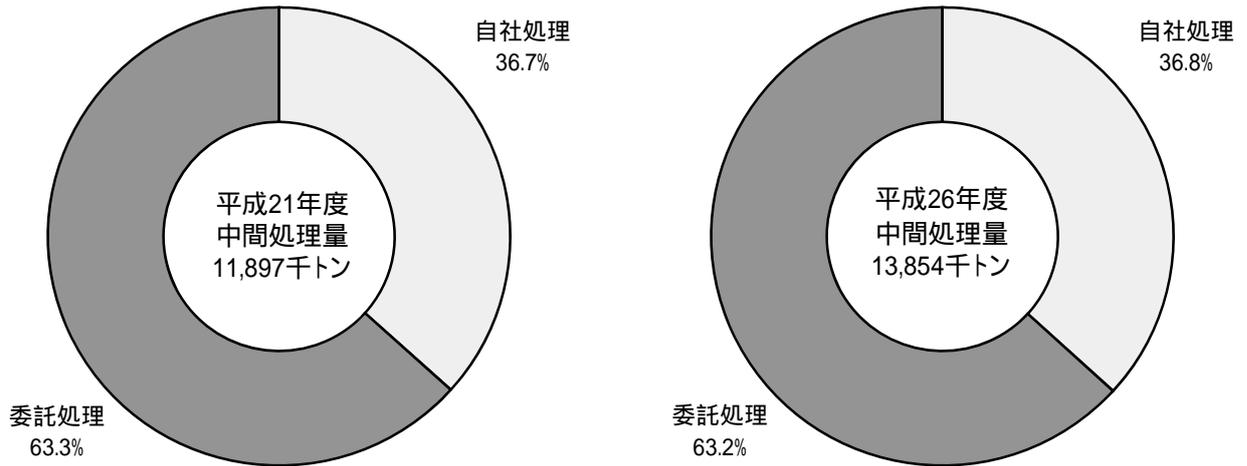
図 27 産業廃棄物の処理状況の経年変化



ウ 中間処理の自社処理、委託処理の状況

平成 26 年度の産業廃棄物の中間処理量 1,385 万 4 千トンを実施主体別にみると、自社処理が 36.8%、委託処理が 63.2%となっており、平成 21 年度とほぼ同じ割合となっている（図 28）。

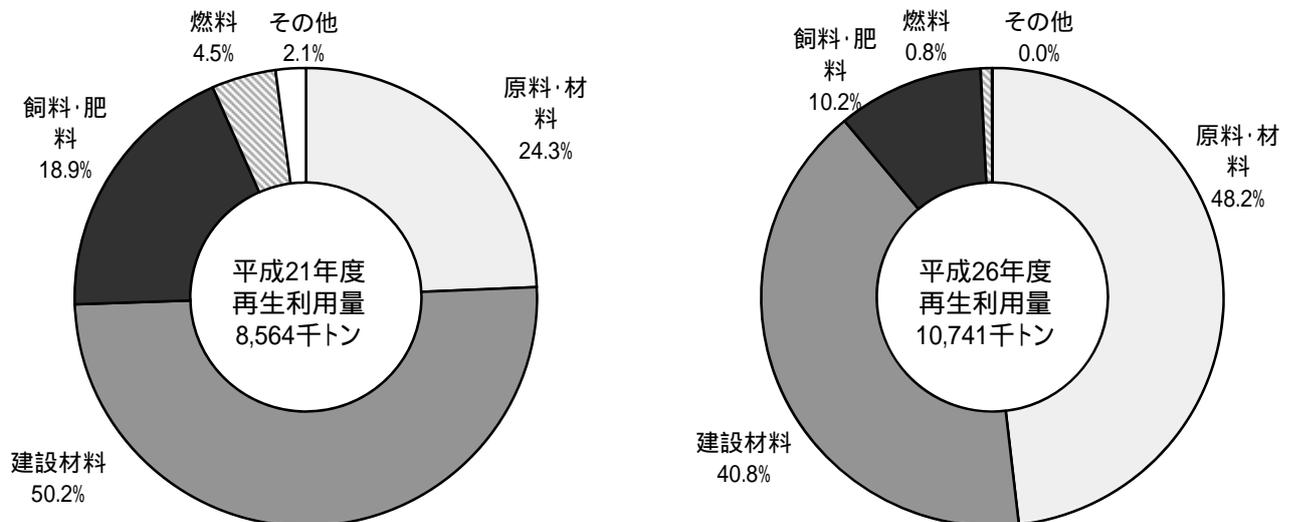
図 28 中間処理の自社処理、委託処理状況



エ 再生利用の状況

平成 26 年度に主に中間処理を経た後に再生利用された量は 10,741 千トンで、その再生利用の用途は、原料・材料が 48.2%で最も多く、次いで建設材料が 40.8%、飼料・肥料が 10.2%、燃料が 0.8%となっている。平成 21 年度と比較すると、原料・材料の再生利用の割合が大幅に増加している。（図 29）。

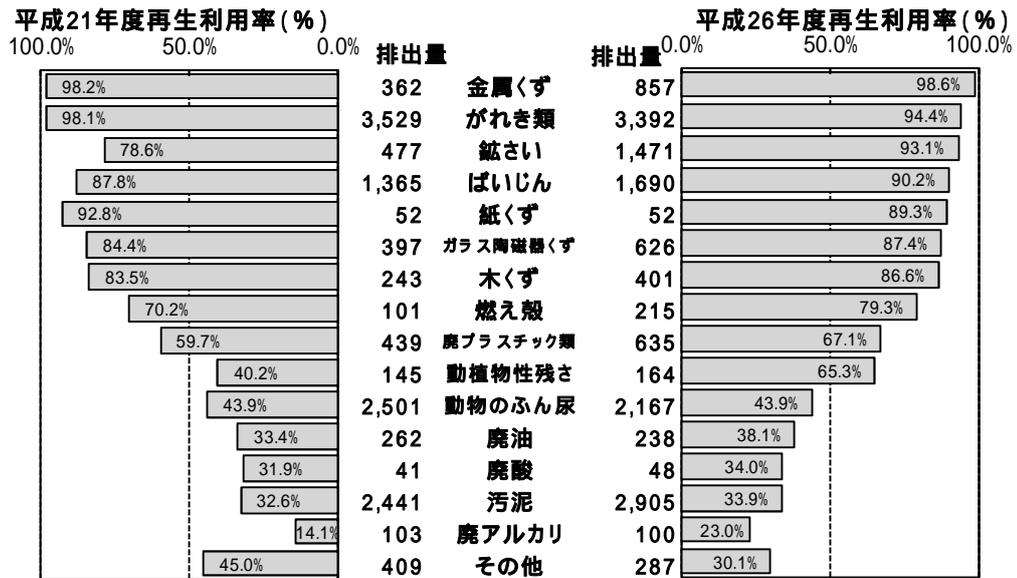
図 29 産業廃棄物の再生利用の用途



また、再生利用率（排出量に対する再生利用量の割合）の状況を産業廃棄物の種類別にみると、高いものから金属くずの98.6%、がれき類の94.4%、鉱さいの93.1%、ばいじんの90.2%、紙くずの89.3%の順となっている。平成21年度と比べ、多くの品目で再生利用率が上昇している（図30）。

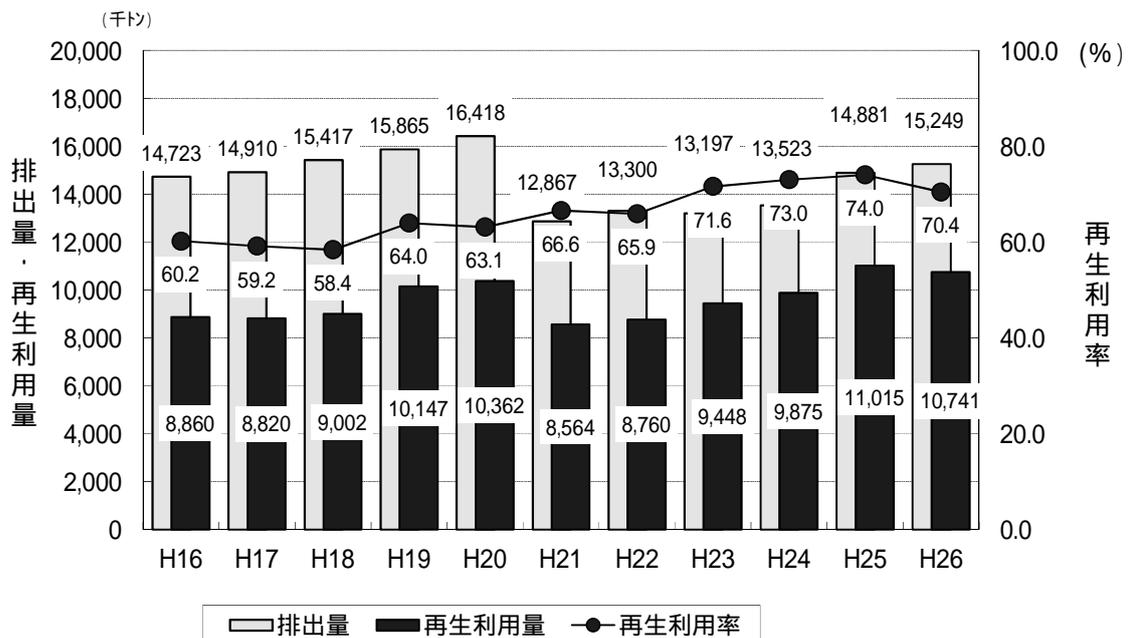
産業廃棄物全体での再生利用率は、近年、70%を超える水準で推移している（図31）。

図30 産業廃棄物の種類別の再生利用率



注：廃棄物の排出量の単位は千トンである。

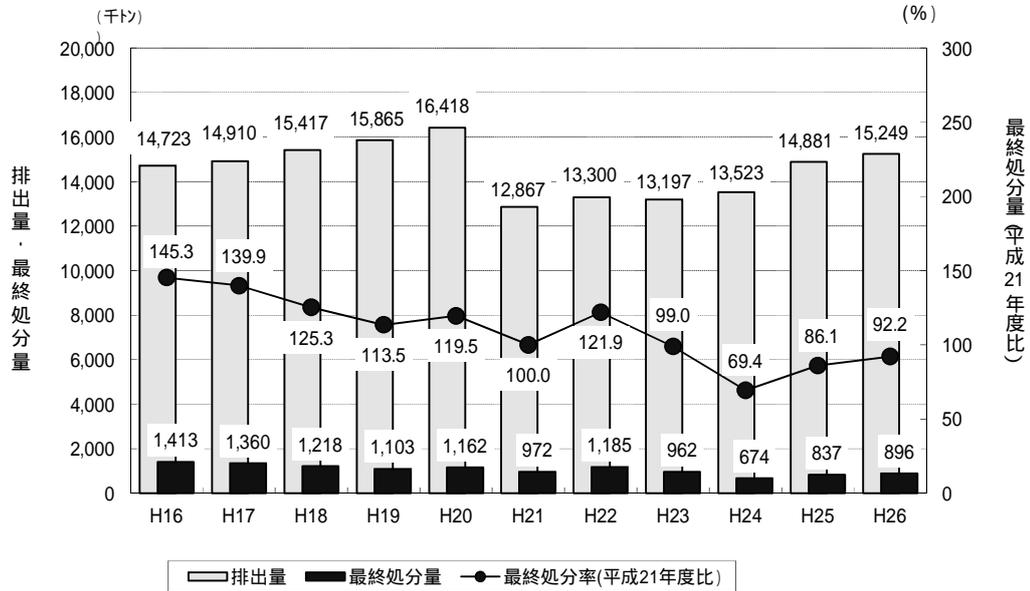
図31 再生利用率の推移



(3) 産業廃棄物の最終処分の状況

最終処分量は減少傾向が見られ、平成26年度の最終処分量は89万6千トンであり、平成21年度の97万2千トンに比べ7.8%減少している(図32)。

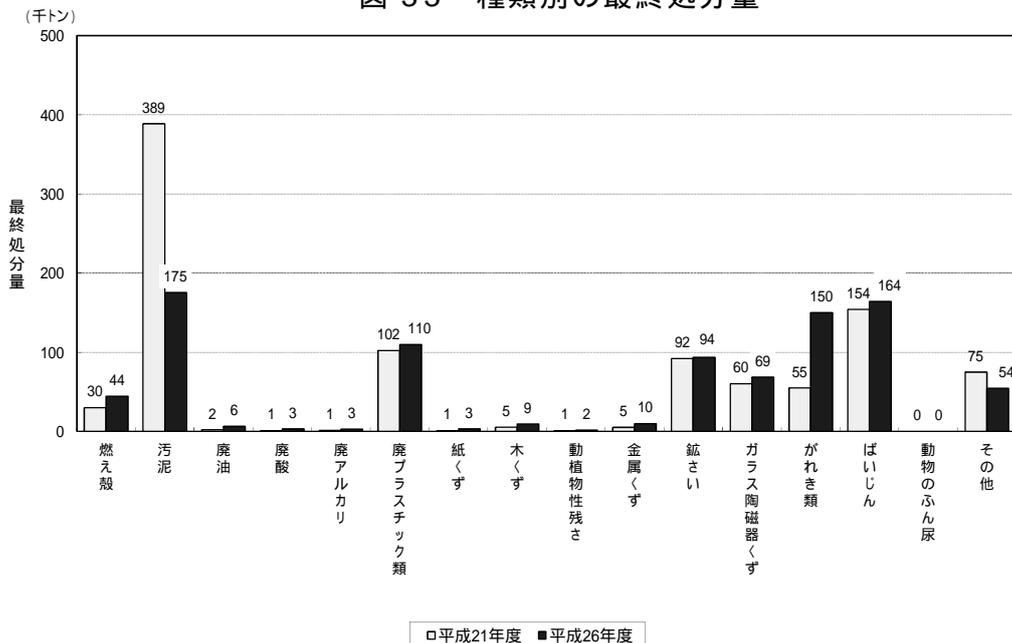
図32 最終処分量の推移



平成26年度の最終処分量を産業廃棄物の種類別にみると、多いものから汚泥の17万5千トン、ばいじんの16万4千トン、がれき類の15万トン、廃プラスチック類の11万トン、鉱さいの9万4千トン、ガラス陶磁器くずの6万9千トンの順となっている(図33)。

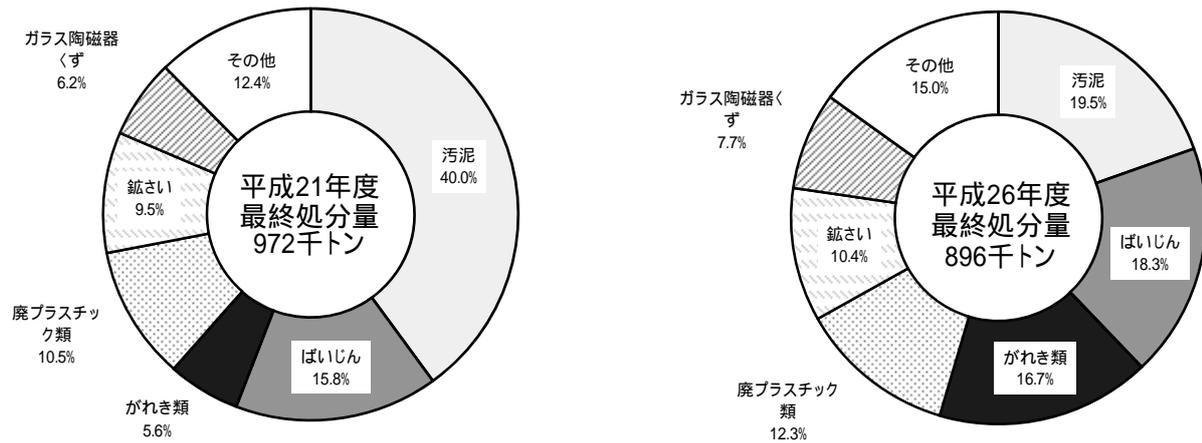
なお、汚泥の平成26年度の最終処分量は、平成21年度と比較して大きく変動しているように見えるが、図27(p20)に示すとおり近年は大きな変動は見られない。

図33 種類別の最終処分量



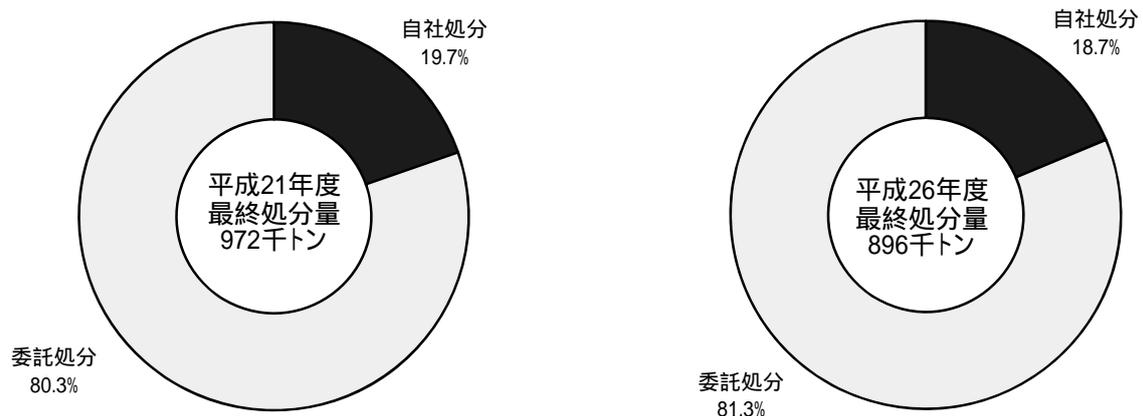
平成26年度の最終処分量の種類別内訳をみると、汚泥19.5%、ばいじん18.3%、がれき類16.7%、廃プラスチック類12.3%、鉱さい10.4%、ガラス陶磁器くず7.7%となっており、6種類の産業廃棄物で全体の約85%を締めている。平成21年度と比べ、汚泥の割合が減少し、がれき類の割合が増加している（図34）。

図34 産業廃棄物の種類別の最終処分状況



平成26年度の最終処分量89万6千トンを実施主体別にみると、自社処分が18.7%、委託処分が81.3%となっており、平成21年度と比べ、委託処分の割合がやや増加している（図35）。

図35 最終処分の自社処分、委託処分状況



(4) 県内外移出入の状況

平成26年度に県外へ持ち出されて処理された産業廃棄物(県外移出)は239万2千トンで、平成21年度の291万4千トンに比べ、減少している。県外移出状況を県別にみると、近隣の三重県へ29.0%、岐阜県へ15.2%、静岡県へ3.3%となっている。県外移出量を中間処理と最終処分の別にみると、中間処理目的226万トン、最終処分目的13万2千トンとなっている。

また、平成26年度に県内に持ち込まれて処理された産業廃棄物(県内移入)は98万3千トンで、平成21年度の57万7千トンと比べ、約1.7倍に増加している。県内移入状況を県別にみると、近隣の岐阜県から49.3%、三重県から19.5%、静岡県から10.7%となっている。県内移入量を中間処理と最終処分の別にみると、中間処理目的97万8千トン、最終処分目的6千トンとなっている(図36)。県内外移出入の経年変化は、図37のとおりである。

図36 産業廃棄物の県内外への移出入状況(中間処理及び最終処分目的)

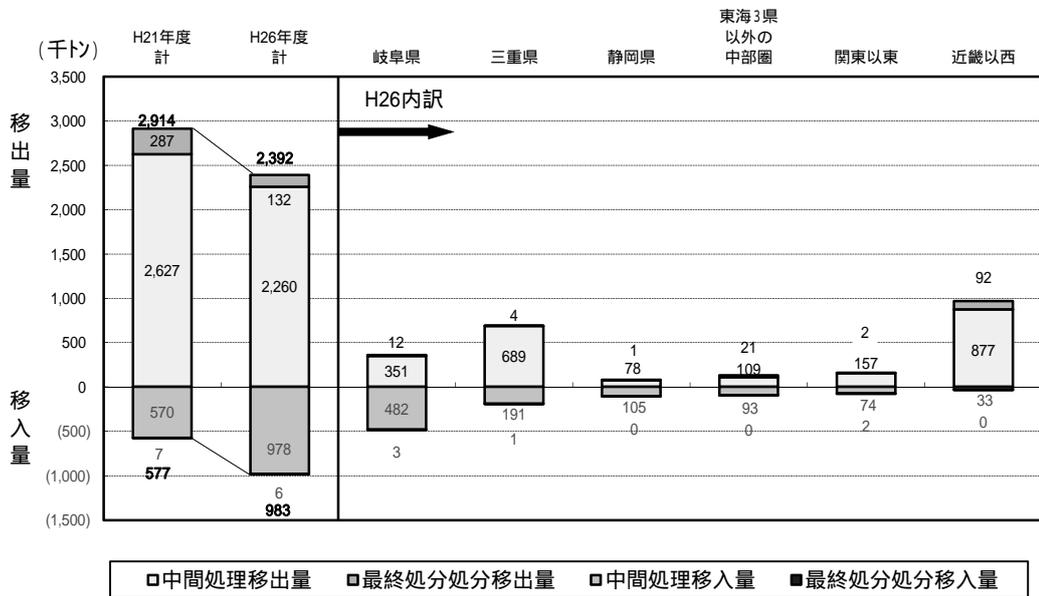
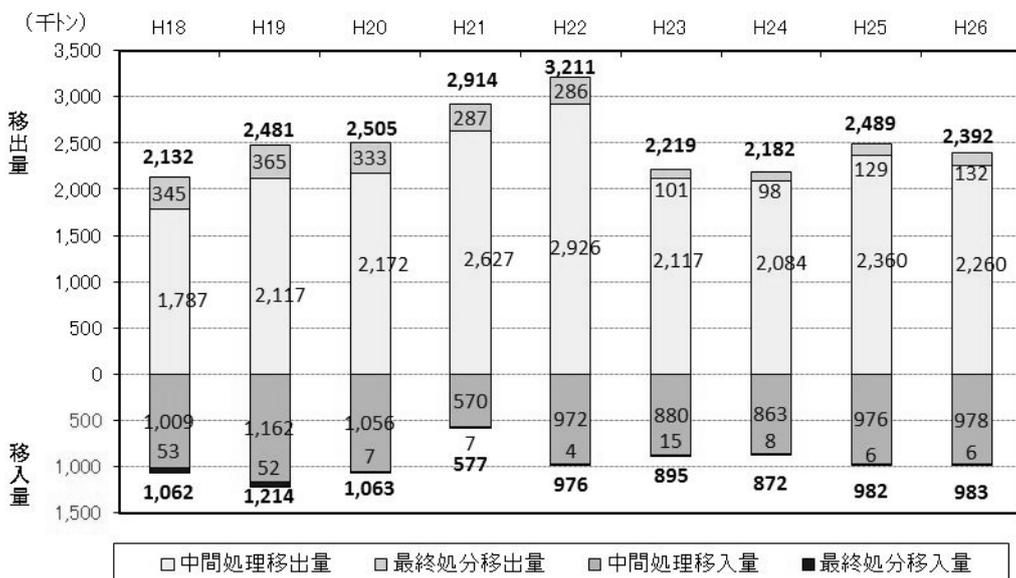


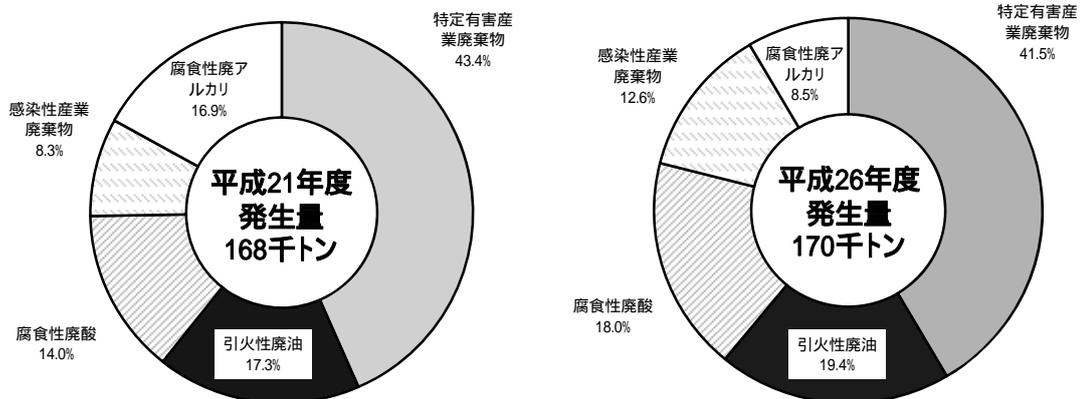
図37 産業廃棄物の県内外への移出入状況の経年変化



(5) 特別管理産業廃棄物の状況

平成26年度の特別管理産業廃棄物の発生量は17万トンであり、これを種類別にみると、特定有害産業廃棄物が41.5%、引火性廃油が19.4%、腐食性廃酸が18.0%、感染性産業廃棄物が12.6%、腐食性廃アルカリが8.5%となっている。平成21年度と比べ、腐食性廃アルカリ及び特定有害産業廃棄物の割合が減少し、腐食性廃酸、引火性廃油及び感染性産業廃棄物の割合が増加している(図38)。

図38 特別管理産業廃棄物の種類別発生量



また、特別管理産業廃棄物の処理状況については、資源化量が4万1千トン、最終処分量が1万3千トンとなっており、平成21年度と比較すると資源化量及び最終処分量が減少し、減量化量が増加している(表5)。

表5 特別管理産業廃棄物の処理・処分状況

単位: 千トン

年度	発生量	減量化量	資源化量				最終処分量		その他量	
			有償物量	再生利用量	最終処分量	その他量				
H26	170	115 (68.0%)	4 (2.5%)	37 (21.7%)	13 (7.8%)	0 (0.0%)				
H21	168	94 (56.1%)	7 (4.2%)	50 (29.9%)	17 (9.8%)	0 (0.0%)				

注1: ()は発生量に対する割合を示す。

注2: 数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

(6) 産業廃棄物処理施設の設置状況

ア 中間処理施設の状況

平成 27 年度末現在の許可を受けた中間処理施設の設置数は 946 施設であり、その内訳は木くず又はがれき類の破碎施設が 370 施設と最も多く、次いで汚泥の脱水施設が 317 施設となっており、この 2 施設で全体の 72.6% を占めている(表 6)。

表 6 中間処理施設の設置状況(平成 28 年 3 月末現在)

施設の種類(処理能力)		施設数	処理能力	
中間 処 理 施 設	汚泥	脱水施設(10m ³ /日を超えるもの)	317	74,101.8 m ³ /日
		乾燥施設(10m ³ /日を超えるもの)	8	844.7 m ³ /日
		乾燥施設(天日) (100m ³ /日を超えるもの)	1	126.0 m ³ /日
		焼却施設 (5 m ³ /日を超えるもの、200kg/時以上のもの又は火格子面積 2 m ² 以上のもの)	26	1,394.6 m ³ /日
	廃油	油水分離施設(10m ³ /日を超えるもの)	16	1,135.6 m ³ /日
		焼却施設 (1 m ³ /日を超えるもの、200kg/時以上のもの又は火格子面積 2 m ² 以上のもの)	28	989.5 m ³ /日
	廃酸又は廃アルカリの中和施設 (50m ³ /日を超えるもの)		5	10,592.0 m ³ /日
	廃プラ スチ ック 類	破碎施設(5 t/日を超えるもの)	78	7,217.6 t/日
		焼却施設(100kg/日を超えるもの又は火格子面積 2 m ² 以上のもの)	36	603.7 t/日
	木くず又はがれき類の破碎施設 (5 t/日を超えるもの)		370	164,010.1 t/日
	有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設		1	14.4 t/日
	汚泥、廃酸、廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設		4	61.6 m ³ /日
	廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設		2	23.6 t/日
	PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設		3	113.5 t/日
	産業廃棄物の焼却施設(200kg/時以上のもの又は火格子面積 2 m ² 以上のもの)		51	2,325.1 t/日
計		946	—	

イ 最終処分場の状況

平成26年度末現在県内に設置されている産業廃棄物最終処分場は104施設であり、そのうちの62施設が管理型最終処分場、37施設が安定型最終処分場、5施設が遮断型最終処分場である（表7）。

表7 最終処分場の設置状況（平成27年3月末現在）

残存容量の単位：千m³

愛知県全域	自社処分場		自社処分場以外		合計	
	施設数	残存容量	施設数	残存容量	施設数	残存容量
遮断型	1	0.0	4	4.5	5	4.5
安定型	6	111.6	31	1,196.2	37	1,307.8
管理型	15	1,303.9	47	7,884.3	62	9,188.1
合計	22	1,415.5	82	9,084.9	104	10,500.4

注：数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

また、産業廃棄物処理実績報告の集計結果によると、平成26年度末の最終処分場の残存容量は10,500.4千m³であり、その内訳は、管理型が9,188.1千m³、安定型が1,307.8千m³、遮断型が4.5千m³である（表7）。

残存容量10,500.4千m³について、このままの埋立状況が続くと、残余年数は13.6年と試算される（産業廃棄物の1m³当たりの重量を1トンと仮定）。

$$10,500.4 \text{ 千m}^3 \div 770 \text{ 千m}^3 = 13.6 \text{ 年}$$

$$770 \text{ 千m}^3 [\text{平成26年度の県内での最終処分量}] : 896 \text{ 千m}^3 [\text{県内で発生した廃棄物の最終処分量}] \\ - 132 \text{ 千m}^3 [\text{うち県外へ搬出して埋立}] + 6 \text{ 千m}^3 [\text{県外から搬入され埋立}]$$

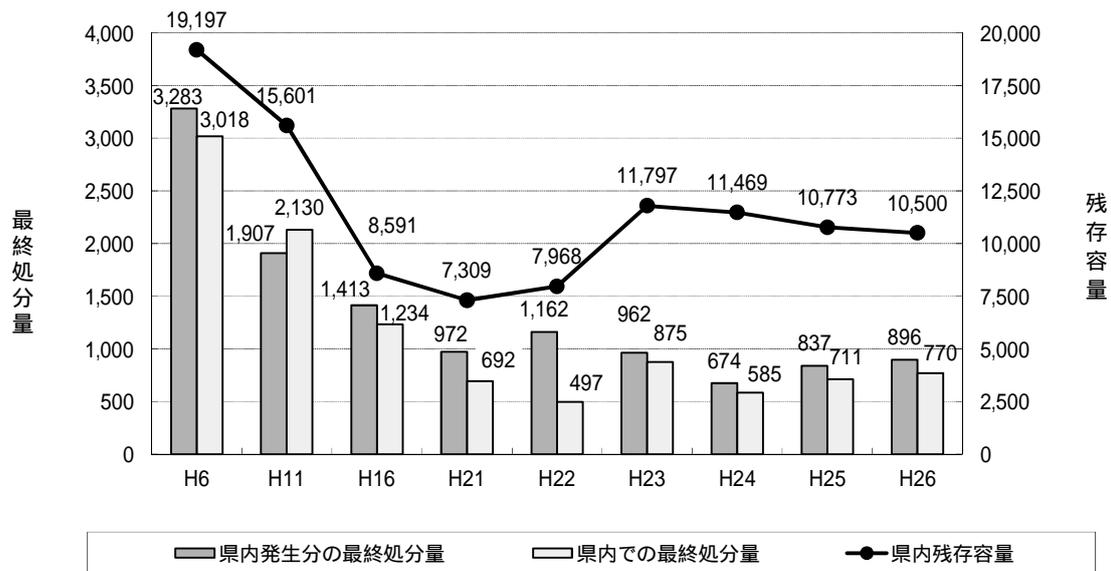
また、最終処分場の新規設置許可件数は表8のとおり平成11年度以降非常に少ない状況で推移しており、直近10年間で見ると、平成19年度に公共関与処分場が1件設置許可されたのみである。

なお、産業廃棄物の県内での最終処分量及び残存容量等の推移は図39のとおりである。

表8 最終処分場の設置許可件数の推移

年度（平成）	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
設置許可件数	7	11	9	0	0	1	0	0	0	0
年度（平成）	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
設置許可件数	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0

図 39 県内最終処分量及び残存容量等の推移



(7) 処理業者の許可状況

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）の収集・運搬、処分を業として行う場合、都道府県知事（政令で定める市にあっては市長。以下「都道府県知事等」という。）の許可が必要であり、平成 27 年度末現在の産業廃棄物処理業者数は、延べ 9,790 業者、その内訳は、産業廃棄物の収集・運搬を行う業者が延べ 8,114 業者、特別管理産業廃棄物の収集・運搬を行う業者が延べ 831 業者、産業廃棄物の処分を行う業者が延べ 794 業者、特別管理産業廃棄物の処分を行う業者が延べ 51 業者である（表 9）。

表 9 産業廃棄物処理業者数（平成 28 年 3 月末現在）

営業の種類		県知事 許可 (%)	名古屋市長 許可 (%)	豊橋市長 許可 (%)	岡崎市長 許可 (%)	豊田市長 許可 (%)	合計 (%)
収集 運搬	産業廃棄物	7,768 (85.3)	163 (54.7)	54 (40.6)	60 (54.5)	69 (46.9)	8,114 (82.9)
	特別管理 産業廃棄物	757 (8.3)	18 (6.0)	10 (7.5)	3 (2.7)	6 (4.1)	794 (8.1)
処分	産業廃棄物	547 (6.0)	108 (36.2)	64 (48.1)	45 (40.9)	67 (45.6)	831 (8.5)
	特別管理 産業廃棄物	30 (0.3)	9 (3.0)	5 (3.8)	2 (1.8)	5 (3.4)	51 (0.5)
合計		9,102	298	133	110	147	9,790

注：同一業者が県知事と市長許可の両方を取得している場合や、複数の営業の種類に許可を取得している場合があるため、合計の業者数は重複がある。また、収集運搬の許可は、平成 23 年 4 月 1 日から原則として県知事が行うこととされた。

(8) 再生利用個別指定の状況

産業廃棄物の収集・運搬、処分を業として行う場合、都道府県知事等の許可が必要であるが、再生利用されることが確実であると都道府県知事等が認めた産業廃棄物のみを扱う場合は都道府県知事等の指定を受けることにより業を行うことができる。この再生利用個別指定を受けている業者は、平成 28 年 5 月末現在、9 業者である（表 10）。

表 10 再生利用個別指定の状況（平成 28 年 5 月末現在）

	種 別	取 扱 品 目	再 生 利 用 方 法
1	再生活用 再生輸送	廃酸（廃豆乳類に限る。） 廃アルカリ（廃豆乳類に限る。） 動植物性残さ（豆乳粕に限る。）	養豚への給餌
2	再生活用	汚泥	鉱山跡地の埋戻材として利用
3	再生活用	汚泥	鉱山跡地の埋戻材として利用
4	再生活用	汚泥	鉱山跡地の埋戻材として利用
5	再生活用	汚泥	鉱山跡地の埋戻材として利用
6	再生活用	汚泥	土砂採取地の埋戻材として利用
7	再生活用	汚泥	原砂採掘場所の埋戻材として利用
8	再生活用	汚泥	鉱山跡地の埋戻材として利用
9	再生活用	汚泥	鉱山跡地の埋戻材として利用

(9) 監視・指導の状況

平成 23 年度から平成 27 年度における処理業者や処理施設を設置する事業場への立入件数は表 11 のとおりであり、立入の際に不適正な事例を確認した場合は文書による指導を行っている。平成 27 年度には、文書による指導を 304 件、改善勧告を 13 件行っている。さらに指導に従わない者に対しては、2 件の改善命令を行っている。

また、平成 27 年度の行政処分の内容をみると、改善命令については産業廃棄物の処理基準違反が 2 件である。改善勧告については 13 件のうち 4 件が産業廃棄物の処理基準違反に対するものであり、最も多くなっている（表 12）。

表 11 監視・指導による措置状況

区分 年度	立入状 況（件 数）	措 置 状 況 （ 件 数 ）						計
		業・施設 の取消	停止 命令	措置 命令	改善 命令	改善 勧告	その他 文書 指導	
平成 23	6,047	23	0	0	7	25	285	340
平成 24	6,451	15	2	0	3	22	380	422
平成 25	7,583	14	7	0	2	28	331	382
平成 26	6,724	14	0	0	0	22	255	291
平成 27	6,462	8	1	0	2	13	304	328

表 12 不適正処理に係る行政処分（平成 27 年度）

区 分	件 数	主 な 内 容	件 数
業・施設の取消	8(8)	法人が欠格要件に該当	3(3)
		法人役員等が欠格要件に該当	3(3)
		破産	1(1)
		他の自治体で許可取消処分を受けたため	1(1)
停止命令	1(1)	産業廃棄物収集運搬業の無許可事業範囲変更	1(1)
措置命令	0(0)		0(0)
改善命令	2(2)	産業廃棄物の処理基準違反	2(2)
改善勧告	13(9)	産業廃棄物の処理基準違反	4(3)
		改善命令の不履行	3(1)
		産業廃棄物の再委託基準違反	2(2)
		産業廃棄物処理施設の無許可設置	1(1)
		産業廃棄物の無許可収集運搬	1(0)
		産業廃棄物の委託基準違反	1(1)
報告徴収の一部未報告	1(1)		

注：() は産業廃棄物処理業者に係るもので内数である。

第3章 前計画の進捗状況と課題

1 前計画の概要

愛知県廃棄物処理計画（平成24年度～28年度）（前計画）では、3Rの取組を一層進めることとし、重点とする減量化目標を以下のとおり定めた。

また、主な施策として、3Rの促進のほか、ものづくりの県である本県の産業技術の集積を活かした循環ビジネスの促進や、適正処理と監視指導の徹底など6つの施策を総合的かつ計画的に進めることとした。

廃棄物の排出量について、平成20年度に対して一般廃棄物は約9%、産業廃棄物は約6%削減する。

処理しなければならないごみの一人一日当たりの量は、前計画の目標を継続し、720gとする。

排出量に対する再生利用量の割合は、一般廃棄物について約26%、産業廃棄物について約68%とする。

最終処分量について、平成20年度に対して一般廃棄物は約23%、産業廃棄物は約18%削減する。

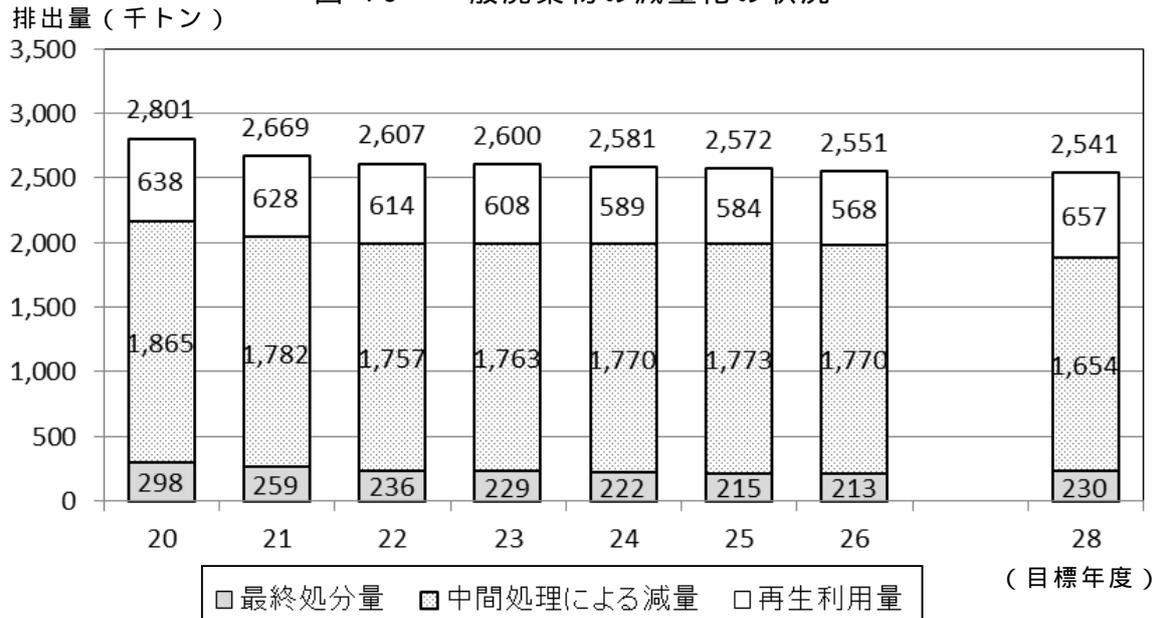
2 廃棄物の減量化目標の達成状況

(1) 減量化の状況

ア 一般廃棄物

一般廃棄物について、経年的にみれば排出量、再生利用量、最終処分量とも減少傾向にある(図40)。再生利用量については、量ではなく排出量に対する割合が重要であるため、再生利用率については(2)で整理した。

図40 一般廃棄物の減量化の状況

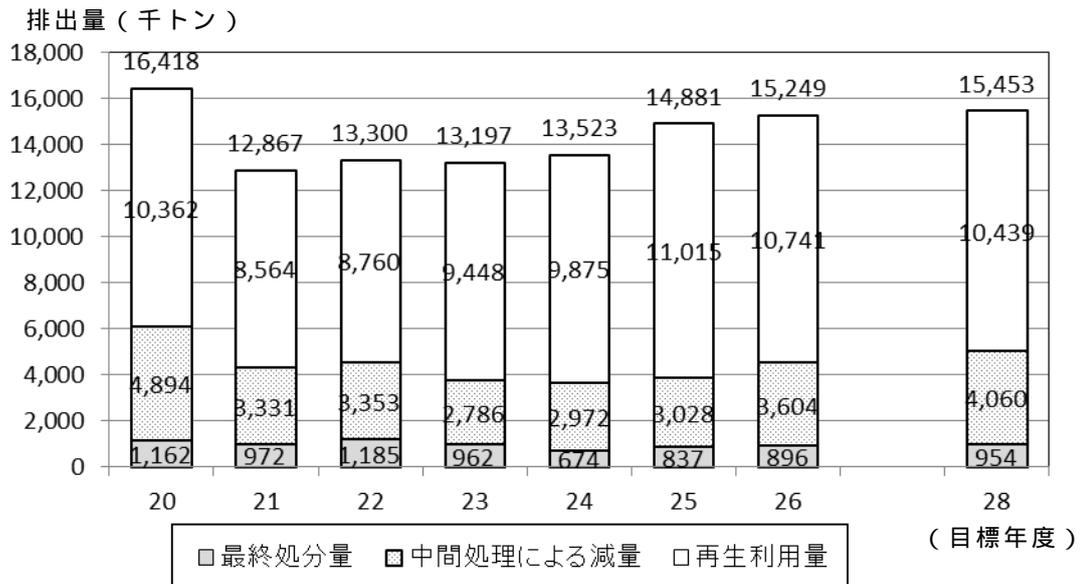


イ 産業廃棄物

排出量について、平成21年度に大きく減少したものの、それ以降は増加傾向であり、平成26年度は1,524万9千トンで平成28年度目標値1,545万3千トンより低い値を示した(図41)。平成21年度に排出量が大きく減少した主な原因は、その前年に発生した世界的な経済状況の悪化による生産活動の縮小が考えられる。経年的にみれば、排出量は増加傾向であるが、再生利用量も増加しているため、最終処分量は大きく変動していない。このことより、3R等の取組が大きく進んでいることがうかがわれる。

再生利用量については、一般廃棄物と同様、排出量に対する割合で評価することとし、その状況については(2)で整理した。

図 41 産業廃棄物の減量化の状況



(2) 減量化目標の達成状況

前計画で掲げた重点とする減量化目標の達成状況は、次のとおりである。

なお、達成状況の評価に当たっては、排出量等の最新実績である平成26年度実績により評価を行った。

ア 排出量

目標：廃棄物の排出量について、平成20年度に対して一般廃棄物は約9%、産業廃棄物は約6%削減する。				
項目		基準年度(平成20年度)の実績値	現状(平成26年度)の実績値	平成28年度目標値
排出量	一般廃棄物	280万1千トン	255万1千トン (8.9%減)	254万1千トン (約9%減)
	産業廃棄物	1,641万8千トン	1,524万9千トン (7.1%減)	1,545万3千トン (約6%減)

【目標の達成状況】

一般廃棄物の平成26年度における排出量は255万1千トンであり、平成20年度の280万1千トンに比べ8.9%減少している。経年的な傾向も減少傾向にあり、目標達成が見込まれる(図40)。

産業廃棄物の平成 26 年度における排出量は 1,524 万 9 千トンであり、平成 20 年度の 1,641 万 8 千トンに比べ 7.1% 減少しており、現状で目標値を達成しているが、排出量について、近年では増加傾向にある（図 41）。

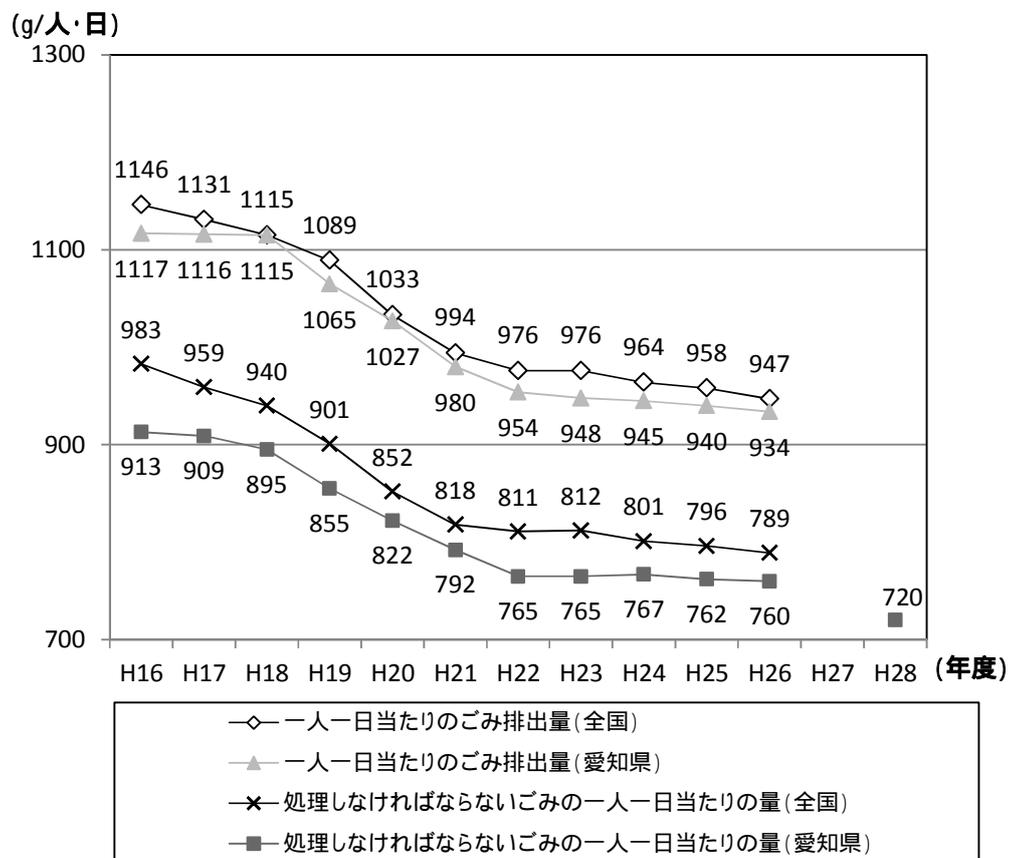
目標：処理しなければならないごみの一人一日当たりの量は、720g とする。			
項目	基準年度(平成 20 年度)の実績値	現状(平成 26 年度)の実績値	平成 28 年度目標値
処理しなければならないごみの一人一日当たりの量	822g	760g (7.5% 減)	720g (12.4% 減)

注：処理しなければならないごみの一人一日当たりの量：一般廃棄物の一年間の総排出量から資源ごみ量及び集団回収量を差し引いて、一人一日当たりに換算したものの。

【目標の達成状況】

平成 26 年度における処理しなければならないごみの一人一日当たりの量は 760g で、平成 20 年度に比べ 7.5% 減少しているものの、近年は横ばい傾向であり、平成 28 年度の目標達成は困難と見込まれる。

図 42 一人一日当たりのごみ排出量等の経年変化（全国との比較）



イ 再生利用率

目標：排出量に対する再生利用量の割合（再生利用率）は、一般廃棄物について約26%、産業廃棄物について約68%とする。				
項目		基準年度（平成20年度）の実績値	現状（平成26年度）の実績値	平成28年度目標値
排出量に対する再生利用量の割合	一般廃棄物	22.8% $\left(\frac{63 \text{ 万 } 8 \text{ 千 } \text{ ト } }{280 \text{ 万 } 1 \text{ 千 } \text{ ト } } \right)$	22.3% $\left(\frac{56 \text{ 万 } 8 \text{ 千 } \text{ ト } }{255 \text{ 万 } 1 \text{ 千 } \text{ ト } } \right)$	約26%
	産業廃棄物	63.1% $\left(\frac{1,036 \text{ 万 } 2 \text{ 千 } \text{ ト } }{1,641 \text{ 万 } 8 \text{ 千 } \text{ ト } } \right)$	70.4% $\left(\frac{1,074 \text{ 万 } 1 \text{ 千 } \text{ ト } }{1,524 \text{ 万 } 9 \text{ 千 } \text{ ト } } \right)$	約68%

【目標の達成状況】

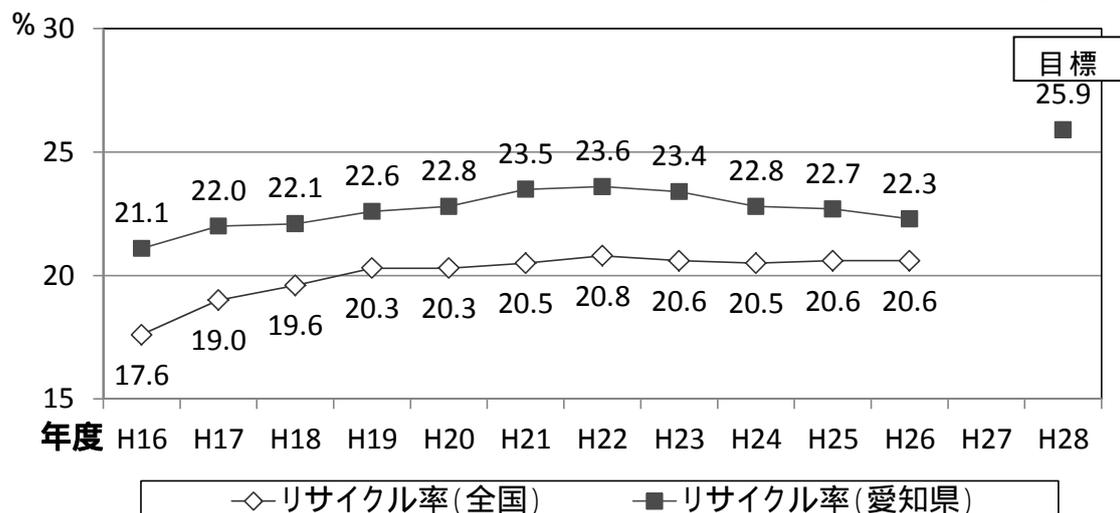
一般廃棄物の平成26年度における排出量に対する再生利用量の割合（再生利用率）は22.3%と平成20年度に対して0.5ポイント減少した。近年では再生利用率は下降傾向にあり、目標達成は困難と見込まれる（図43）。

近年、総排出量、資源化量ともに減少傾向にあるが、資源化量の減少割合が高い状況となっている。特に、資源化量の約半数を占める新聞・雑誌などの紙類が減少傾向にある。この原因としては、新聞や雑誌の発行部数の減少や、IT化により紙の消費が減っていることが挙げられる。また、紙類に限らずスーパー等で民間事業者によって回収されることにより、国が実施する一般廃棄物処理事業実態調査で把握されないことも原因の一つであると考えられる。

今後は、民間事業者によって回収されている資源化物の量を把握することも必要であると考えられる。

産業廃棄物の平成26年度における排出量に対する再生利用量の割合は70.4%であり、平成20年度に対して7.3ポイント増加した。平成26年度はその前年度よりもやや下降したが、近年では70%を超える高い水準で推移しており、目標達成が見込まれる（第2章、p26図31）。

図43 一般廃棄物のリサイクル率の経年変化（全国との比較）



ウ 最終処分量

目標：最終処分量について、平成 20 年度に対して一般廃棄物は約 23%、産業廃棄物は約 18%削減する。				
項目		基準年度(平成 20 年度)の実績値	現状(平成 26 年度)の実績値	平成 28 年度目標値
最終処分量	一般廃棄物	29 万 8 千ト	21 万 3 千ト (28.5%減)	23 万ト (約 23%減)
	産業廃棄物	116 万 2 千ト	89 万 6 千ト (22.9%減)	95 万 4 千ト (約 18%減)

【目標の達成状況】

平成 26 年度における一般廃棄物の最終処分量は、21 万 3 千トンであり、平成 20 年度に比べ 28.5%減少しており、現状で目標値を達成している。一般廃棄物の最終処分量は経年的に減少傾向にあり目標の達成が見込まれる(図 40)。

また、産業廃棄物の平成 26 年度最終処分量は 89 万 6 千トンであり、平成 20 年度に比べ 22.9%減少しており、現状で目標値を達成している。平成 24 年度以降の最終処分量は増加傾向であるが、増加量は少なく、目標の達成が見込まれる(図 41)。

3 取組の成果と課題

(1) 3Rの促進

ア 主な取組内容

循環型社会の構築に向け、県民、事業者、市町村等と協力、連携し、適正な循環的利用の促進を図るため、次のような施策を行った。

< 県民の3Rの促進 >

- ・ごみゼロ社会推進あいち県民大会の場での啓発活動
- ・3Rや食品ロス削減に関するリーフレット配布による啓発活動
- ・環境学習副読本「わたしたちと環境」による啓発活動

< 事業者による3Rの取組の促進 >

- ・多量排出事業者に対する廃棄物処理の減量化・資源化等の指導
- ・「エコアクション21」の認証に向けた認証取得研修会の開催
- ・「レジ袋削減取組店制度」への参加の呼びかけ
- ・3R等の環境情報を「資源循環情報システム」において発信

< 市町村の取組の促進 >

- ・市町村職員等を対象に、ごみ減量や再生利用をテーマとした研修会の開催
- ・ごみの排出抑制のため、ごみ処理有料化等の取組の促進

< 県等の率然的取組の推進 >

- ・愛知県庁の環境保全のための行動計画（あいちエコスタンダード）に基づき、廃棄物排出量削減を推進

< 各種リサイクル法等の推進 >

- ・前計画期間中に施行された小型家電リサイクル法に基づく、使用済小型家電の効率的な回収を推進

主な取組の実績・効果

- ・マイバッグ持参・レジ袋辞退の取組割合（県政世論調査）
81.5%（H22） %（H28）
- ・エコアクション21認証・登録事業者数
289件（H23） 356件（H27）
- ・ごみの分別数の増加
平均 18.8 分別（H19） 19.7 分別（H22） 20.1 分別（H26）
- ・愛知県が発注した公共工事におけるコンクリート塊の再資源化率
99.8%（H22） 99.8%（H26）
- ・使用済小型家電リサイクルの取組を実施している市町村数
全 54 市町村

イ 課題

廃棄物は、排出者が責任を持って処理することが必要であり、例えば、県民であれば、詰め替え可能な商品や長期間使うことができる商品を選択するなど、購入段階、使用段階その時々で、自らが排出する一般廃棄物の状況を理解してもらうことが重要であるため、今後も継続的に啓発活動を行う必要がある。

また、家庭で使用されたスプレー缶や水銀使用廃製品等の適正処理指定困難物についても、市町村において適正に処理する必要がある。

さらに、「レジ袋削減取組店制度」の登録店舗数は頭打ち状況であり、近年ではレジ袋を再び無料化する店舗もある。制度の趣旨をあらためて周知啓発するなどにより、取組店を増やす方策をとる必要がある。

産業廃棄物については、経年的にみれば、3Rの取組が進んでおり最終処分量は大きく変動していないが、排出量と再生利用量は増加傾向であるため、発生抑制を継続的に進める必要がある。

また、事業者による自主的な取組を促進するためのツールである「資源循環情報システム」について、掲載情報やコンテンツが陳腐化しないように、適宜、情報の更新を行う必要がある。

(2) 循環ビジネスの促進

ア 主な取組内容

ものづくり県である愛知県の産業技術を活かし、廃棄物の排出抑制やより付加価値の高い製品に再生する循環ビジネスの振興を図るため、次のような施策を行った。

<新しい循環ビジネスの創出等>

- ・産学行政の連携の拠点として「あいち資源循環推進センター」を設置し、先導的で効果的な循環ビジネスの発掘・創出を支援
- ・循環ビジネス創出コーディネーターを配置し、県内全域に対応した相談や技術指導の実施
- ・愛知環境賞を受賞した企業・団体の取組を中心としたセミナーや現地見学会等を開催し、企業の事業化支援を実施
- ・先導的、効果的なリサイクル等の施設及び循環ビジネス事業化検討事業への補助
- ・「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」に掲げた9つの事業モデルについて企業等による事業化検討を実施

<資源循環を促進するための環境づくり>

- ・メッセナゴヤ（名古屋市）、エコプロ（東京都）（H27までエコプロダクツ）等の大型展示会において、県内循環ビジネス企業のPR及び販路拡大をサポート
- ・あいち環境塾開講により、循環型社会を担うことのできる人材を育成

- ・資源循環や環境負荷低減に関する企業・団体の優れた技術、事業、活動、教育の取組を表彰する愛知環境賞の実施

主な取組の実績・効果

- ・循環ビジネス創出コーディネーターによる相談や技術指導
962件（H24～H27）
- ・循環型社会形成推進事業費補助
リサイクル関係等施設整備事業：32件（H24～H27）
循環ビジネス事業化検討事業：30件（H24～H27）
- ・愛知環境賞 表彰件数：57件（H24～H27）
- ・あいち環境塾による人材の育成
あいち環境塾修了生：76人（H24～H27）

イ 課題

先導的、効果的なビジネスの発掘・創出・事業化を進めるため、民間企業等によるリサイクル施設の整備等の取組に対して、引き続き支援するとともに、こうした事業をフォローアップしながら県内に広く普及・展開することが必要である。

また、循環型社会の形成に向けて、「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」の理念を継承しながら、多様な主体の連携・協働を促進し、低炭素社会や自然共生社会づくりにも資する「地域循環圏づくり」を進めていく必要がある。

（3）適正処理と監視指導の徹底

ア 主な取組内容

廃棄物処理法等の遵守はもとより、不適正処理の未然防止及び早期是正を図り、安心・安全な地域環境を確保するため、次のような施策を行った。

< 廃棄物の適正処理 >

- ・事業所への立入検査、各種報告書等の提出時における指導
- ・電子マニフェストの普及促進
- ・優良事業者の育成及び処理業者情報の公表
- ・愛知県 PCB 廃棄物処理計画の改訂

< 監視指導の徹底 >

- ・平日休日、昼夜間にわたる監視パトロールの実施（民間委託含む）
- ・関係部局・関係機関との連携による監視の強化

< その他 >

- ・愛知県海岸漂着物対策推進地域計画の改訂、計画に基づく海岸漂着物の回収・処理及び普及啓発を地元市町村と連携して実施
- ・愛知県災害廃棄物処理計画の策定

主な取組の実績・効果

- ・ 6月、11月の強化月間における立入指導：1,227件（H27）
- ・ 電子マニフェスト普及率： 22.1%（H21） 39.2%（H26）
- ・ 優良産業廃棄物処理業者（特別産業廃棄物を含む。）
 処分業許可業者認定件数： 8件（H23.9） 53件（H27）
- ・ PCB廃棄物の処理台数：26,577台（処理進捗率：約91%）(H27)
- ・ 苦情件数の減少：194件（H22） 144件（H27）

イ 課題

不法投棄等を始めとする不適正処理について、廃棄物に係る苦情件数は減少しており改善傾向が見られるものの、未だ撲滅には至っていない。平成28年1月には、本県を中心として食品廃棄物の不適正処理問題が発生したことも鑑み、安全で安心できる廃棄物処理を確保するため、電子マニフェストの普及促進、優良産業廃棄物処理業者の育成などを始めとした、各種施策を引き続き進めるとともに、監視強化に向けた多様な手法の開拓など、不適正処理の未然防止や早期是正、再発防止のための対応を図る必要がある。

また、愛知県災害廃棄物処理計画は、平成28年10月に策定したところであり、今後、県内全市町村において計画が策定されるよう技術的な支援を行うとともに、関係者の合意を図りつつ広域的かつ効率的な協力体制を整える必要がある。

（4）廃棄物処理施設の整備の促進

ア 主な取組内容

地域環境に配慮した適正な廃棄物処理施設の整備等を促進するため、次のような施策を行った。

< 適正な廃棄物処理施設の整備の促進 >

- ・ 第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画（平成20年度～29年度）に基づき、効率的な一般廃棄物のごみ処理施設の設置の促進
- ・ 一般廃棄物の処理施設については、循環型社会形成推進交付金制度の活用などにより計画的な整備を促進
- ・ 産業廃棄物の処理施設については、信頼性と安全性を確保するため、愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱に基づく地域に配慮した整備を促進

< 広域的な最終処分場の整備 >

- ・ 県内全域を受け入れ対象とした衣浦港3号地廃棄物最終処分場（知多郡武豊町地先）での廃棄物の受け入れ

< し尿の適正処理の推進 >

- ・ 全県域污水適正処理構想と整合を図りながら、污水处理施設について、地域の実情に応じ、計画的、効率的な整備を推進

主な取組の実績・効果

- ・ごみ焼却処理広域化計画の推進
県内 13 ブロックのうち 3 ブロックで広域ごみ焼却施設が完成。
6 ブロックで広域化実施計画策定。
- ・循環型社会形成推進交付金制度の活用による整備（H24～H28）
16 施設（最終処分場、ごみ焼却施設など（改修含む。））
- ・衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場の埋立状況
平成 27 年度末現在埋立実績：1,230,978 m³
平成 27 年度搬入実績　：一般廃棄物（ 69,092 t ）
　　　　　　　　　　　産業廃棄物（159,475 t ）
　　　　　　　　　　　建設発生土（515,664 t ）
- ・汚水処理人口普及率
85.2%（H22）　　　　　88.4%（H26）

イ 課題

市町村等が設置する焼却施設等の廃棄物処理施設に関しては、厳しい財政状況の中、コスト縮減を図りつつ循環型社会の形成に資するものとする事が求められており、施設の長寿命化の検討を含め、市町村等が計画的かつ効率的な施設整備を推進できるよう支援する必要がある。

最終処分場について、一般廃棄物、産業廃棄物とも、県民、事業者等の 3R の取組等により、最終処分量は経年的にみれば減少傾向にあるものの、最終処分量をゼロにすることは不可能である。最終処分場は必要不可欠である施設であるが、民間事業者のみで最終処分場を確保することは非常に困難であるため、最終処分場の確保は今後とも大きな課題である。

（５）地球温暖化対策への配慮

ア 主な取組内容

資源循環の推進に合わせて、地球温暖化対策にも配慮するため、次のような施策を行った。

< 資源循環と温暖化対策に配慮した施設整備 >

- ・市町村等が設置するごみ処理施設については、循環型社会形成推進交付金制度の活用などにより、ごみ発電施設等の設置を促進
- ・民間事業者が設置する廃棄物処理施設については、熱回収施設設置者認定制度の活用などにより、熱回収施設等の設置を促進

< 廃棄物運搬時における対策 >

- ・ 低公害車導入に関する補助金、融資制度の啓発
- ・ 廃棄物運搬車両における低公害車の導入について、優良化セミナー等において啓発
- ・ 事業者を対象としたエコドライブ講習会の開催

主な取組の実績・効果

- ・ 焼却された一般廃棄物量のうち熱回収可能な施設で処理されたものの割合：約 95% (H26) 全国平均：約 79% (H24)
- ・ 焼却された一般廃棄物量のうち発電設備の設置された焼却施設で処理されたものの割合：約 80% (H26) 全国平均：約 66% (H24)
- ・ 循環型社会形成推進交付金制度の活用による整備 (H24~H28)
ごみ発電施設：2 施設 (改修含む。)
- ・ 熱回収施設設置者認定：2 業者 (H27)

イ 課題

今日、地球温暖化対策の実施が喫緊の課題となっている。気候変動影響評価結果によれば、温室効果ガスの排出抑制の緩和措置だけでなく、既に現れている温暖化の影響に適応できる社会が求められている。例えば、洪水、高潮、高波を含めた温暖化がもたらす災害時の対応も必要となる。

今後は、低炭素社会や自然共生社会との統合及びエネルギー源としての廃棄物の有効利用等を含めた循環共生型社会の構築に向けた取組を推進する必要がある。

(6) 施策推進に向けた横断的な取組

ア 主な取組内容

各種施策の推進のため、廃棄物処理の状況や資源化に関する的確な情報の収集や発信を行うなど、次のような施策を行った。

< 産業廃棄物税の活用 >

税制度開始の平成 18 年からの 9 年間で約 54.2 億円の税収があり、主に以下の施策等に活用した。

- ・ 3R の促進 (約 17.5 億円)
- ・ 適正処理の推進 (約 8.2 億円)
- ・ 最終処分場の設置促進 (約 16.5 億円)

< 情報の収集提供、環境学習等の推進 >

- ・ 「資源循環情報システム」等において、廃棄物に関する適正な知識、発生抑制や再使用、再利用 (3R) に有効な情報、先進事例等の情報提供

- ・インターネット等を活用し、各種計画や実態調査結果等を情報提供
 { 一般廃棄物処理事業実態調査、産業廃棄物処理状況等調査、多量排出事業者による産業廃棄物処理計画及び実施状況報告、PCB 廃棄物特別措置法に基づく届出 等 }
- ・資源循環学習ゲーム（ゴミキチ・パコロ劇場）を通じた意識啓発

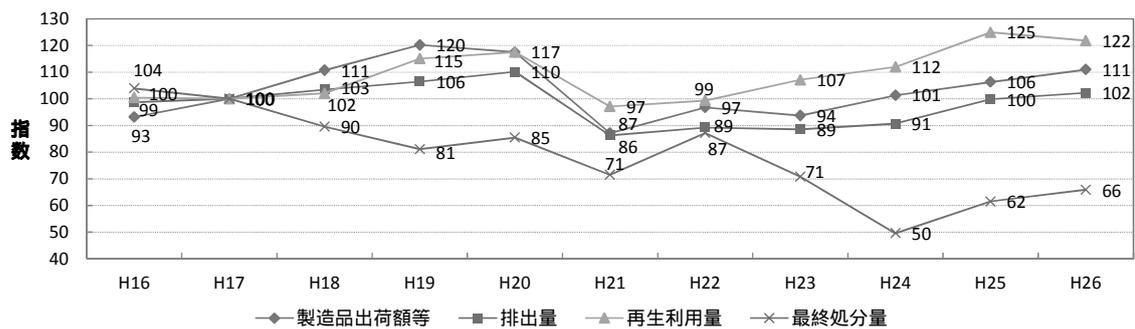
主な取組の実績・効果

- ・産業廃棄物税の活用

産業廃棄物税制度の導入は平成 18 年度。

平成 17 年度を基準として経済指標である製造品出荷額等と排出量、再生利用量、最終処分量の推移をみると、排出量及び再生利用量は、山、谷となる時期や増減幅に差はあるものの、製造品出荷額等と類似性がみられる。一方、最終処分量については、製造品出荷額等が回復基調にあっても長期的にゆるやかな減少傾向にある。

図 4.3 排出量・再生利用量・最終処分量・製造品出荷額等の関係（H17=100）



イ 課題

今後もより一層、産業廃棄物の発生抑制、減量化・資源化の促進、埋立処分量の削減を促す必要があることから、引き続き、産業廃棄物税制度を適切に運営し、3Rの促進、適正処理の促進及び最終処分場の設置促進に関する施策の推進を図る必要がある。

また、県民及び事業者による自主的な取組を促進するために、適切な情報提供や環境学習の場の提供を行う必要がある。情報提供に当たっては、提供する情報やコンテンツが陳腐化しないように、適宜、情報の更新を行い、利用者のニーズに合わせた改善、追加等が必要である。

第4章 廃棄物処理の目標の設定

廃棄物処理の目標

廃棄物処理の現状や課題を踏まえ、本計画期間の減量化の目標は、次のとおりとする（目標年度は平成33年度）。

	一般廃棄物	産業廃棄物
排出量	平成26年度に対し、約6%削減する。	平成26年度に対し増加を約3%に抑制する。
再生利用率	平成26年度の約22%から約23%に増加させる。	平成26年度の約70%から約74%に増加させる。
最終処分量	平成26年度に対し、約7%削減する。	平成26年度に対し、約7%削減する。
その他	一人一日当たりの家庭系ごみ排出量を500グラムとする。	-

注：一人一日当たりの家庭系ごみ排出量：一般廃棄物の一年間の総排出量から、事業系ごみ及び集団回収量、生活系資源ごみを差し引いて、一人一日当たりに換算したもの。

（参考）国の基本方針における廃棄物の減量化の目標（目標年度は平成32年度）

	一般廃棄物	産業廃棄物
排出量	平成24年度に対し、約12%削減する。	平成24年度に対し増加を約3%に抑制する。
再生利用率	平成24年度の約21%から約27%に増加させる。	平成24年度の約55%から約56%に増加させる。
最終処分量	平成24年度に対し、約14%削減する。	平成24年度に対し、約1%削減する。
その他	一人一日当たりの家庭系ごみ排出量を500グラムとする	-

1 一般廃棄物

(1) 将来予測

県内の一般廃棄物の排出状況は、県民の分別排出や市町村の分別収集等による取組が行われ、ほぼ横ばいの状況であるが、減少傾向である。これらの取組が今後も維持されるものとして、過去の実績に即した将来予測（予測手法は参考資料参照）を行った。

平成 33 年度における排出量は 247 万 4 千トン、再生利用量は 52 万 1 千トン、減量化量は 174 万 8 千トン、最終処分量は 20 万 5 千トン、一人一日当たりの家庭系ごみ排出量は 540 g と予測した（表 14）。

表 14 一般廃棄物の将来予測

項目	平成 26 年度 (基準年度)	平成 33 年度 (目標年度)
排出量	255 万 1 千トン	247 万 4 千トン (約 3 % 減)
再生利用量	56 万 8 千トン	52 万 1 千トン (約 8 % 減)
再生利用率	22.3%	21.1% (約 1 ポイント減)
中間処理による減量	177 万トン	174 万 8 千トン (約 1 % 減)
最終処分量	21 万 3 千トン	20 万 5 千トン (約 4 % 減)
一人一日当たりの 家庭系ごみ排出量	535g	540g (約 1 % 増)

(2) 減量化目標

一般廃棄物の平成 33 年度における目標値を、(2) 将来予測結果及び国の基本方針を踏まえた上で、表 15 のとおり設定する。

表 15 一般廃棄物の減量化目標

項目	平成 26 年度 実績値	平成 33 年度 目標値
一人一日当たりの 家庭系ごみ排出量	535g	500g (約 7 % 減)
排出量	255 万 1 千トン	240 万 4 千トン (約 6 % 減)
再生利用率	22.3%	約 23% (約 1 ポイント増)
最終処分量	21 万 3 千トン	19 万 8 千トン (約 7 % 減)

注：目標値の（ ）は、平成 26 年度と比較した場合の増減割合等を示す。

(3) 目標値の設定の考え方

県民一人ひとりのごみ減量の意識を高め、エコアクションの実践を促すことが重要であるため、新たに「一人一日当たりの家庭系ごみ排出量」を目標として設定し、過去の実績や将来の予測を行い、本県の現状を十分に踏まえつつ、排出量等その他の目標を検討した。

ア 一人一日当たりの家庭系ごみ排出量

平成26年度における一人一日当たりのごみの排出量等は表16のとおりで、本県においては、「一人一日当たりの家庭系ごみ排出量」のみが全国平均より多いことから、「一人一日当たりの家庭系ごみ排出量」を目標設定とする。

この目標値は、県民の方にとってもわかりやすい目標値であり、また、県民のごみ減量の意識をより高めることができる設定であるため採用した。

表16 平成26年度における一人一日当たりのごみ等排出量

内容	愛知県		全国平均	
	(g/人・日)		(g/人・日)	全国平均との差 (g/人・日)
本県における一人一日当たりのごみの排出量	934	<	947	13
処理しなければならないごみの一人一日当たりの量	760	<	789	29
一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	535	>	521	+ 14
一人一日当たりの事業系ごみ排出量	225	<	268	43

「一人一日当たりの家庭系ごみ排出量」の目標値は、国の基本方針において、新たに採用された目標(500g)に即して500gを目標とする。

これまでの推移や将来予測の結果からも容易に達成できる目標ではないと考えられるが、以下の観点から目標として採用する。

- ・500gという目標値は、切りが良く県民の方にも憶えてもらいやすい。
- ・将来予測との乖離は40g程度であるため、市町村と協力して県民一人ひとりの日々の暮らしの中で小さな工夫や改善を働きかけることで達成を目指すことが適当である。

40gは、世帯食の一人一日当たりの食品ロス量(平成26年度 食品ロス統計調査(世帯調査)農林水産省)に相当する。

40gの目安としては、新聞見開き2枚、大きめのイチゴ1個分に相当する。

イ 排出量

平成 33 年度における排出量の予測値は 247 万 4 千トンであるが、「ア」で掲げた一人一日当たりの家庭系ごみ排出量の目標値 500g を前提として、排出量をこれに合わせて削減し、排出量は平成 26 年度実績から約 6 %削減する 240 万 4 千トンを目標とする。

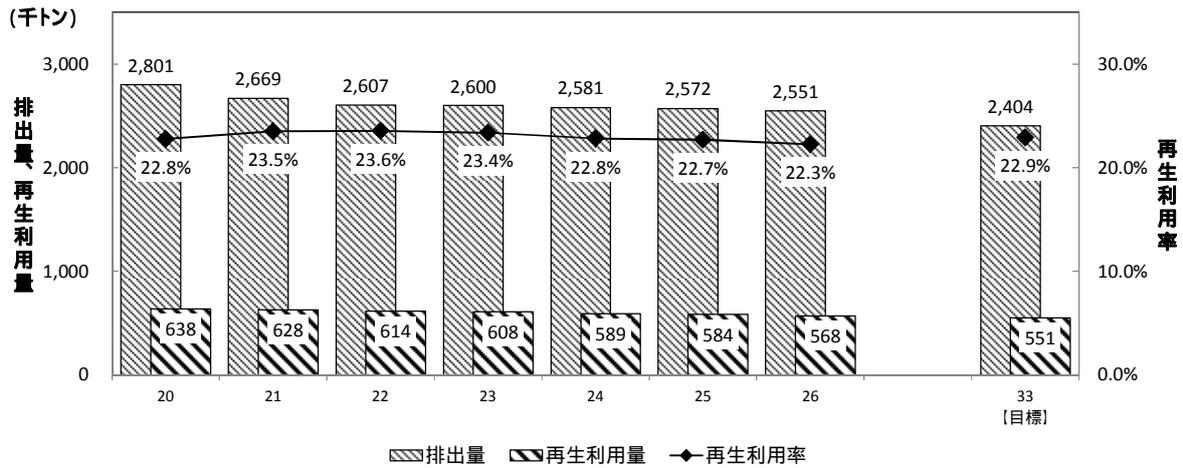
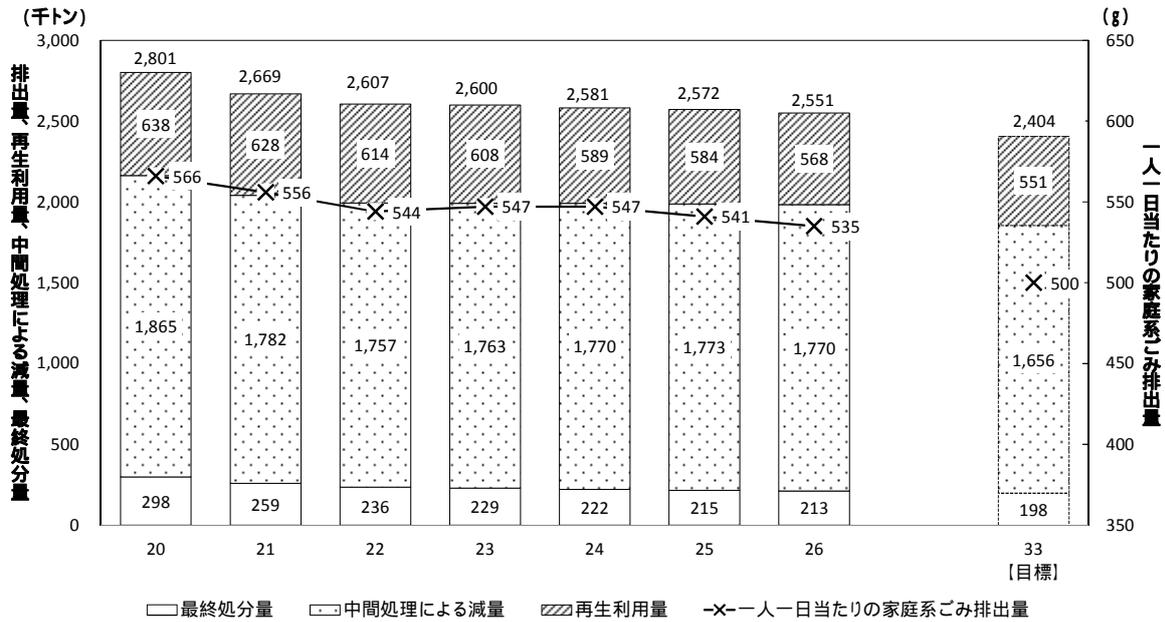
ウ 再生利用率

平成 33 年度における再生利用率の予測値は 21.1%であるが、「ア」で掲げた一人一日当たりの家庭系ごみ排出量の目標値 500g を前提として、排出量の削減に合わせ再生利用の促進を図ることとし、再生利用率を平成 26 年度に比べ約 1 ポイント増加させ、約 23%を目標とする。

エ 最終処分量

平成 33 年度における最終処分量の予測値は 20 万 5 千トンであるが、「ア」で掲げた一人一日当たりの家庭系ごみの排出量の目標値 500g を前提として、再生利用の促進と排出量の削減を整合させるため、最終処分量を平成 26 年度実績から約 7 %削減する 19 万 8 千トンを目標とする。

図 43 一般廃棄物の減量化目標



注：数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

2 産業廃棄物

(1) 将来予測

県内の事業者における排出抑制や資源化の取組状況が今後も維持されるものとして、過去の実績に即した将来推計を行った。

目標年度である平成 33 年度における排出量は 1,632 万 2 千トン、再生利用量は 1,162 万 7 千トン、最終処分量は 95 万 3 千トンと予測した(表 17)。

表 17 産業廃棄物の将来予測

項目	平成 26 年度 (基準年度)	平成 33 年度 (目標年度)
排出量	1,524 万 9 千トン	1,632 万 2 千トン (約 7 % 増)
再生利用量	1,074 万 1 千トン	1,162 万 7 千トン (約 8 % 増)
再生利用率	70.4%	71.2% (約 1 ポイント増)
中間処理 による減量	360 万 4 千トン	373 万 3 千トン (約 4 % 増)
最終処分量	89 万 6 千トン	95 万 3 千トン (約 6 % 増)

(2) 減量化目標

産業廃棄物の平成 33 年度における目標値を、(2)将来予測結果及び国の基本方針を踏まえ表 18 のとおり設定する。

表 18 産業廃棄物の減量化目標

項目	平成 26 年度 実績値	平成 33 年度 目標値
排出量	1,524 万 9 千トン	1,570 万 5 千トン (約 3 % 増)
再生利用率	70.4%	約 74% (約 4 ポイント増)
最終処分量	89 万 6 千トン	82 万 9 千トン (約 7 % 減)

注：目標値の()は、平成 26 年度と比較した場合の増減割合等を示す。

(3) 目標値の設定の考え方

過去の排出・処理処分状況の実績等の傾向から将来の排出量等の予測を行い(予測手法は参考資料参照)その予測値を、国の基本方針の目標と比較し、本県の現状を十分に踏まえつつ、可能な限り環境負荷の低減を図る方向で目標を設定した。

ア 排出量

平成 33 年度における排出量は、平成 26 年度実績から約 7%増加する 1,632 万 2 千トンと予測されたが、国の基本方針では増加を約 3%に抑制することを目標としているため、国の基本方針に即して 1,570 万 5 千トン为目标とする。

イ 再生利用率

本県における再生利用率は、概ね上昇傾向を示しており、近年では 70%以上を維持している。本県の再生利用率は、国の基本方針における目標である、約 56%を既に大きく上回っている状況にあるが、ここ数年は頭打ちの状況にあることから、現水準の維持を目指すこととし、本県のこれまでの再生利用率の最大値約 74%（平成 25 年度実績）を目標とする。

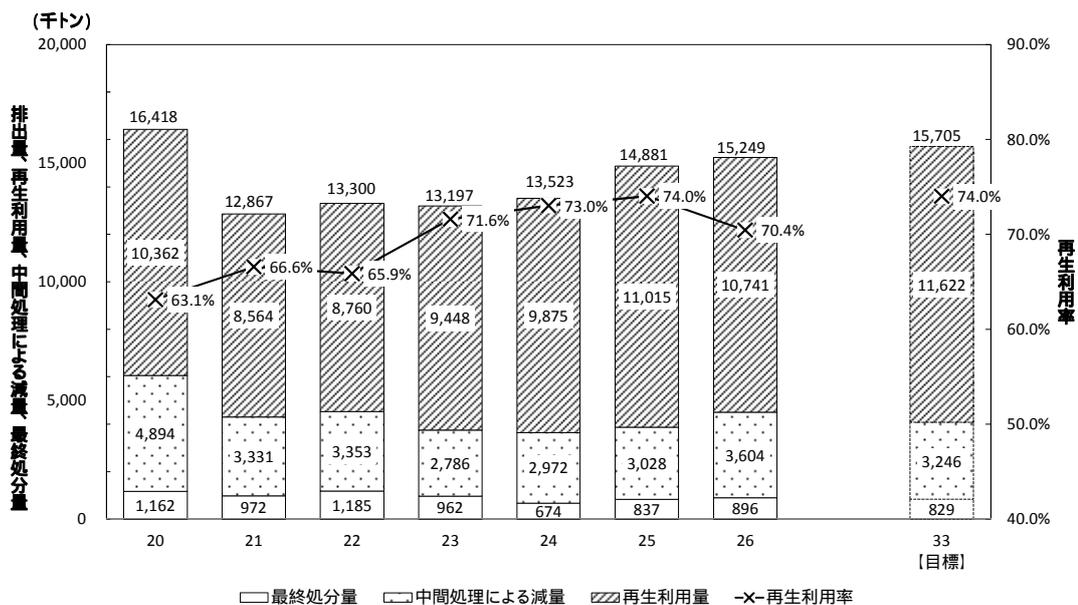
ウ 最終処分量

平成 33 年度における最終処分量は、平成 26 年度実績から約 6%増加する 95 万 3 千トンと予測され、国の基本方針では約 1%削減を目標としているため、この目標を満足させることとする。さらに、再生利用率が約 74%を目指すことと整合させ、最終処分量は平成 26 年度実績から約 7%削減する 82 万 9 千トン为目标とする。

この目標値は、国の基本方針の目標に即した 88 万 7 千トンより、さらに 5 万 8 千トン多く削減するものである。

排出量を将来予測値より減少させることに加え、再生利用率の向上を見込むため、最終処分量は平成 33 年度の将来予測値の「中間処理による減量」と「最終処分量」の比を用いて算出した。

図 4.4 産業廃棄物の減量化目標



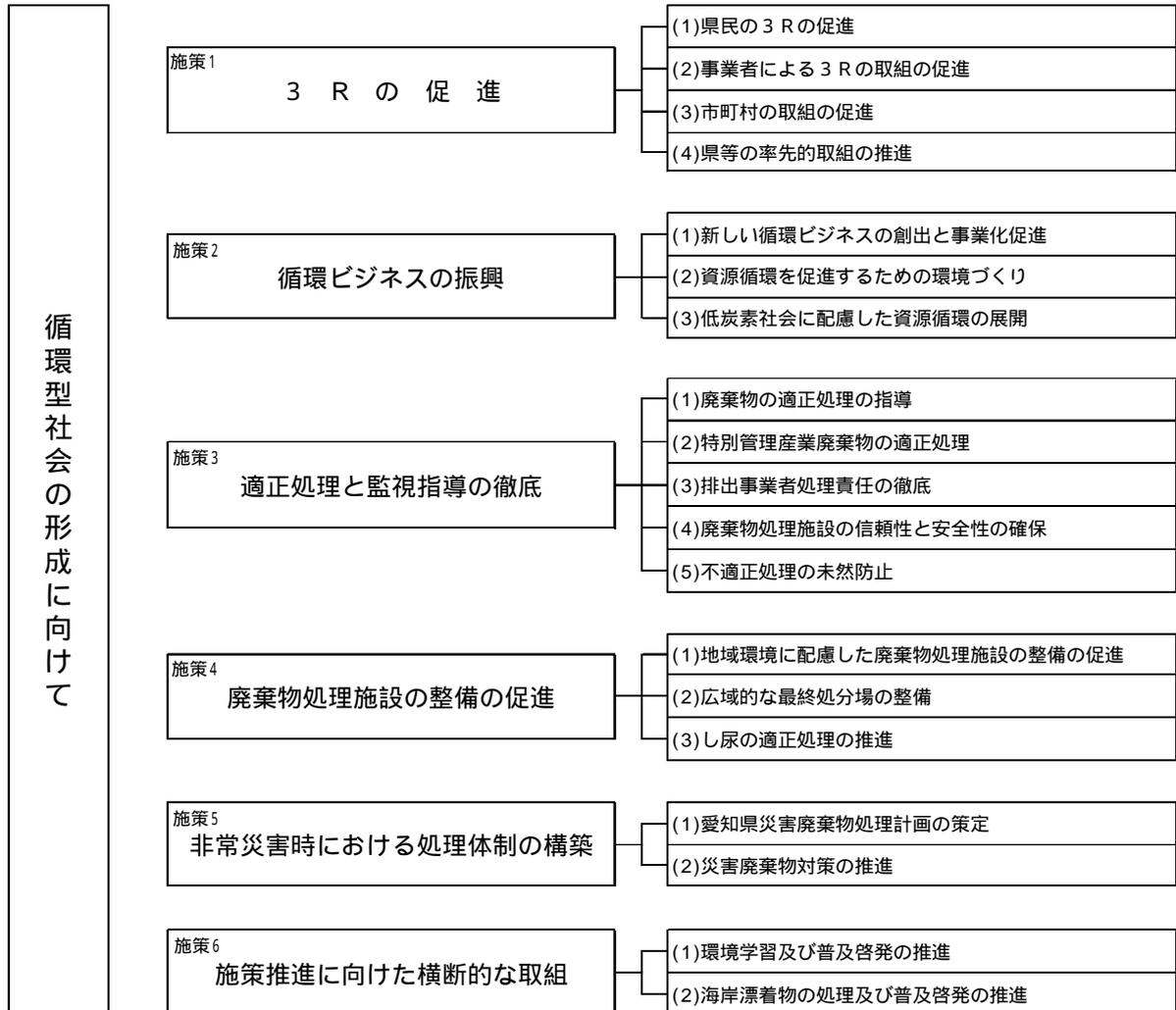
注：その他量を除いているため、排出量と各処理量の合計は一致しない。

第5章 施策の展開

1 施策の方針

本計画では、第3章で抽出された課題への対応や第4章で掲げた目標の達成に向け、次の体系図（図45）に基づき各種施策を総合的かつ計画的に推進する。

図45 廃棄物処理計画における施策体系図



2 具体的施策

施策1 3Rの促進

循環型社会の実現に向けて、県民、事業者、行政、みんなで3Rに取り組みます

(1) 県民の3Rの促進

県民が商品の購入、使用に当たり、使い捨て商品の購入を避け、詰め替え可能な商品や長期間使える環境に配慮した製品、修理等ができる製品を選択するなど、廃棄物の排出抑制に取り組むよう啓発を行う。

市町村が実施する分別収集や集団回収などの適正な資源循環の取組を促進する。

市町村や関係団体と連携しマイバッグの普及を促進するとともに、市町村による容器包装廃棄物の分別収集への協力を呼びかける。

「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」の事務局として県民大会、研修会等を開催することにより、3Rの必要性等を広く啓発するとともに、ごみ処理の有料化などの課題について引き続き検討を行う。

「あいち食育いきいきプラン2020」(平成28年3月)に基づき、余分な買い物はしない、期限表示に注意して保存する、材料のむだを省いた調理をする、作り過ぎない、外食時には食べきれぬ量のみ注文するなど環境に配慮した食生活の実践を促進する。

取組の強化

容器包装リサイクル法について、「愛知県分別収集促進計画」に基づき、市町村及び事業者団体と連携して、その普及、浸透を図る。

家電リサイクル法について、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機が対象品目となっていることや、そのリサイクルシステムに関して普及・啓発に努める。

自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車の再資源化等の促進を支援する。

(2) 事業者による3Rの取組の促進

多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の策定や毎年度の報告を通じて、3Rの推進など減量化の取組を指導する。また、多量排出事業者が提出した産業廃棄物処理計画等をインターネットで公表することにより、多量排出事業者の廃棄物処理の減量化・資源化等を促進する。

事業者による自主的取組を促進するため、廃棄物に関する適正な知識、発生抑制や再使用、再生利用に有効な情報、先進事例等について、セミナーや研修会の開催、インターネットを活用して情報提供に努める。

事業活動全般にわたり環境保全への取組を効率的に進めるための組織内の体制、手続き、審査等を定めた「ISO14001」や「エコアクション21」等の導入を促進する。

「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」の活用等により、市町村と連携し、「レジ袋削減取組店制度」の充実を通じて、レジ袋等の容器包装の発生抑制に係る事業者の取組を促進する。

食品関連事業者が行う食品の製造・流通・販売のそれぞれの過程において生じる食品廃棄物等について、発生抑制、再生利用、減量により削減が進むよう各種報告などを通じて事業者の取組を促進する。 **取組の強化**

「愛知県家畜排せつ物利用促進計画」(平成28年3月)に基づき、資源循環型畜産を推進し、平成28年度から平成37年度にかけて家畜排せつ物を処理・利用促進するための施設・機械等155箇所の整備を進める。 **取組の強化**

建設リサイクル法及び「建設リサイクル推進計画2015(中部地方版)」に基づき分別解体、再資源化の普及啓発を行うとともに、関係機関との連携による建設工事現場でのパトロールの実施などによりその促進に努める。また、中部地方建設副産物対策連絡協議会を通じて、関係事業者等と再生クラッシュランを始めとした建設副産物に関する情報交換・共有を行う。 **取組の強化**

自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を促進する。

排出事業者、処理業者及び市町村に対して、本計画の周知を図るとともに、廃棄物の適正処理や減量化・資源化に関するパンフレットの配布などにより廃棄物処理に対する意識の高揚を図る。

(3) 市町村の取組の促進

「一般廃棄物処理計画」に基づく一般廃棄物の分別収集や計画的な収集、処分を促進して、資源回収などによるごみ排出量の削減、再生利用等による資源循環の推進を支援する。

市町村の次の取組を促進するため、啓発、情報提供、技術的支援等を行う。

- ・ごみ排出量の削減及び資源化の推進
- ・食品の食べ切りや使い切り、生ごみの水切りの徹底の促進
- ・不用品の再使用、再生利用の推進
- ・紙類の分別、細分化の徹底の促進
- ・公共工事に伴い発生する建設系廃棄物などのリサイクルや環境物品の率直的な調達

ごみの排出抑制のため、ごみ処理の有料化の検討を促進する。

小型家電リサイクル法に基づき、パソコン等小型家電のリサイクルについて、県民及び事業者に周知を図るとともに、市町村が実施する小型家電リサイクルに関する取組を促進する。

家庭から排出された水銀使用廃製品の適正処理について、積極的に情報提供等を行い、市町村の取組を促進する。 **新規取組**

家庭から排出される資源ごみの民間事業者等によるリサイクル状況の把握を促進する。 **新規取組**

(4) 県等の優先的取組の推進

産業廃棄物税を課すことにより、廃棄物の発生抑制、減量化・資源化の促進、埋立処分量の削減を促すとともに、得られた税収により、廃棄物の減量化・資源化等の3Rの促進や適正処理に関する施策等の推進を図る。

< 主な税充当事業 >

- ・エコタウン推進事業
- ・資源循環高度化計画（仮称）事業
- ・循環型社会形成推進事業費補助
- ・家畜ふん尿資源化利用推進事業
- ・広域最終処分場整備推進
- ・武豊町地域交流施設整備費補助金
- ・産業廃棄物適正処理対策事業
- ・産業廃棄物処理業者優良化推進事業
- ・再生資源活用審査事業
- ・市町村産業廃棄物適正処理推進事業費補助金 など

「愛知県環境物品等の調達推進を図るための基本方針」に基づき、環境物品等の優先的な調達に取り組む。また、愛知県庁の環境保全のための行動計画（あいちエコスタンダード）により、廃棄物の分別、再利用の徹底を推進する。

県の事業においては、「愛知県リサイクル資材評価制度（あいくる）」の運用により、リサイクル資材の優先利用を推進する。また、建築物の解体等の工事に伴い生じたアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材等については「建設リサイクル推進計画2015（中部地方版）」に基づき、建設副産物のリサイクルや適正処理を推進する。

産業廃棄物処理業者に関する許可（施設）情報について、インターネット等を利用して広く県民及び排出事業者へ情報提供を行う。

最終処分場を設置している事業者、県外へ運搬する収集運搬業者、産業廃棄物処理業者、多量排出事業者等に対し、産業廃棄物処理の実績報告を求め、処理状況の把握を行い集計し、インターネット等を利用して広く県民に情報提供を行う。

市町村及び一部事務組合に対し、一般廃棄物処理の実績報告を求め処理実態の把握を行い集計し、インターネット等を利用して広く県民に情報提供を行う。

PCB 廃棄物については、PCB 廃棄物特別措置法に基づく毎年度の届出により保管・処理状況の把握を行い集計し、インターネット等を利用して広く県民に情報提供を行う。

家庭から排出される資源ごみの民間事業者等によるリサイクル状況の実態把握について検討を進めるよう国に働きかける。

新規取組

施策 2 循環ビジネスの振興

あいちの産業技術を活かし、先導的な循環ビジネスの振興を推進します

産学行政の連携の拠点として「あいち資源循環推進センター」を運営し、「資源循環高度化計画(仮称)」のもと、先導的で効果的な循環ビジネスの創出と事業化を促進し、その技術・事業等を広く県内に展開する。

(1) 新しい循環ビジネスの創出と事業化促進

「あいち資源循環推進センター」に、環境技術や循環ビジネスの豊富な知識・経験を持つ「循環ビジネス創出コーディネーター」を配置し、事業化に向けた相談や技術指導をはじめ、循環ビジネスの発掘・創出から事業化、事業継続までを総合的に支援する。

先導的、効果的な循環ビジネスの発掘・創出を進めるための情報の提供、支援の場である「循環ビジネス創出会議」を様々な形態(セミナー、現地見学会等)で開催し、事業化に意欲を持つ企業の事業化支援を行う。

先導的・効果的な循環ビジネスの事業化の検討やリサイクル施設等の整備(リサイクル、リデュース、ゼロエミッション関係施設整備)を実施する企業に対して補助を行い、ものづくり愛知を静脈側から支える。

(2) 資源循環を促進するための環境づくり

メッセナゴヤを始めとする大型イベントの場を活用して優れたリサイクル製品や技術の紹介を行うなど、リサイクル市場の拡大や新たな需要創出を図りつつリサイクル製品の販路拡大を支援する。

併せて、本県の各種支援施策のPRを強化しその活用を促進する。**取組の強化**

資源循環情報システムにより物質フローや廃棄物の排出情報、リサイクル事業に積極的に取り組んでいる企業の情報提供を行うとともに、適宜、情報の更新やニーズに合わせたコンテンツの見直しを行い、先導的な循環ビジネスの創出及び活性化を図る。

資源循環を含め、持続可能な社会づくりに向けた「ビジョン」と「こころざし」を持ち、地域や職場で活躍できる人材を育成する「あいち環境塾」を実施する。

資源としての再生利用が確実な廃棄物について処理業の許可を不要とする再生利用個別指定制度及び再生事業者の登録制度を利用した再生利用の促進に努める。

事業者が産業廃棄物等を再生し、得られた製品を販売しようとする場合に県が事前の届出により製品の環境安全性等を審査する再生資源活用審査制度により、再生資源の適正な活用を促進する。

減量化・資源化施設の導入に対する融資制度(経済環境適応資金融資制度)の周知に努める。

企業、団体による3Rなど環境負荷低減を促進するため、ものづくり愛知として優れた技術・事業・活動・教育の取組を表彰する「愛知環境賞」を実施する。

報道媒体による公表、表彰式の実施、事例集作成を通じて、広く表彰事例を社会に紹介することによって資源循環の気運の高揚を図る。

(3) 低炭素社会に配慮した資源循環の展開

水素は、再生可能エネルギーを始め多様なエネルギー源から製造が可能であり、利用段階で二酸化炭素の排出が少ないことから、地球温暖化対策に資するエネルギーとして期待されている。

廃棄物由来の再生可能エネルギー等を活用することで、二酸化炭素を排出しない方法により水素を製造し、複数の拠点へ供給する水素サプライチェーンの構築・事業化を検討する。

新規取組

廃棄物処理施設の設置に当たっては、エネルギー消費効率の高い機器を選定するなど、廃棄物処理に係るエネルギー消費を低減させるよう努める。また、空調機器や照明機器など、廃棄物処理施設に付随する設備についても、省エネ性能の高い機器の導入を促進する。

併せて、廃棄物処理施設の周囲に緑地設置を促進する。

一般廃棄物の処理施設については、循環型社会形成推進交付金等の活用などにより循環型社会形成の推進、災害時の廃棄物処理システムの強靱化及び地球温暖化対策の強化に資する計画的な施設整備を促進する。

廃棄物焼却炉における熱回収施設や発電施設、廃棄物系バイオマスの利活用施設など、循環型社会の形成とともに温室効果ガスの排出削減に寄与する施設整備を促進する。

廃棄物の収集・運搬に用いる車両については、融資制度等の周知により低公害車の導入を促進するとともに、エコドライブの実践について啓発する。

施策3 適正処理と監視指導の徹底

安心・安全な地域環境を目指し、適正処理を徹底します

(1) 廃棄物の適正処理の指導

排出事業者及び処理業者に対して、法令の遵守はもとより、地域環境に配慮した廃棄物の処理と減量化の指導を徹底する。

「愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱」に定める「産業廃棄物の保管に関する基準」に基づく指導を徹底し、過剰保管等の防止を図る。

悪質な法令違反者に対しては、改善命令や措置命令を行うなど厳正に対処し、早期是正と不適正処理の再発防止に努める。

産業廃棄物処理の透明性を図り、不適正処理の防止、廃棄物の的確な管理を図るため電子マニフェストの普及拡大を促進する。

・電子マニフェスト普及率：22.1%（H21） 39.2%（H26）

「優良産業廃棄物処理業者認定制度」の活用により優良業者の育成を図るとともに、優良業者情報をインターネットで公表し、排出事業者が優良な処理業者を選択しやすい環境を整備することにより、業界全体の優良化を図り、廃棄物の適正処理を推進する。

処分業（特別管理産業廃棄物処分業を含む。以下同じ。）の許可において、平成28年3月末までに53件認定しており、平成33年度末までに、約3割増の70件の優良認定を目指す。

(2) 特別管理産業廃棄物の適正処理

感染性廃棄物については、その排出事業者に対して「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成24年5月改訂 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）の周知徹底を図るとともに、処理状況の確認及び適正処理を指導する。

PCB 廃棄物の保管事業者に対して、PCB 廃棄物特別措置法に基づく保管状況の届出等により適正な保管管理の徹底を指導するとともに、未届けの PCB 廃棄物の掘り起こしを行う。また、「愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」（平成27年6月）に基づき、県内で保管されている PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進する。

さらに、平成28年7月に見直された、国のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を踏まえ、「愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」の改定を行う。

取組の強化

アスベスト廃棄物（廃石綿）については、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）」（平成23年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）の周知徹底を図り、適正に処理されるよう産業廃棄物処理業者に対する指導を徹底するとともに、特別管理産業廃棄物に該当しない石綿含有廃棄物についても、廃棄物処理法に基づき排出事業者や処理業者の指導を徹底する。

(3) 排出事業者処理責任の徹底

多量排出事業者に対して、適正な処理を行うための管理体制の整備を含めた産業廃棄物処理計画の策定及び毎年度の報告の遵守を指導する。

廃棄物の排出事業者は、自らの責任においてその廃棄物を適正に処理する責務があり、産業廃棄物の処理を委託により行う場合は、発生から最終処分までの一連の処理が適正に行われるよう排出事業者に対して、マニフェストの使用の徹底や適正な処理コストの負担などを指導するとともに、各業界団体を通じて適正な委託契約の徹底を要請する。

廃棄物の排出事業者に対し、「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」(平成15年条例第2号。以下「条例」という。)に基づき当該処理業者の能力の確認や現地調査による処理状況の確認を徹底するよう指導する。

排出事業者が処理を委託した産業廃棄物が不適正に処理された場合は、その排出事業者に対して、速やかな適正処理について必要な措置を講ずるとともに、不適正処理の状況及び講じた措置を届け出るよう指導する。

県外で発生する産業廃棄物を県内に搬入しようとする者に対しては、条例に基づき事前届出の徹底を指導するとともに、環境保全上の支障のおそれがある場合には搬入中止勧告等の措置を講じる。

食品廃棄物の不正転売事案を受け、再発防止のために食品廃棄物の排出事業者に対し、食品廃棄物の排出における留意事項を解説したリーフレットを活用して、排出事業者責任の周知徹底を図る。

新規取組

水銀血圧計等を退蔵している医療機関に対して「医療機関に退蔵されている水銀血圧計等回収マニュアル」(平成28年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)の周知徹底を図るとともに、処理状況の確認及び適正処理を指導する。

新規取組

(4) 廃棄物処理施設の信頼性と安全性の確保

廃棄物処理法に基づき焼却施設や最終処分場等の設置又は変更の許可を受けようとする者に対しては、条例等に基づき、施設の設置等に係る計画の内容を十分周知するための地域住民に対する説明会の開催や生活環境の保全に関する協定の締結を指導する。

廃棄物処理施設の設置及び処理業の許可に当たっては、廃棄物の処理や維持管理が的確かつ継続的に行われるよう、県の審査基準に基づき、事業者の能力等の厳正な審査を行う。また、施設の稼動前に、許可どおりの施設であるかを確認するための使用前検査等を実施する。なお、焼却施設や最終処分場等の設置に当たっては、生活環境の保全に適切な配慮がなされているかについて、「愛知県廃棄物処理施設審査会議」に諮り、専門家の意見を聴く。

廃棄物処理施設の信頼性等を確保するため、焼却施設や最終処分場等について、法に基づく定期検査を確実に実施する。また、設置者自らによる定期的な検査の実施と維持管理に関する情報の公表や閲覧用の記録の備え付けの遵守を指導するとともに、行政による立入検査を行う。

民間最終処分場の埋立終了後の浸出液の処理等の維持管理については、設置者に対し、維持管理積立金制度の活用による適正な管理を指導する。

埋立終了後の民間最終処分場跡地の利用者に対する情報提供のため、構造や埋立廃棄物の種類等を明確にした台帳の整備を行う。

産業廃棄物処理施設の操業状況や自主検査の結果等の自主的な情報公開を促進し、処理施設の信頼性の向上を図る。

(5) 不適正処理の未然防止

不法投棄、過剰保管等の不適正処理の未然防止及び迅速適正な対応に向け、県、東三河総局、各県民事務所等（以下、「各県民事務所等」という。）に「不法投棄等監視特別機動班」を設置し、定期的、計画的な監視パトロールを実施する。また、廃棄物処理に関わる部局間の連携を密にし、それぞれの権限に基づく監視・指導を徹底する。

各県民事務所等に警察官経験者を配備して監視指導の強化を図るとともに、職員による監視だけでなく、監視が手薄になりがちな平日夜間及び休日における監視業務を民間の警備会社に委託し監視の強化を図る。

「地域環境保全委員」の協力や不法投棄情報の通報体制の周知により、不適正処理事案の情報収集や早期発見に努めるとともに、野焼きや過剰保管に対する一斉立入指導や市町村と連携したパトロールを定期的に行うなど監視・指導を強化する。

県警察本部と協力連携して不適正な処理に対する監視・指導に努め、監視等を通じ得られた状況に応じて、監視体制の見直しを図る。

不適正処理の広域化に対処するため、地方機関との情報連絡、隣接県等との情報交換や協議・協力体制の充実に努める。

土地の所有者等に対しては、条例等に基づき、産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう当該土地の適正な管理に努めるとともに、生活環境の保全上の支障の除去に協力するよう指導する。

県の事業主体である部局、事業の発注部局、事業に対する指導・監督部局、廃棄物処理の指導・監督部局等、関係部局間の連携を図り、それぞれの立場から対策を講じ、不法投棄、野焼き、過剰保管等の不適正処理の未然防止と早期是正を図る。

市町村等関係機関と連携して廃棄物の不適正処理への対応を強化するとともに、不法投棄については、原因者のみならず関係者の責任ある対応を指導する。

特に産業廃棄物処理業・施設に係る許可権限を持つ県内4政令市については、「産業廃棄物適正処理推進事業費補助金」により、市によるパトロール等の不適正処理の未然防止のための事業を支援する。

県、国、政令市、名古屋海上保安本部、一般社団法人愛知県産業廃棄物協会、一般社団法人愛知県建設業協会等により構成する「愛知県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」及び、地方機関、市町村等により構成する「地域産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」の活用により、関係機関が連携し一体となって不適正処理

の未然防止及び不適正処理事案に対する迅速かつ的確な対応に努める。

自動車リサイクル法に基づく関連事業者（引取業者、フロン類回収業者、解体業者又は破碎業者等）への監視・指導を行うとともに、法の枠組みから外れた自動車の不正解体・不正輸出に対して、国、県警察本部など関係機関と連携し、未然防止及び迅速かつ的確な対応に努める。

産業廃棄物処理業者に関する許可情報等を地図上に掲載して検索できるなど、県民・排出事業者へ「見える化」を図るとともに、不適正処理に関する通報を容易にできるよう、廃棄物処理業者・事業者登録管理システムを再構築する。

新規取組

地上からの立入検査及び監視パトロールでは監視活動に限界があるため、ドローン等を用いた上空からの確認を行うことにより、実態を正確に把握し、改善指導に努める。

新規取組

平成 28 年 1 月に本県で発生した食品不正流通事件を踏まえ、食品廃棄物はもとより、廃棄物全体に対する監視の精度を向上させるため、立入検査マニュアルの作成を行い、立入検査体制の強化を図る。

新規取組

施策4 廃棄物処理施設の整備の促進

地域環境に配慮した適正な廃棄物処理施設づくりを目指します

(1) 地域環境に配慮した適正な廃棄物処理施設の整備の促進

一般廃棄物の処理については、市町村が定めた「一般廃棄物処理計画」に従って単独又は広域的に中間処理施設及び最終処分場を確保するものであり、その確保にあたり地域の社会的、地理的条件を踏まえた適正な施設の整備を促進する。

一般廃棄物の焼却処理については、ダイオキシン類の発生抑制、処理施設の建設費・維持管理費等のコスト縮減等の観点から、「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」(平成21年3月、平成29年度第3次計画に改定予定)に基づき、焼却処理の広域化を推進する。

一般廃棄物の処理施設については、循環型社会形成推進交付金等の活用などにより、計画的な整備を促進するとともに、厳しい財政状況の中、施設の長寿命化の検討を含め計画的かつ効率的な更新が図られるよう、施設の設置者である市町村等を支援する。

産業廃棄物については、排出事業者処理責任の原則の下、廃棄物処理施設の信頼性と安全性を確保するため、「愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱」に基づき、排出事業者又は処理業者による地域環境に配慮した施設整備を促進する。

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が行う「産業廃棄物処理事業に必要な資金の借入に係る債務保証制度」や日本政策投資銀行、愛知県等が行う融資制度の周知に努める。

(2) 広域的な最終処分場の整備

現在、公益財団法人愛知臨海環境整備センターが武豊町地先において、県内全域の産業廃棄物、一般廃棄物を対象に、また、公益財団法人豊田加茂環境整備公社が豊田市内において、豊田市、みよし市及びその他一部県内の産業廃棄物、一般廃棄物を対象に処分を行っている。

公共関与の広域最終処分場

事業主体	(公財)愛知臨海環境整備センター	(公財)豊田加茂環境整備公社
設置場所	知多郡武豊町地先(衣浦港3号地)	豊田市御船町
施設	面積	47.2 ha
	埋立容量	538 万 m ³ 496 万 m ³ (覆土除く)
廃棄物受入計画	受入期間	平成22年7月～平成35年4月
	受入廃棄物：受入地域	産業廃棄物：県内全域 一般廃棄物：同上
		産業廃棄物：豊田市、みよし市及びその他一部県内 一般廃棄物：豊田市、みよし市及び同市を含む一部事務組合

広域的な最終処分場の整備に対する基本的考え方は、次のとおりである。

- ・ 産業廃棄物の最終処分場については、民間事業者のみによる施設の確保が極めて困難な状況にあることなどを踏まえ、排出事業者処理責任の原則の下、必要に応じて第三セクター方式により、広域的な最終処分場の整備に公共関与を行う。
- ・ 一般廃棄物の最終処分場については、市町村間の連携による効率化が必要であること等の観点から、市町村が目指す広域的な最終処分場整備に支援・協力する。
- ・ 深刻な適地の減少を踏まえ、産業廃棄物及び一般廃棄物を併せた広域的な最終処分場の確保に努める。

広域的な最終処分場確保の今後の方向は、次のとおりとする。

- ・ 県内全域を対象とする広域的な最終処分場として整備を進めてきた衣浦港3号地廃棄物最終処分場が平成22年度に供用開始したことにより、他の民間処分場等と合わせ、当面、安定的な受入体制が確保された。

埋立実績（平成28年3月末現在） 管理型処分場 約21.1%

安定型処分場 約46.1%

- ・ 県民、事業者等の3Rの取組等により、一般廃棄物・産業廃棄物ともに最終処分量は減少傾向にあり、環境への負荷を低減させるため、引き続き最終処分量の削減に努めていく必要がある。
- ・ しかしながら、廃棄物の減量化・資源化を進めても最終処分量をゼロにすることはできず、県民の生活や産業活動を支える上で、最終処分場は必要な施設であるが、施設の整備には課題が多い（民間事業者のみでの最終処分場確保の困難性、適地の減少等）ことから、公共関与による広域的な最終処分場の確保は今後とも必要と考えられる。
- ・ 今後の広域的な最終処分場（衣浦港3号地廃棄物最終処分場の次期処分場）に関しては、廃棄物の最終処分量が減少傾向にあること、また、広域的な市町村圏での取組や民間事業者による施設整備状況等を見極めつつ、その在り方について検討する。
- ・ 市町村が広域的な市町村圏において、一般廃棄物の最終処分場を整備する場合、また、市町村がその地域の産業界と第三セクターを組織し、一般廃棄物等の最終処分場を整備する場合には、自区域内での処理を推進する観点から、市町村の意向、地理的条件等を踏まえ、その整備に対して支援・協力する。

（3）し尿の適正処理の推進

し尿処理については、「全県域汚水適正処理構想」（平成8年6月策定、平成28年7月見直し）と整合を図りながら、下水道、集落排水処理施設、浄化槽などの汚水処理施設について、地域の実情に応じ、計画的、効率的に整備を行う。

下水道の処理計画区域外あるいは供用開始までに相当の年数を要する地域にあつては、浄化槽の普及または浄化槽（単独処理）の合併処理化を促進するとともに、汚泥再生処理施設整備によるし尿・生ごみ等の有機性廃棄物の資源化を促進する。

施策5 非常災害時における処理体制の構築

非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する施策の推進等を進めます

(1) 愛知県災害廃棄物処理計画の策定

新規取組

災害発生後の早期復旧・復興を果たすため、災害が発生した際に廃棄物を迅速かつ適正に処理することを目的として、平成28年10月(予定)に「愛知県災害廃棄物処理計画」を策定した。

§ 災害廃棄物処理に係る基本方針

県内の市町村による連携

災害廃棄物は、一度に大量の発生が見込まれ、単独の市町村では対応が困難なことが想定されるため、市町村間の連携を促進し対応を図る。

分別・選別の徹底及び再資源化の促進

災害廃棄物の発生現場や仮置場への搬入時における分別を徹底し、円滑な処理につなげるとともに、仮置場等での選別の徹底及び再資源化の促進により、最終処分量の低減を図る。

民間事業者との連携

一般廃棄物である災害廃棄物の処理に当たっては、市町村自らによる処理や一般廃棄物処理業者の活用に加えて、産業廃棄物処理業者や建設業者など幅広い民間事業者の力を最大限活用して、迅速な処理を目指す。

(2) 災害廃棄物対策の推進

新規取組

災害廃棄物対策に係る体制整備

(ア) 市町村

- ・ 災害廃棄物は、原則として一般廃棄物であり、市町村がその処理の責任を担う。
- ・ 市町村は、災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定するとともに、愛知県災害廃棄物処理計画と整合を図りつつ、市町村災害廃棄物処理計画を作成する。

市町村災害廃棄物処理計画 2市町村策定済(平成28年10月)

- ・ 災害時に域内の廃棄物を迅速かつ適正に処理できる体制を整備するため、関係部局と連携し、災害廃棄物仮置場の候補地を確保する。
- ・ また、災害廃棄物に係る協力支援体制について、発災時に支援側となる周辺市町村や友好提携都市、廃棄物処理業者等との連携を深めるとともに、建設業者やプラント関係業者等の連携体制の構築も進める。

(イ) 県

- ・ 県は、市町村に対して、廃棄物処理に対する技術的援助に努めるとともに広域的な観点から、市町村間や民間事業者、他県、国等との連携体制を整備する。
- ・ 災害廃棄物の処理主体となる市町村において、「愛知県災害廃棄物処理計画」と整合性が図られた市町村災害廃棄物処理計画が県内全市町村で策定されるよう、研修の実施や情報提供等の技術的支援を行う。
- ・ 災害廃棄物に係る協力支援体制について、廃棄物処理業者との連携に加え建設業者等との連携を図るとともに、広域的な協力支援体制については、国・県・市・民間事業者団体で構成する「大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会」において、協力支援体制を構築する。

災害廃棄物対策としての処理施設の整備

- ・ 市町村は、地震や風水害等に強い処理施設とするため、既存の処理施設及び新規の処理施設の整備・防災対策を推進する。
- ・ 県は、市町村が設置する処理施設について、その設置や改良時の国の交付金に係る指導監督事務や技術的助言を通して、処理施設の整備・防災対策を推進する。

人材育成・訓練

- ・ 県は、災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、県及び市町村、関係団体の職員を対象として伝達訓練、図上訓練等の模擬訓練や被災自治体の職員や専門会による講習会等を通じて災害対策を担う人材の育成、訓練を実施する。また、有害物質への対応や処理困難な廃棄物の取扱方法についても、研修会等を通じて知識の向上を図る。
- ・ 市町村においても、定期的に組織や連絡体制の確認を行い、市町村組織内や関係団体との伝達訓練を行うとともに、災害廃棄物処理計画で定めた仮置場の設置・運営方法についての確認や一般廃棄物処理施設、その他処理施設における防災対策や災害廃棄物の処理技術面の向上を図るため、研修会、机上訓練、実地訓練などを実施する。

施策6 施策推進に向けた横断的な取組

情報の収集・発信、環境学習など、施策推進に向けて横断的に取り組みます

(1) 環境学習及び普及啓発の推進

愛知県教育委員会と連携して廃棄物に関する事項も盛り込んだ環境学習副読本を作成するとともに、学習教育の場や「あいち環境学習プラザ」を通して廃棄物の減量化・資源化、適正処理等に関する知識の普及と意識の醸成を図る。

循環型社会づくりや廃棄物処理についての理解を深め、減量化・資源化を促進するため、シンポジウムの開催やパンフレットの配布等による啓発を行う。

県民が日常の環境行動の効果を家庭生活と関連づけながら確認できるシステムを運営し、資源循環に関する意識啓発を図る。

愛知県環境調査センター・愛知県衛生研究所の建替えに当たり、循環型社会づくりや3Rの促進についても学べる、小中学生を対象とした環境学習の場を設置する。

新規取組

(2) 海岸漂着物の処理及び普及啓発の推進

「愛知県海岸漂着物対策推進地域計画」を平成27年12月に改定し、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域を新たに9海岸追加し、計19海岸とした。民間団体等との連携体制を強化しながら、海岸漂着物等の回収・処理など海岸等の環境保全のために必要な措置を行う。

取組の強化

海岸漂着物に含まれるマイクロプラスチック等が生態系に影響を及ぼすおそれがあるため、海岸環境の保全について、市町村や民間団体等との連携体制を強化しながら、内陸部においても情報提供、普及啓発等を行う。

取組の強化

国の地域環境保全対策費補助金を活用して、海岸漂着物の回収・処理を行う市町村等へ財政支援を行う。

第6章 廃棄物処理計画の推進

本計画を円滑に推進していくためには、県民、事業者、行政等の関係者が、適切な役割分担のもと、それぞれの主体が積極的な取組を実施することが重要である。

1 各主体の責務・役割

(1) 県民

県民は、自らがごみの排出者であり、環境へ負荷をかけているという責任を有しているとともに、循環型の社会をつくる担い手でもあることを自覚し、環境への負荷を低減したライフスタイルへと転換を図っていくことが求められている。

また、ごみ問題だけでなく、環境負荷の低減に対する関心と理解を深め、循環型の社会づくりを推進する取組に積極的に参加・協力することが必要である。

主な具体的行動

- ・ 買い物時には、マイバッグ（買い物袋）を持参し、詰め替え商品、はかり売り、簡易な包装のもの、繰り返し利用できるもの、耐久性に優れたものなど、廃棄物の減量につながる商品を選択する。
- ・ 特に食品については、賞味期限に関する正しい理解を深め、適量の購入等により、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品を減らす。
- ・ 食品の食べ切りや使い切り、生ごみの水切りの徹底、生ごみの堆肥化など、ごみの減量化に努める。
- ・ 外食時には、適量な注文、食べ残しの削減に努める。
- ・ 修理・修繕するなど、ものを大切に長く使用する。
- ・ 不用品のフリーマーケットやバザーへの出品、物品交換情報などを活用した再使用に努める。
- ・ 市町村が定めるごみの排出ルールに基づいた分別の徹底、各種リサイクル法等に基づくリサイクル料金の負担や適正な引き渡しを行う。

(2) 事業者

ア 排出事業者

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないことを認識し、原材料の選択や、生産工程、流通・販売過程において可能な限り廃棄物の発生を抑制する工夫を行い、再使用、再生利用を行い、最終的に廃棄物として排出するものについては、環境への負荷の低減に配慮しつつ、適正な処理を行うことが必要である。

また、拡大生産者責任の考えのもと、自ら生産する製品が消費や廃棄される段階で発生する廃棄物について、減量化、資源化及び適正処理を考慮した製品の設計に努める必要がある。

主な具体的行動

- ・ 原材料の選択や製造工程等の工夫により、自ら排出する廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用に努める。
- ・ 廃棄物を廃棄物処理業者に委託するときには、処理状況の確認や適正な対価の負担、マニフェストの交付など排出者としての責任を履行する。
- ・ 委託を行うに当たっては、不適正な処理が行われるリスクが小さい、優良な廃棄物処理業者の選択に努める。
- ・ 自ら排出する廃棄物について、再生利用等を行うことができる廃棄物処理業者へ処理を委託し、その廃棄物の適正な循環的利用に努める。
- ・ 特に、食品関連事業者については、食品ロスの削減に極力努めるとともに、やむを得ず食品を廃棄する場合には、そのまま商品として転売することが困難となるよう適切な措置を講じる。
- ・ 拡大生産者責任の考えのもと、自ら生産する製品について、消費や廃棄の段階においても、適正なリサイクルや処分に一定の責任を有することを認識し、製品の長寿命化・省資源化への配慮、リサイクルが容易な製品の開発、できるだけ廃棄物を発生させない製品の製造などに努める。
- ・ 自らが製造等を行った製品等が廃棄物となったら、極力自主的に引き取り、循環的な利用に努める。
- ・ グリーン購入やオフィスからの紙ごみの削減等を推進する。

イ 廃棄物処理業者

廃棄物処理業者は、廃棄物を適正に処理する専門事業者として重要な役割を担っており、適正な処理を確保することはもとより、廃棄物の減量化や資源化に資することが求められる。

廃棄物の処理に当たっては、事業活動に伴う環境負荷を低減し生活環境の保全に努めるとともに、積極的な情報公開を行い、廃棄物処理に対する住民の信頼を高め、地域との協調に努めることが必要である。

また、循環型社会の形成を担うため、循環ビジネスへの取組が期待される。

主な具体的行動

- ・ 廃棄物処理施設の設置や運営に当たっては、地域環境等に配慮した施設づくりを行うとともに、周辺住民への十分な説明や処理情報等の公開を行い、信頼の確保に努める。
- ・ 排出事業者に対し、廃棄物の減量化や再資源化に関して助言や提案をするとともに、処理量等の処理状況に関する情報を積極的に公表する。
- ・ リサイクル産業への積極的な進出やリサイクル技術の開発に努める。
- ・ 優良産業廃棄物処理業者認定制度を活用して、優良認定の取得に努める。
- ・ 排出事業者による現地確認を積極的に受け入れる。

(3) 市町村

市町村は、その行政区域内における住民に最も近い位置の自治体として、また一般廃棄物の処理責任者として、廃棄物の排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報発信を行うことにより、住民や事業者の自主的な取組を促進するとともに、一般廃棄物の適正な循環利用をすることが求められる。その上で、処分しなければならない一般廃棄物については適正な中間処理、最終処分を確保しなければならない。

また、適正な循環利用や適正処分を進めるためには、他の市町村や県との連携等により広域的な取組を促進する必要があるとともに、各種リサイクル法に基づく回収体制の構築や住民への周知徹底に努めることが必要である。

主な具体的行動

- ・住民による自主的な 3 R の取組が進むよう、適切な普及啓発や情報提供、環境教育等に努める。
- ・先進的な取組事例等を参考に、分別収集体制や再生利用の取組などの改善に努める。
- ・ごみ処理の有料化など、経済的インセンティブを活用した排出抑制等の導入について検討を進める。
- ・一般廃棄物処理業務について、収集・処分に係るコスト分析を行い、経済的・効率的な事業運営に努める。
- ・資源循環の観点に加え地球温暖化対策にも配慮し、ごみ発電や廃棄物系バイオマスの利活用（食品残さの堆肥化や剪定枝のチップ化、堆肥化など）を推進する。
- ・地域住民や関係機関と連携し、不法投棄等の不適正処理の早期発見、早期対応に努める。
- ・グリーン購入、オフィスからの紙ごみの削減や、公共事業からのがれき類等の再資源化、上下水道汚泥の有効利用などを率先して行う。
- ・食品循環資源の再利用等を地域の実情に応じて促進するための措置等について、市町村が定める一般廃棄物処理計画において適切に位置づけるよう努める。

(4) 県

県は、広域的な観点から県内の一般廃棄物及び産業廃棄物の状況を的確に把握し、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用等の促進と処理体制の確保など廃棄物に関する施策を総合的に推進する必要がある。

県として、県民、事業者、市町村の取組に対する支援や適正処理の確保など、循環型社会の形成に向け各種施策を展開する（県の施策は第 5 章参照）ほか、廃棄物行政の円滑な推進のため、必要な制度の改正や財政支援措置などについて、積極的に国に要望していく。

また、計画の実施による効果を把握するため、一般廃棄物及び産業廃棄物の排

出量等の実態を把握し、目標の達成のための適切な指導を行うなど、計画の着実な推進に努める。

2 計画の進行管理

(1) 目標達成状況の把握

一般廃棄物については、市町村等に対する一般廃棄物処理事業実態調査などにより、また、産業廃棄物については、産業廃棄物処理実績報告などにより、排出量、最終処分量等を毎年度推計し、目標の達成状況を把握する。

(2) 進行管理

目標の達成状況については、県の環境白書やホームページにより公表するとともに、愛知県環境審議会廃棄物部会を通じて処理状況や施策の効果の分析、評価を行うなど、点検を行う。また、事業者団体、消費者団体、女性団体、市町村等で構成する「ごみゼロ社会推進あい知県民会議」等においてワークショップを開催するなどして、関係者の連携、協力により計画の着実な推進に努める。

こうした点検結果や社会情勢その他廃棄物に係る環境の変化に合わせ、必要に応じて施策の見直し等を行う。

1 廃棄物排出量等の将来予測手法

(1) 一般廃棄物

過去の実績に即した予測

一般廃棄物の排出量は、将来における地域別ごみ種類別の排出原単位（一人一日当たりの排出量）に将来人口を乗じることにより求めた。

排出原単位については、5種類の回帰式（一次式、二次式、対数式、べき乗式、ロジスティック式）により比較検討を行い、適合性を判断の上、地域別ごみ種類別に将来の排出原単位を設定した。

人口については、「日本の市区町村別将来推計人口(平成25年3月推計)(国立社会保障・人口問題研究所)」の推計人口(中間年は直線補完により算出)で示された人口の伸び率を用いて、地域別に将来のごみ排出に係る対象人口を求めた。

減量化、資源化等の処理状況については、現況(平成26年度)における分別収集・リサイクル等の取組状況(処理比率)が将来も維持されるものとして推計した。

図 ごみの総排出量と最終処分量の推移(H22~26実績による推計)

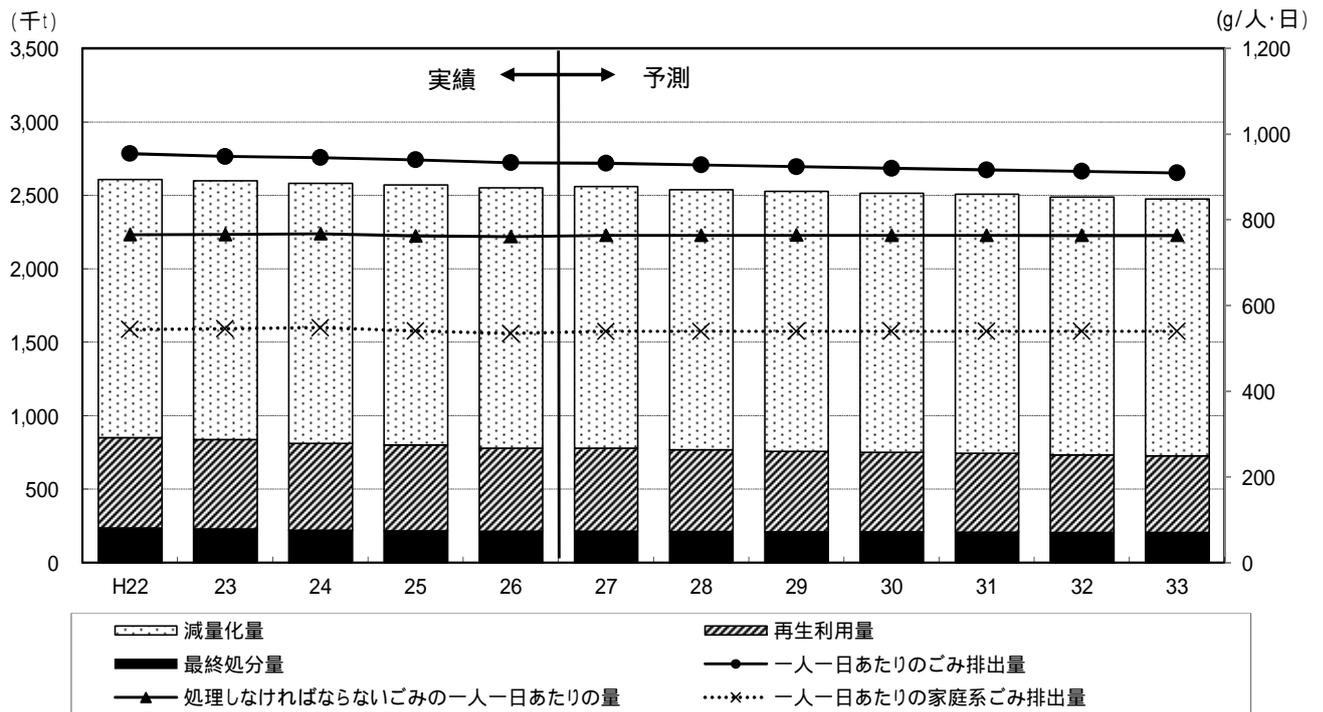


表 ごみの総排出量と最終処分量の推移(H22~26実績による推計)

	人口 人	ごみ総排出量		処理しなければならないごみの量		家庭系ごみ排出量		再生利用量 千トン	減量化量 千トン	最終処分量 千トン	
		千トン	一人一日あたり g/人日	千トン	一人一日あたり g/人日	千トン	一人一日あたり g/人日				
実績	H22	7,484,228	2,607 (102.2%)	954 (102.2%)	2,090 (100.6%)	765 (100.6%)	1,485 (101.6%)	614 (108.2%)	1,757 (99.2%)	236 (110.9%)	
	23	7,490,140	2,600 (101.9%)	948 (101.6%)	2,098 (101.0%)	765 (100.6%)	1,496 (102.3%)	546 (102.0%)	1,762 (99.5%)	229 (107.8%)	
	24	7,484,099	2,581 (101.2%)	945 (101.2%)	2,096 (100.9%)	767 (100.9%)	1,498 (102.5%)	548 (102.5%)	1,770 (100.0%)	222 (104.5%)	
	25	7,494,346	2,572 (100.8%)	940 (100.7%)	2,085 (100.3%)	762 (100.2%)	1,479 (101.2%)	541 (101.1%)	1,773 (100.2%)	215 (100.9%)	
	26	7,487,071	2,551 (100.0%)	934 (100.0%)	2,078 (100.0%)	760 (100.0%)	1,462 (100.0%)	535 (100.0%)	568 (100.0%)	1,770 (100.0%)	213 (100.0%)
予測	27	7,499,140	2,559 (100.3%)	932 (99.9%)	2,095 (100.8%)	763 (100.4%)	1,481 (101.3%)	539 (100.9%)	566 (99.6%)	1,779 (100.5%)	214 (100.5%)
	28	7,493,088	2,539 (99.5%)	928 (99.4%)	2,088 (100.5%)	764 (100.4%)	1,476 (101.0%)	539.6 (100.9%)	556 (97.9%)	1,771 (100.0%)	212 (99.6%)
	29	7,487,054	2,526 (99.0%)	924 (99.0%)	2,087 (100.4%)	764 (100.4%)	1,475 (100.9%)	539.7 (100.9%)	548 (96.5%)	1,767 (99.8%)	210 (98.9%)
	30	7,481,038	2,513 (98.5%)	920 (98.6%)	2,085 (100.3%)	764 (100.4%)	1,474 (100.8%)	539.7 (100.9%)	541 (95.2%)	1,763 (99.6%)	209 (98.2%)
	31	7,475,039	2,508 (98.3%)	917 (98.2%)	2,089 (100.5%)	763 (100.4%)	1,477 (101.0%)	539.8 (100.9%)	536 (94.3%)	1,764 (99.6%)	208 (97.9%)
	32	7,469,059	2,489 (97.6%)	913 (97.8%)	2,081 (100.1%)	763 (100.4%)	1,472 (100.7%)	539.9 (100.9%)	528 (92.9%)	1,755 (99.1%)	206 (97.0%)
	33	7,450,509	2,474 (97.0%)	910 (97.4%)	2,075 (99.9%)	763 (100.3%)	1,468 (100.5%)	540.0 (101.0%)	521 (91.7%)	1,748 (98.7%)	205 (96.3%)

(2) 産業廃棄物

過去の実績に即した予測

将来における産業廃棄物の発生量の予測に当たっては、「今後とも大きな技術革新及び法律上の産業廃棄物の分類に変更がなく、現時点における産業廃棄物の排出状況と業種毎の活動量との関係は変わらない」ことを前提とし、実態調査（平成 26 年度実績）に基づく発生原単位に将来の活動量を乗じることにより産業廃棄物の発生量を求めた。

活動量については、5 種類の回帰式（一次式、二次式、対数式、べき乗式、ロジスティック式）により比較検討を行い、適合性を判断の上、業種別に将来の活動量を設定した。

減量化、資源化等の処理状況については、現況（平成 26 年度）におけるリサイクル等の取組状況（処理比率）が将来も維持されるものとして推計した。

図 処理・処分量の将来予測（H22～26 実績による推計）

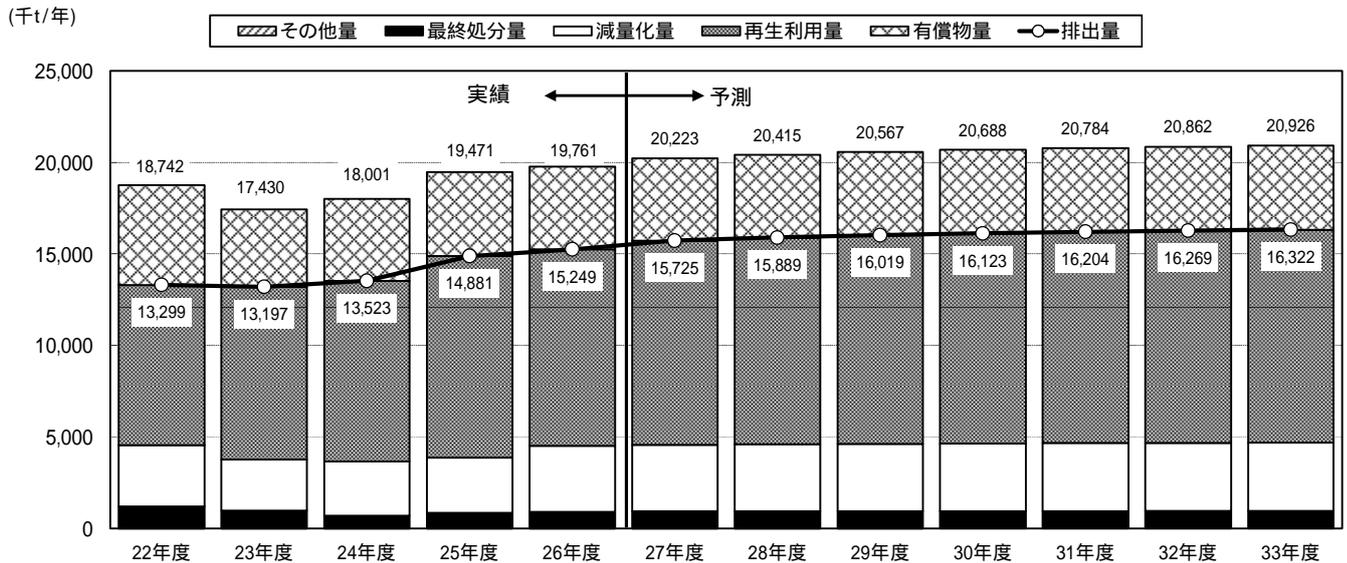


表 処理・処分量の将来予測（H22～26 実績による推計）

単位：千t/年

年度	実績				
	平成 22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
発生量	18,742	17,430	18,001	19,471	19,761
排出量	13,299	13,197	13,523	14,881	15,249
有償物量	5,443	4,233	4,478	4,590	4,513
再生利用量	8,760	9,448	9,875	11,015	10,741
減量化量	3,353	2,786	2,972	3,028	3,604
最終処分量	1,185	962	674	837	896
その他量	1	1	1	1	9

年度	予測						
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
発生量	20,223	20,415	20,567	20,688	20,784	20,862	20,926
排出量	15,725	15,889	16,019	16,123	16,204	16,269	16,322
有償物量	4,499	4,525	4,547	4,565	4,580	4,593	4,604
再生利用量	11,167	11,294	11,395	11,475	11,537	11,587	11,627
減量化量	3,629	3,657	3,679	3,697	3,712	3,723	3,733
最終処分量	920	929	936	942	946	950	953
その他量	9	9	9	9	9	9	9